

江東区こども計画 (案)

令和7年度～令和11年度

令和7年3月



スポーツと人情が熱いまち

江東区

計画の策定にあたって

こども・若者が健やかに安心して成長することは社会全体の願いです。

本区では平成27年及び令和2年に「江東区こども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育施設の確保や子育て支援の充実を図ってまいりました。その結果、待機児童の解消、一時預かり事業や各種相談事業の充実など、一定の成果を上げてきました。

一方で、地域のつながりが希薄化する中で、子育てに不安や孤立感、負担感を感じている保護者も少なくありません。また、ヤングケアラーやひきこもりの方への支援など解決すべき社会問題も多く残されています。

こうした状況を踏まえ、子育て家庭のニーズや社会環境の変化に的確に対応するため、「江東区こども計画」を新たに策定いたしました。

本計画では、対象年齢を妊娠期から概ね18歳までとし、切れ目のない支援が必要な場合等、施策によってはそれ以上の年齢の若者も対象としています。また、様々な法律に規定されているこども・若者に関する計画を一体として策定し、こども・若者施策に関する区の総合計画として策定しております。そして、こども・若者たちが心から「生まれてきて良かった」と実感でき未来に希望が持てる社会を実現するという理念のもと、全てのこども・若者及び子育て家庭を支えていくという思いを計画に込めました。

今後もこどもの最善の利益のため、引き続きスピード感を持って、計画を着実に実施してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に議論を重ねていただきました「江東区こども・子育て会議」委員の皆さま、「区民意向調査・子育て世帯生活実態調査」や「こどもまんなかワークショップ」・「パブリックコメント」にご協力いただいた皆さまには、貴重なご意見をお寄せいただき厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

江東区長
大久保朋果



◆◆目次◆◆

第1章 はじめに ～計画の策定にあたって～	1
1-1 計画の背景・主旨	1
1-2 計画の位置づけ	3
1-3 計画の対象	4
1-4 計画の期間	5
1-5 計画の策定体制	5
第2章 江東区のこども・若者を取り巻く環境	6
2-1 統計からみる現状	6
2-2 現行計画の進捗状況	26
2-3 令和5年度調査(アンケート・ヒアリング)等結果概要	37
第3章 計画の基本的な方針	44
3-1 計画の基本理念	44
3-2 計画の基本目標	47
3-3 計画の指標	50
第4章 施策の展開	51
基本目標1 こどもの権利を守る	52
1 こどもの権利の周知・理解促進、相談・救済体制の充実	52
2 こどもの意見表明・社会参加機会の確保	54
基本目標2 こどもの育ちを支える	56
1 こどもの健全な発育の支援	56
2 就学前の教育・保育事業の充実	58
3 居場所等の充実	60
4 学習・体験機会の充実	62
基本目標3 保護者の子育てを支える	64
1 家庭の養育力向上への支援	64
2 子育て支援サービスの充実	66
3 相談体制と情報提供の充実	68
4 子育て家庭への経済的支援	70

基本目標4 特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える.....	72
1 障害や発達状況に配慮を必要とするこどもへの支援.....	72
2 虐待の未然防止と対応	74
3 生活困窮層への支援、ヤングケアラー支援.....	78
4 不登校・いじめ・ひきこもりへの支援	80
5 外国にルーツを持つこどもと保護者への支援	82
6 こども・若者の社会的自立の支援	84
基本目標5 地域全体で子育てを支える	86
1 地域ぐるみの子育て支援の環境づくり	86
2 こどもの安全・安心確保	88
3 関係機関のネットワーク化の推進	90
4 ワーク・ライフ・バランスの推進啓発	92
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策.....	94
5-1 提供区域の設定	95
5-2 未成年人口の予測.....	96
5-3 教育・保育事業の見込み・確保方策	97
5-4 地域こども・子育て支援事業等の見込み・確保方策	102
5-5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	115
第6章 計画の推進体制.....	118
6-1 計画の推進体制	118
6-2 進捗管理.....	118
資料編	119
1 計画の策定経過	119
2 江東区こども・子育て会議委員名簿	120
3 江東区こども・子育て会議設置要綱	121
4 江東区こども・子育て支援推進委員会設置要綱	123
5 江東区こどもの権利に関する条例	125

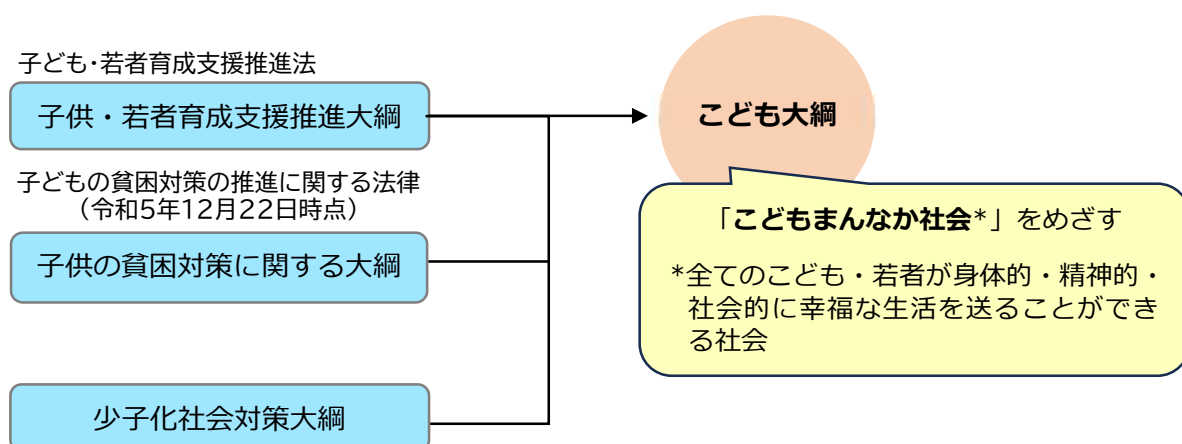
第1章 はじめに ～計画の策定にあたって～

1-1 計画の背景・主旨

江東区では、「未来を担う全てのこどもの最善の利益が尊重され、地域みんなの支えあいのもと、喜びを感じながら安心して子育てができる『子育て応援のまち こうとう』」を目指します。」を基本理念とした「江東区こども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」を策定し、計画の着実な実行による子育て支援施策の推進に取り組んできた結果、令和4年度には保育所の待機児童ゼロを実現しました。

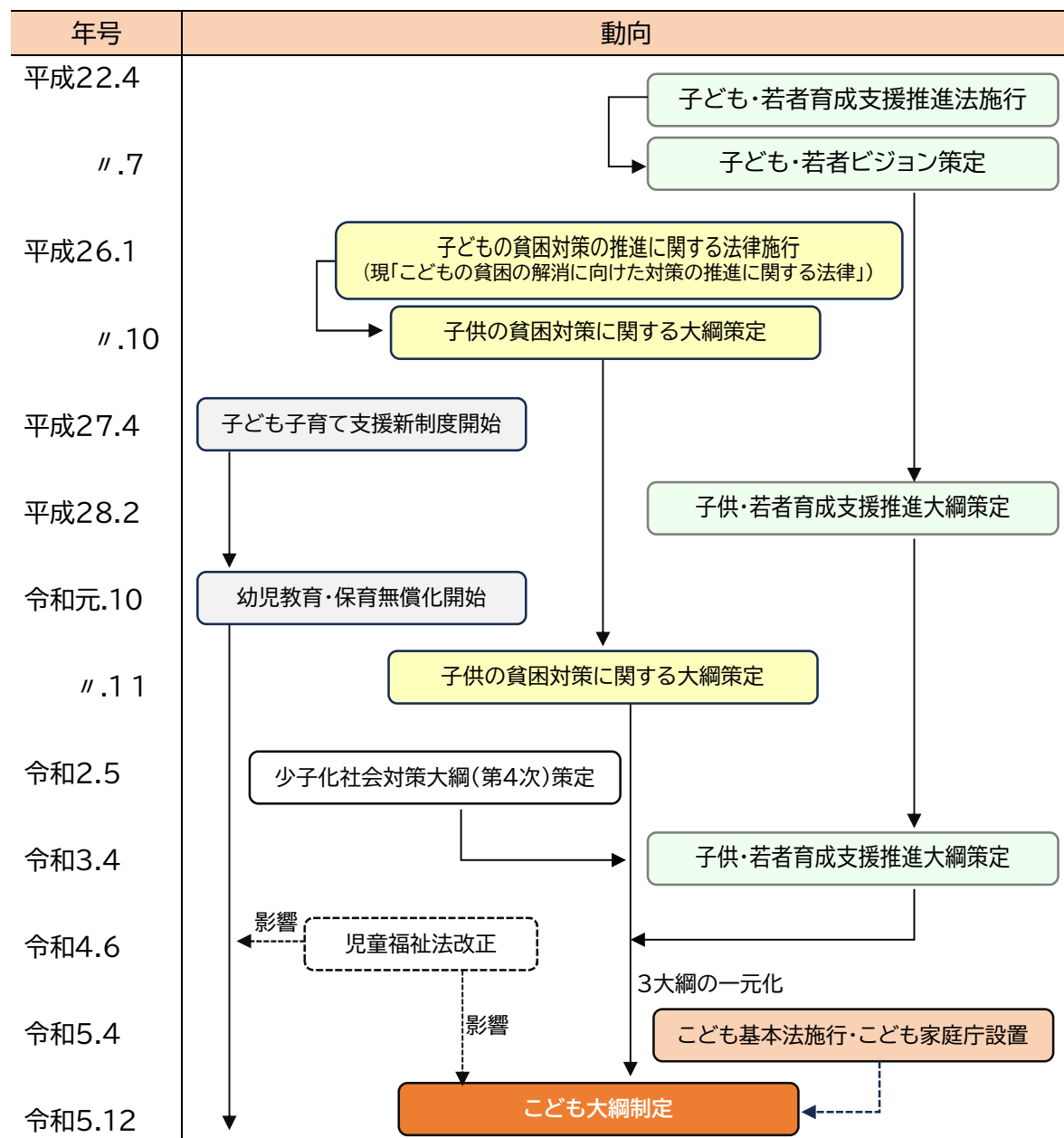
一方、長期計画(後期:令和7年度～令和11年度)における今後の人口見通しでは、これまで増加していた年少人口(0～14歳)について減少が見込まれる等、本区のこどもを取り巻く環境は大きく変化し、新たな局面を迎えております。

このような中で、令和5年4月1日に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、こども家庭庁が創設され、「こども基本法」が施行されました。同法第10条では、都道府県は「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を作成すること、また、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を作成するよう努めることが規定されました。同年12月22日には、従来からあった「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」の3大綱を一元化し、こども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。



これらの背景を踏まえ、こども・若者施策を総合的に推進するため、令和6年度をもって計画期間が終了する現行の「江東区こども・子育て支援事業計画」に代わり、新たに「江東区こども計画」(以下「本計画」という。)として策定するものです。

■こども政策の国の動向概要(参考資料)

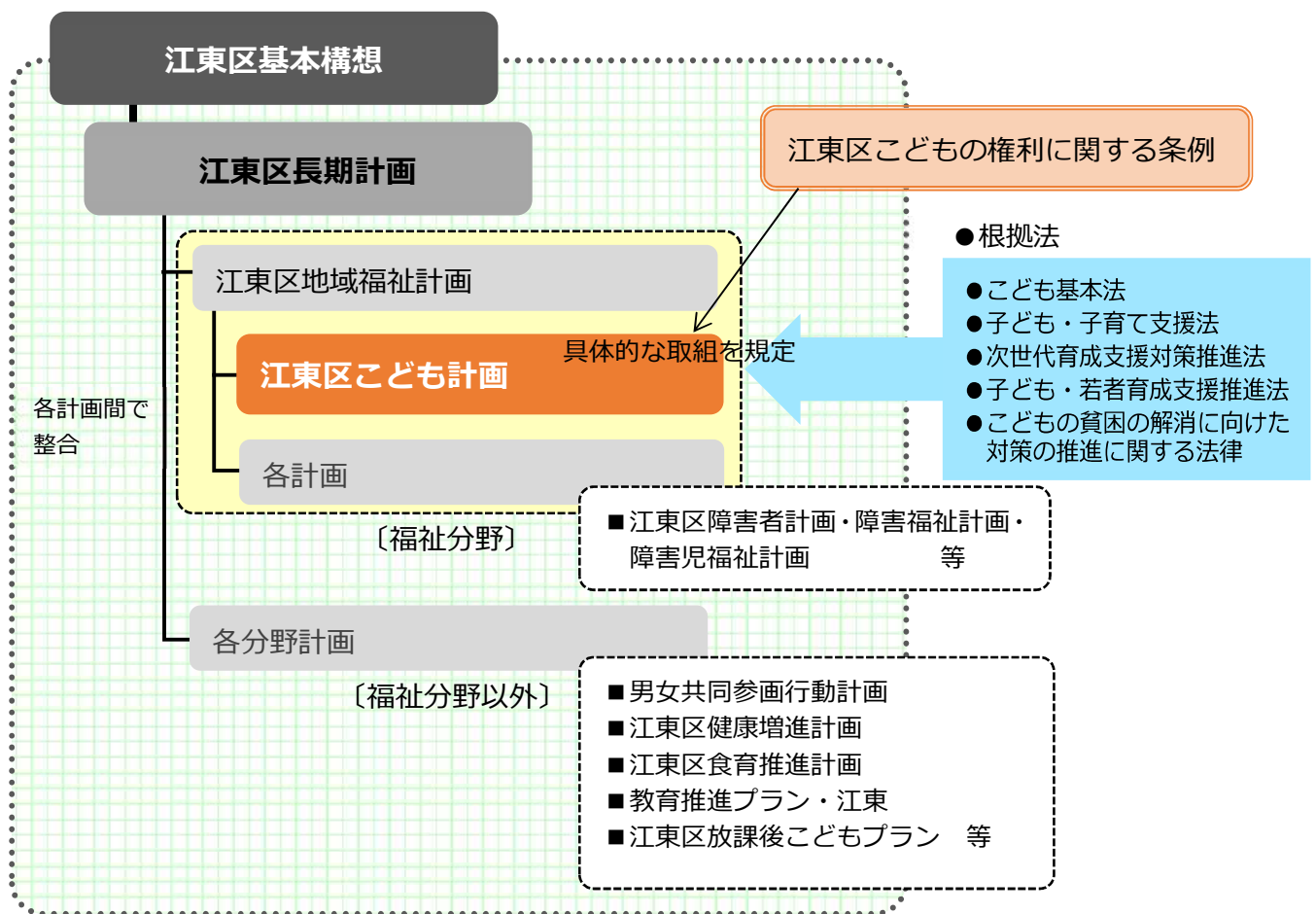


1-2 計画の位置づけ

本計画は、区の最上位計画である「江東区基本構想」及び「江東区長期計画」のうち、こども・若者に関する部門別計画として策定し、福祉分野の上位計画である「江東区地域福祉計画」や関連する他の部門別計画との整合を図り、一体的・総合的に計画を推進します。

また、本計画は、「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく「市町村計画」として策定するものです。

さらに、「江東区こどもの権利に関する条例」(令和7年4月1日施行)の具体的な取組を定める計画としても位置づけ、こどもの健やかな育ちを支えていくため歩みを進めていきます。



1-3 計画の対象

本計画の対象は、おおむね18歳までとし、切れ目のない支援が必要な場合等、施策によってはそれ以上の年齢の若者も対象とします。

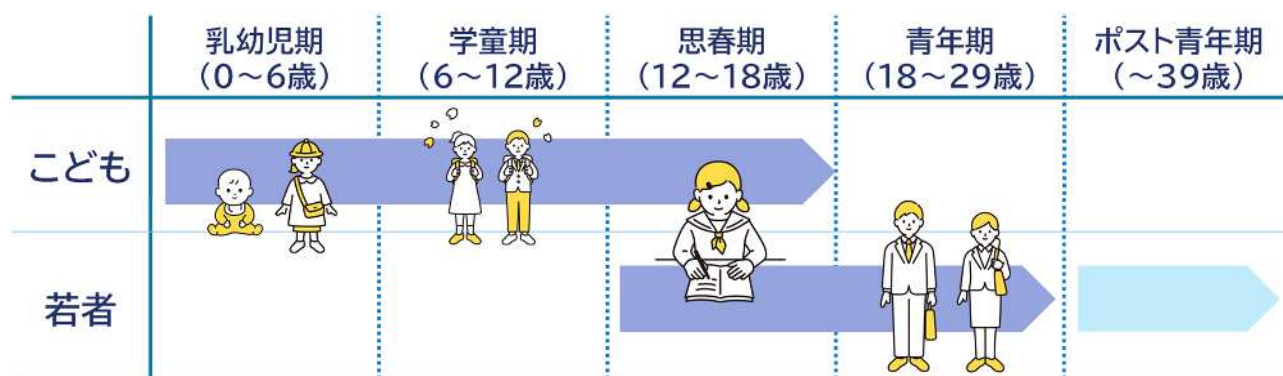
また、「子育て当事者」も対象とするほか、こども・若者・子育て当事者に関わる人・団体・地域等も対象とします。

参考)こども大綱による定義

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

*「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示します。なお、「若者」については、法令上の定義はありませんが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとします。

こども・若者のライフステージ(イメージ)



1-4 計画の期間

本計画の期間は令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5か年とし、国の制度改正等の必要に応じて途中年度において見直しをするものとします。

1-5 計画の策定体制

本計画は、「子ども・子育て支援法」第31条第2項、第43条第2項及び第61条第7項の規定に基づき、「江東区子ども・子育て会議」を設置し、計画に関する意見を伺いながら策定しました。

また、庁内においては「江東区子ども・子育て支援推進委員会」(関係部長級で構成)及び「幹事会」(関係課長級で構成)を設置し、本計画の策定に関する連絡調整及び各所管間の連携を図りながら策定しました。

そのほか、本計画の策定にあたっては子育て世帯や青少年の実態、こどもの貧困をめぐる実態を把握するために区民アンケート及び関係団体ヒアリング、こども(小学校4年生から18歳まで)を対象としたワークショップを複数回開催し意見聴取を実施しました。

第2章 江東区のこども・若者を取り巻く環境

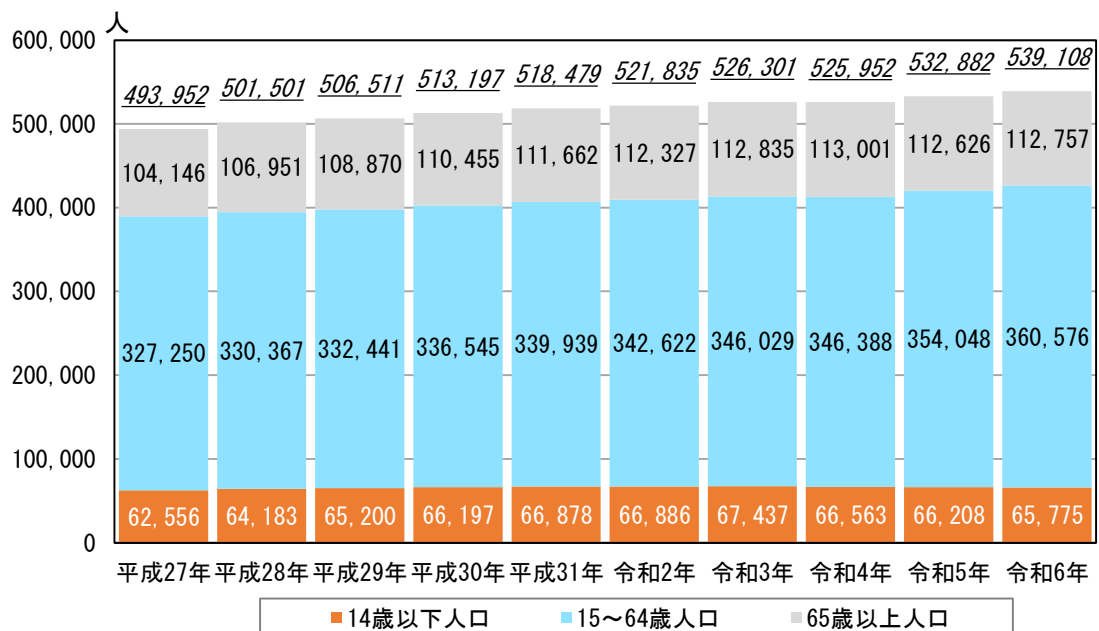
2-1 統計からみる現状

(1) 総人口の推移

本区の人口は増加し続けており、平成28年には50万人に達し、令和6年1月1日時点で約54万人となっています。

年齢3区分別でみると、15歳から64歳の生産年齢人口は増加傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口はほぼ横ばい、14歳以下の年少人口は令和3年をピークに減少傾向にあります。年少人口の割合については、全国、都や区部よりも高くなっています。

図表 1 総人口及び年齢3区分別人口の推移（各年1月1日時点）



出典：住民基本台帳人口調査集計表

図表 2 年齢3区分別人口構成比の比較（令和6年1月1日時点）

単位：％	江東区	区部	都	全国
年少人口（0～14歳）	12.2	10.8	11.1	11.3
生産年齢人口（15～64歳）	66.9	67.9	66.3	59.5
老年人口（65歳以上）	20.9	21.2	22.6	29.2

※ 構成比の合計は、四捨五入の関係で100％とならない場合がある。

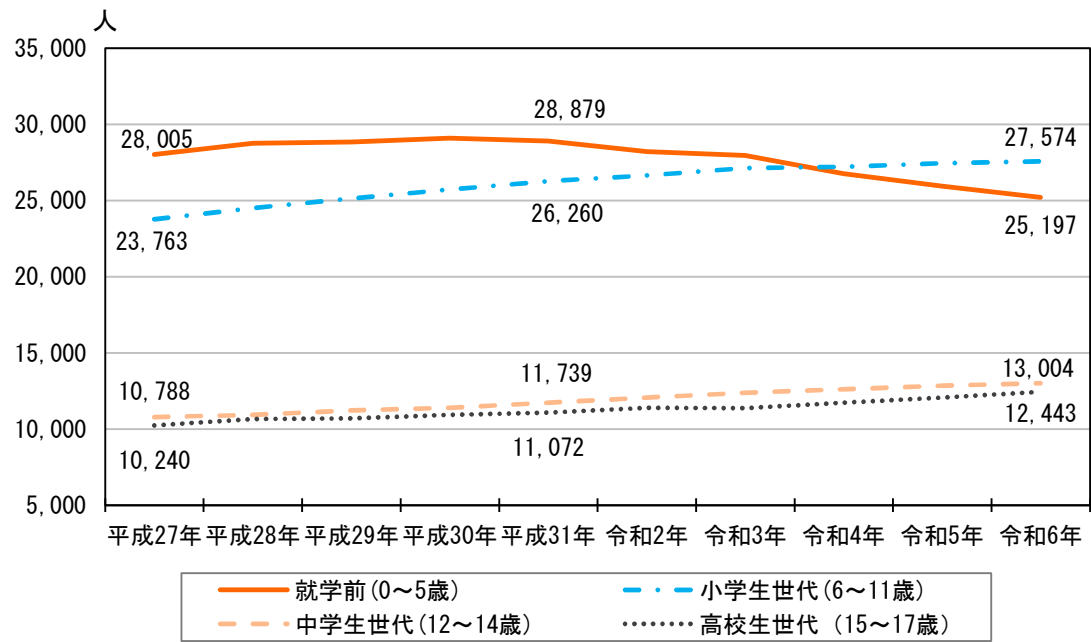
出典：全国は総務省統計局の人口推計、その他は東京都統計局の住民基本台帳による東京都の世帯と人口

(2)年代別人口(未成年)の推移

年代別の未成年人口(18歳未満)の推移をみると、就学前人口(0～5歳)は、平成31年の28,879人をピークに減少傾向にあり、令和6年1月1日時点で25,197人となっています。

一方、小学生世代、中学生世代、高校生世代はいずれも増加傾向にあります。

図表 3 年代別未成年人口の推移（各年1月1日時点）



出典：住民基本台帳人口調査集計表

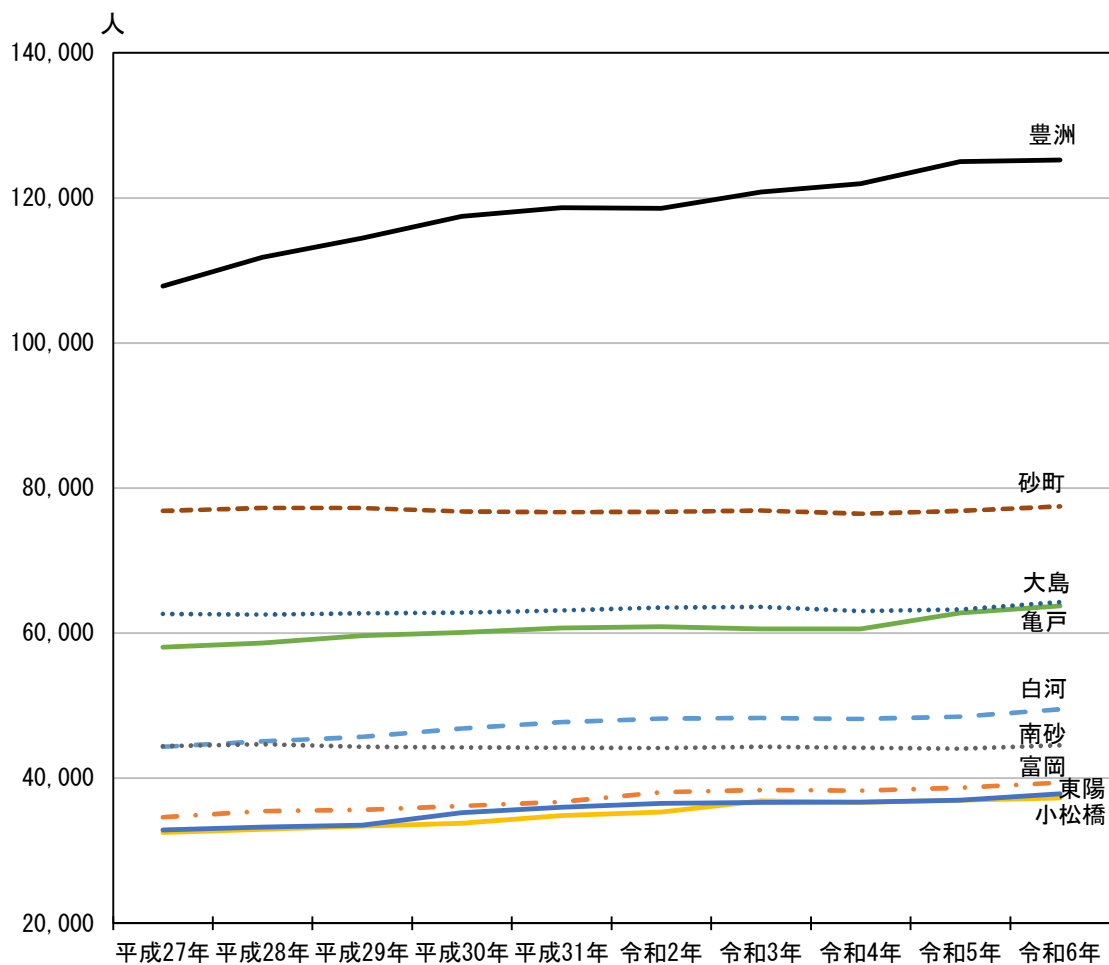
図表 4 年代別未成年人口の増減率

単位：％	就学前 (0～5 歳)	小学生世代 (6～11 歳)	中学生世代 (12～14 歳)	高校生世代 (15～17 歳)
増減率 (平成 31 年から令和 6 年)	△ 12.7	5.0	10.8	12.4

(3)地区別人口の推移

地区別人口の推移をみると、「砂町地区」と「南砂地区」はほぼ横ばいでの推移となっていますが、その他の地区ではいずれも増加傾向にあります。なお、「豊洲地区」は著しく増加していましたが、令和5年から令和6年にかけてはほぼ横ばいでの推移となっています。

図表 5 地区別人口の推移（各年1月1日時点）

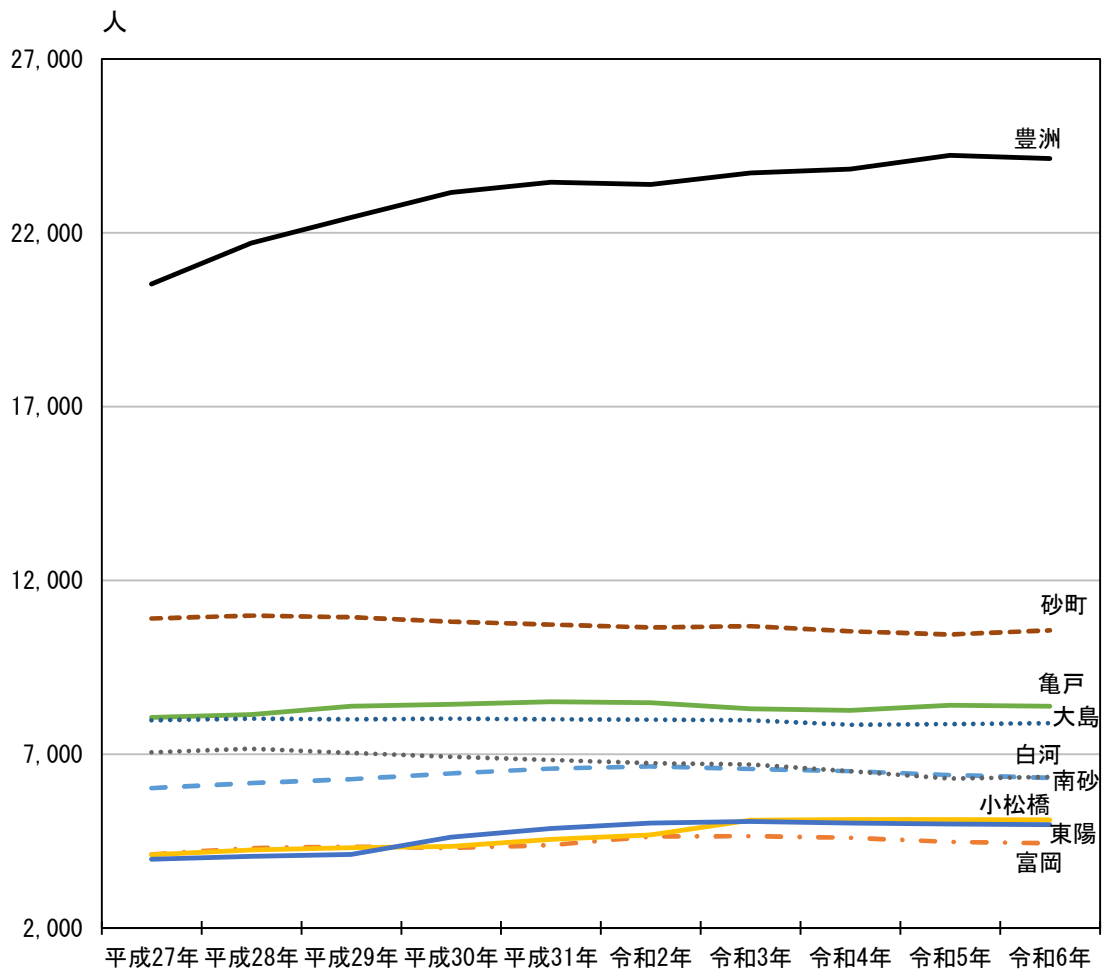


出典：住民基本台帳人口調査集計表

(4)地区別年少人口(0～14歳)の推移

地区別の年少人口(0～14歳)の推移をみると、「豊洲地区」では近年まで増加傾向にありましたが、直近5年でみるといずれの地区においてもほぼ横ばいでの推移となっています。

図表 6 地区別年少人口の推移 (各年1月1日時点)

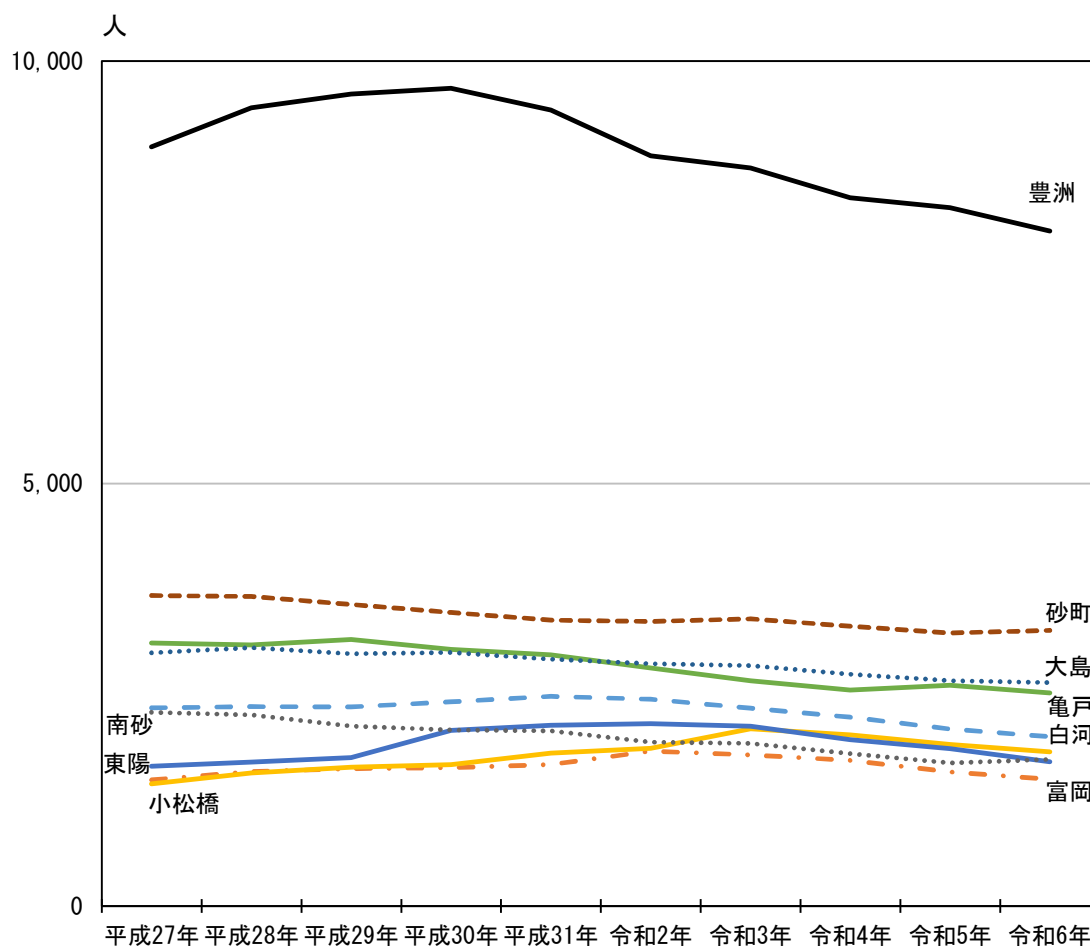


出典：住民基本台帳人口調査集計表

(5)地区別就学前人口(0～5歳)の推移

地区別の就学前人口(0～5歳)の推移をみると、「豊洲地区」において減少が続いています。その他の地域においては横ばいかやや減少傾向での推移となっています。

図表 7 地区別就学前人口の推移（各年1月1日時点）



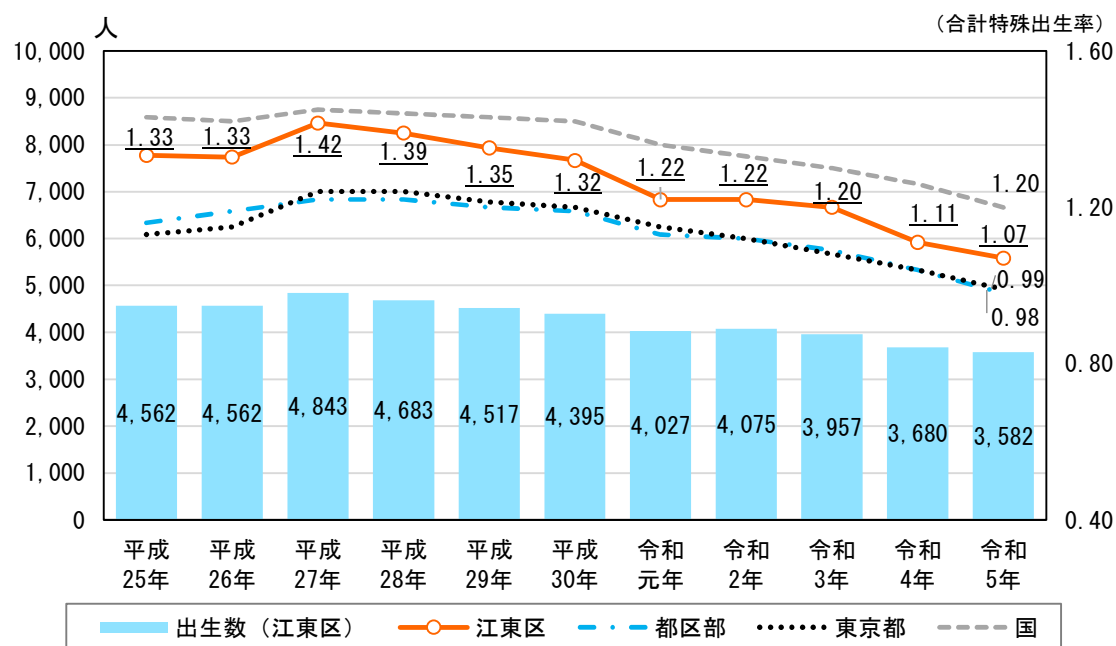
出典：住民基本台帳人口調査集計表

(6) 出生数及び合計特殊出生率の推移

本区の出生数は平成27年の4,843人をピークに減少局面に入り、令和5年時点では3,582人となっています。

合計特殊出生率についても平成27年の1.42をピークに減少し、令和5年時点で1.07となっています。東京都や都区部よりは高い水準であるものの、全国を下回る水準が続いています。

図表 8 出生数と合計特殊出生率の推移（全国・都・区部比較）



出典：全国は厚生労働省の人口動態統計、その他は東京都福祉保健局の人口動態統計

図表 9 23 区の合計特殊出生率高位順（令和5年時点）

順位	自治体	率	順位	自治体	率	順位	自治体	率
1	中央区	1.24	9	葛飾区	1.01	16	世田谷区	0.94
2	港区	1.23	10	北区	1.00	17	目黒区	0.93
－	国	1.20	－	東京都	0.99	18	渋谷区	0.91
3	千代田区	1.17	11	練馬区	0.99	19	杉並区	0.89
4	文京区	1.12	11	足立区	0.99	20	板橋区	0.87
5	荒川区	1.10	－	都区部	0.98	21	新宿区	0.86
6	江東区	1.07	13	墨田区	0.98	21	中野区	0.86
6	江戸川区	1.07	13	台東区	0.98	23	豊島区	0.85
8	品川区	1.02	15	大田区	0.96			

出典：東京都福祉保健局の人口動態統計

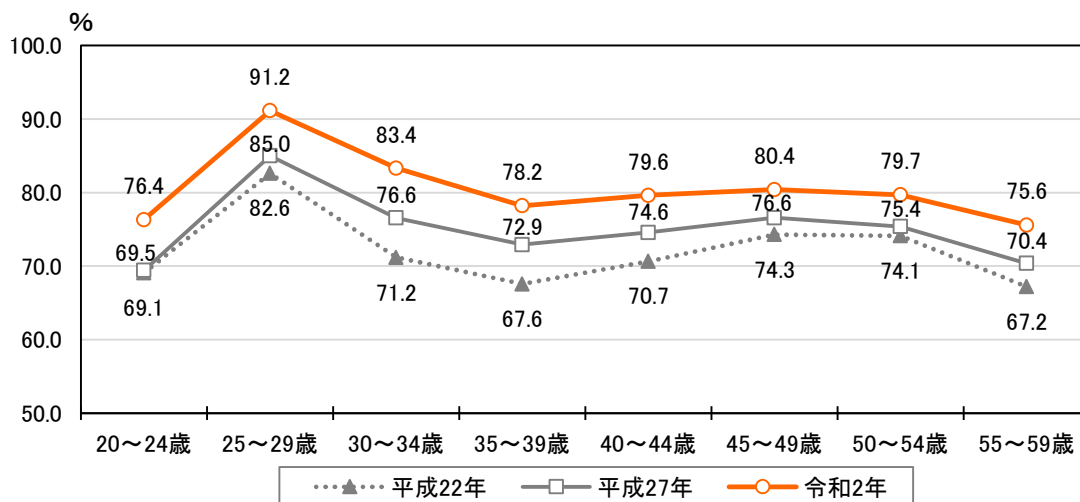
(7)女性の労働力率の推移

女性の労働力率※は過去10年一貫して増加傾向にあり、特に20歳代後半は91.2%となっています。

また、こどものいる共働き夫婦世帯の割合も過去10年で増加し続けており、最年少のこどもの年齢が1歳から5歳の世帯についても6割を超えています。

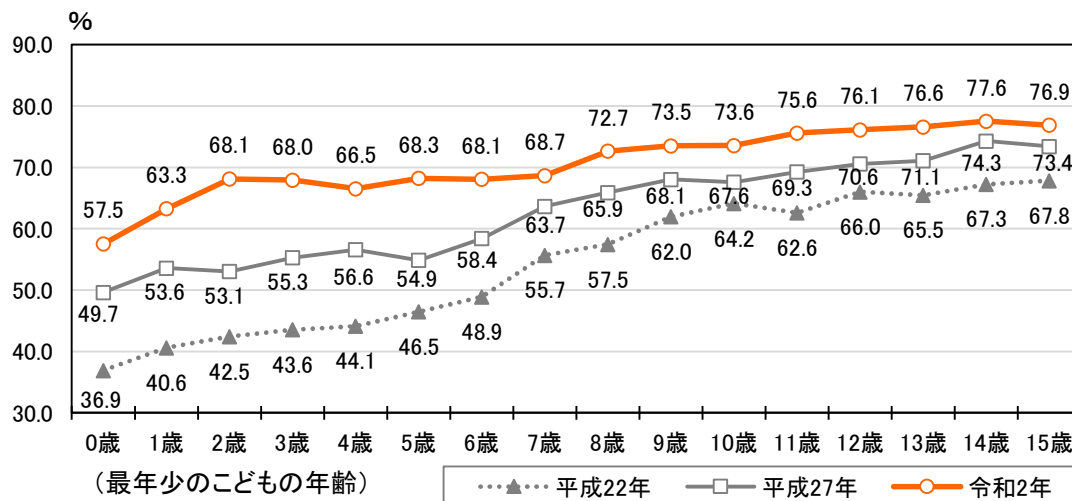
※ 人口総数(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人口(就業者数と完全失業者数の合計)の割合。

図表 10 女性の労働力率(年齢別)



出典：国勢調査

図表 11 共働き夫婦世帯の割合(最年少のこどもの年齢別)



出典：国勢調査

(8)こどものいる世帯とひとり親世帯の推移

6歳未満親族のいる世帯数は平成27年から令和2年にかけて減少しています。一方で、父子家庭や母子家庭の世帯数は微増しています。

18歳未満親族のいる世帯数は平成22年から令和2年にかけて増加しており、父子家庭や母子家庭の世帯数も増加しています。

図表 12 一般世帯総数とこどものいる世帯、ひとり親世帯の推移

(単位:世帯)		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯総数		214,300	243,575	264,101
6 歳未満親族のいる世帯数		20,264	22,524	22,306
	うち父子家庭	88	112	116
	うち母子家庭	739	911	922
18 歳未満親族のいる世帯数		41,907	47,406	50,165
	うち父子家庭	516	551	598
	うち母子家庭	3,886	4,323	4,480

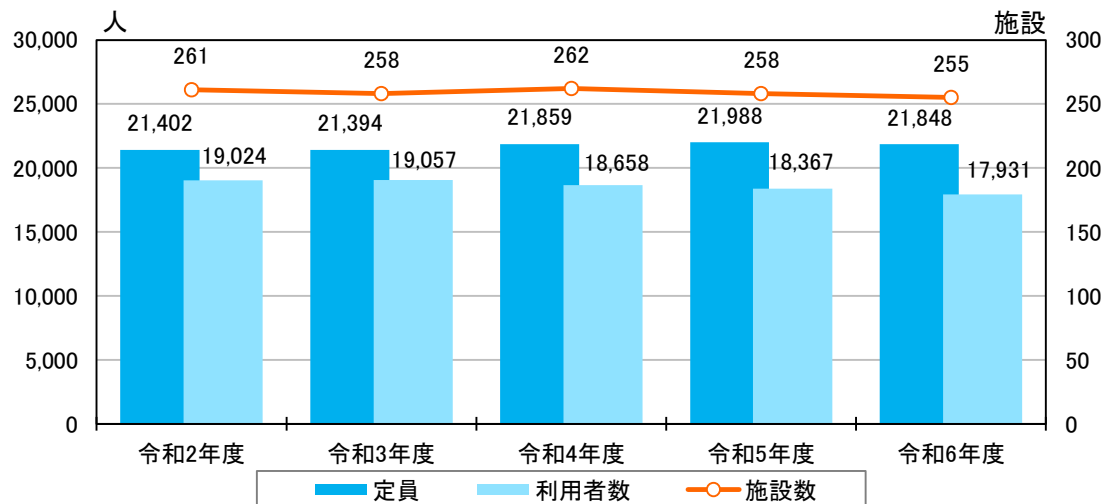
出典：国勢調査



(9)-1 教育・保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移

教育・保育施設(幼稚園・認定こども園・認可保育所及び(9)-5に記載の保育施設)の施設数については令和4年度より微減しており、令和6年度時点で255施設となっています。定員数については令和5年度までは増加していましたが、令和6年度にかけて微減しています。利用者数については令和3年度より減少しており、令和6年度は令和3年度に比べて1,126人減の17,931人となっています。

図表 13 教育・保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移

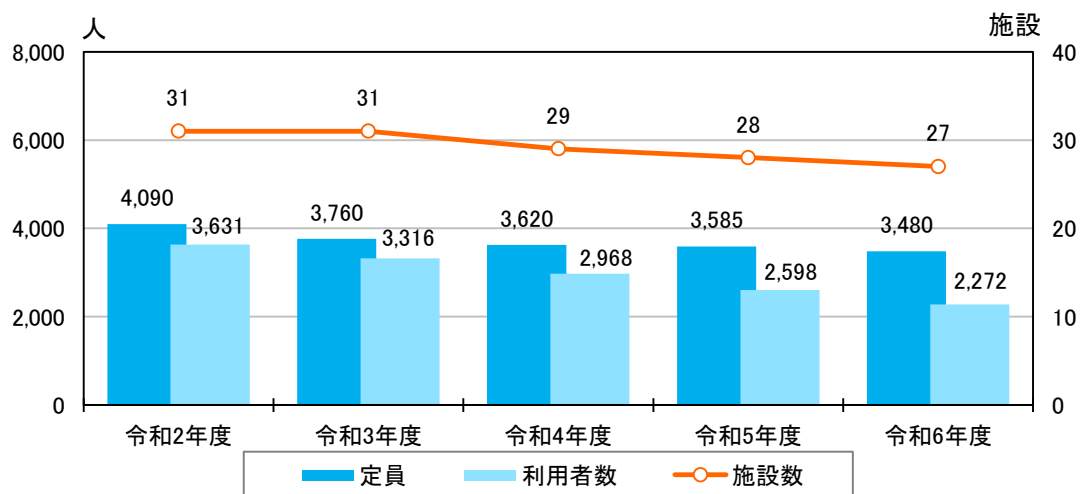


出典：業務取得（保育施設は各年4月1日時点、教育施設は各年5月1日時点）

(9)-2 幼稚園の施設数・定員数・利用者数の推移

令和6年度の幼稚園の施設数は、区立幼稚園16園、私立幼稚園11園の計27園となっており、定員数及び利用者数は減少しています。

図表 14 幼稚園の施設数・定員数・利用者数の推移（各年5月1日時点）



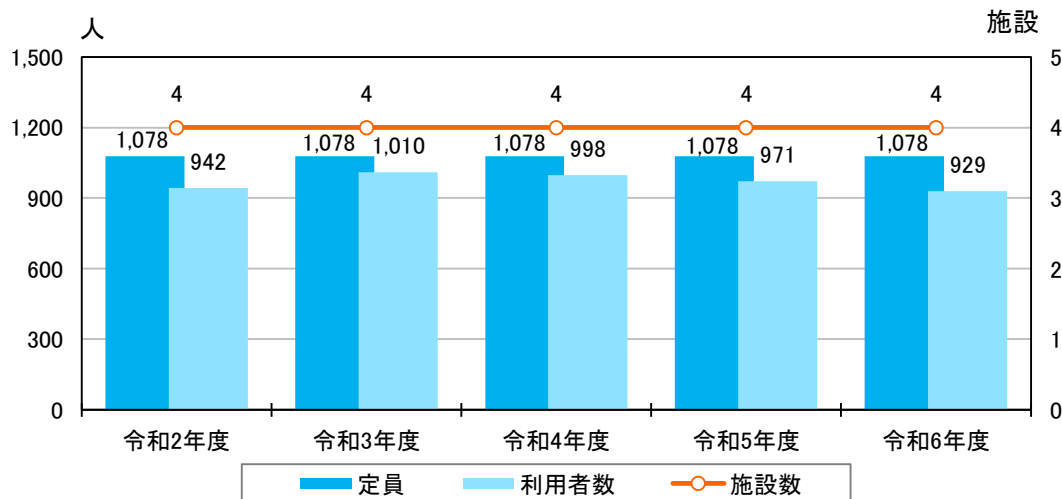
出典：業務取得

(9)-3 認定こども園の施設数・定員数・利用者数の推移

認定こども園※は令和2年度に1園が開園し、4園となっています。利用者数は令和3年度の1,010人をピークに、令和6年度にかけて減少しています。

※ 幼稚園と保育所の機能を統合した施設のこと。幼稚園教育のカリキュラムに加え、保育所のような保育サービスも受けることができ、保護者の就労状況に関わらずこどもを一貫した環境で育てることができる。

図表 15 認定こども園の施設数・定員数・利用者数の推移（各年5月1日時点）



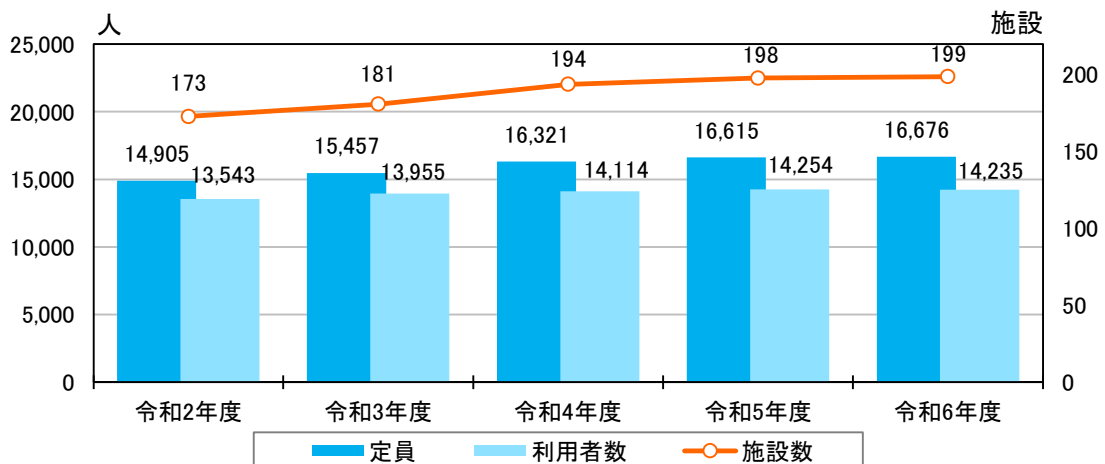
出典：業務取得

(9)-4 認可保育所の施設数・定員数・利用者数の推移

認可保育所※はこの5年で26施設増加し、これに伴い定員数及び利用者数も増加傾向にありますが、令和5年度から令和6年度にかけての施設数及び利用者数は、ほぼ横ばいとなっています。

※ 国の法律・基準に基づき自治体が設置、又は法人が都道府県知事の認可を受け設置した保育所のこと。

図表 16 認可保育所の施設数・定員数・利用者数の推移（各年4月1日時点）



出典：業務取得

(9)-5 その他の保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移

その他の保育施設※の施設数は、事業の廃止等に伴い減少しており、定員数及び利用者数についても減少しています。

※ その他の保育施設「居宅訪問型保育」:利用者の自宅に保育者が交代制で訪問し1対1で保育を行う事業。

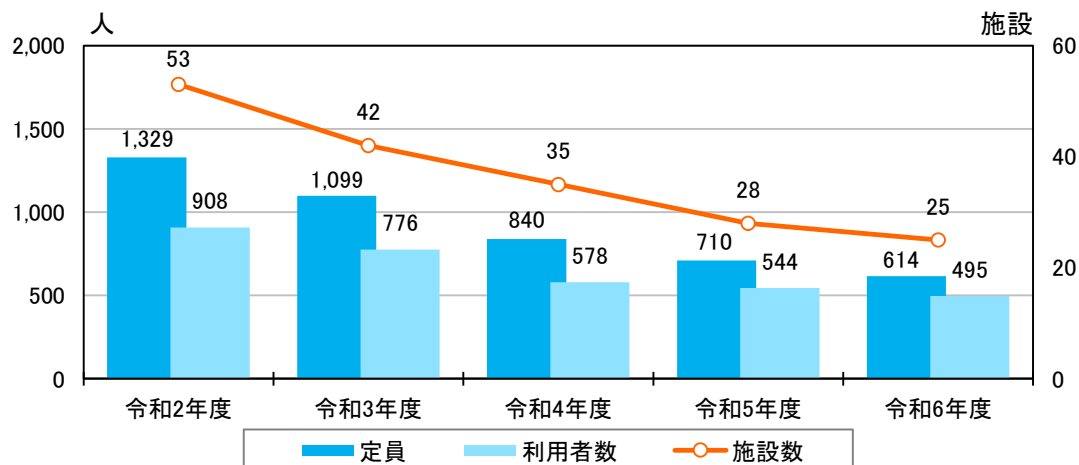
「認証保育所」 :一定の条件を満たした保育施設で、東京都が認証したもの。

「家庭福祉員」 :保育士・教員等の資格・免許の保有、又は育児経験等一定の資格要件を満たし、区が定めた養成講習を受けた方のこと。

「定期利用保育」 :年度末までの1年間に限り、認可保育所の入園の二次募集後に継続して待機となった児童を対象に、認可保育所の空きスペース等を活用し、保育を実施する事業。

「保育室」(令和3年度末で廃止)、「保育ルーム」(令和2年度末で廃止)

図表 17 その他の保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移（各年4月1日時点）

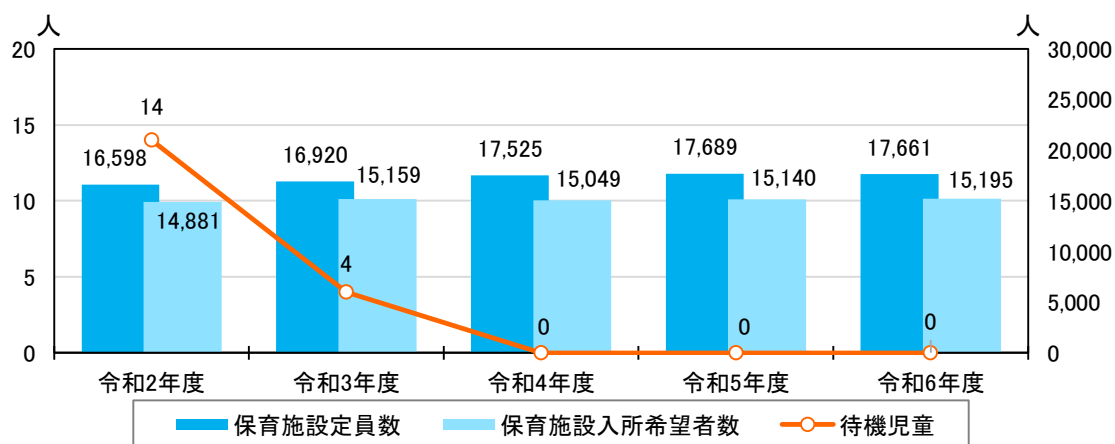


出典：業務取得

(10)保育所待機児童数の推移

保育施設定員数がほぼ横ばいで推移する中、保育施設入所希望者数は直近では緩やかな増加傾向にあります。また、令和4年度より保育所待機児童数は0人が続いています。

図表 18 保育所待機児童数と入所希望者数の推移（各年4月1日時点）



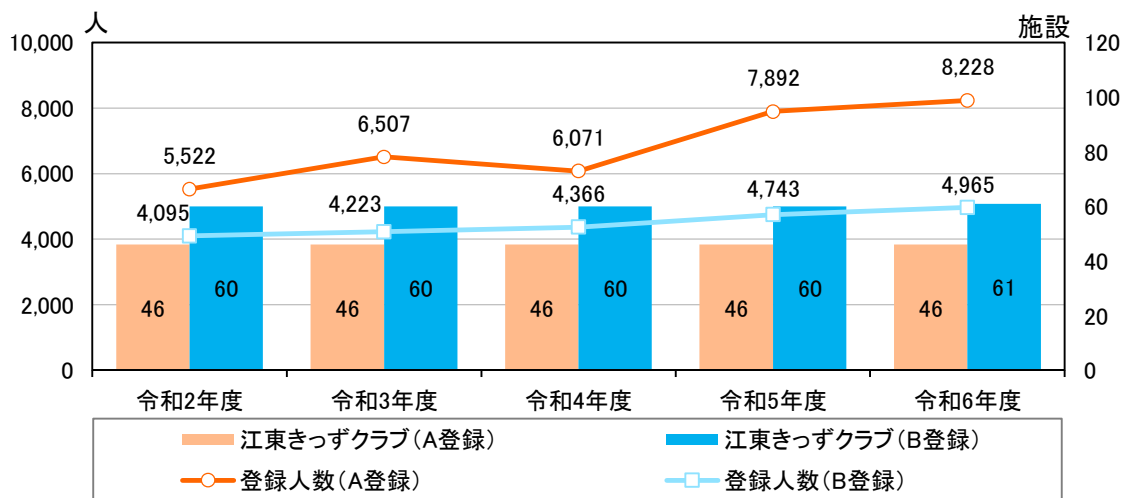
出典：業務取得

(11)江東きっずクラブ利用者数等の推移

江東きっずクラブ※の施設数は、A登録・B登録いずれも横ばいでの推移となっていますが、登録人数はA・Bいずれも増加傾向にあり、特にA登録は令和6年度に8,228人となっており、ここ5年で約1.5倍増となっています。

※ 放課後や夏休み等に、こどもたちが安心して過ごすことのできる居場所を提供する事業。なお、A登録は小学校全学年を対象とし、B登録は小学校1～3年生で保護者が就労等をしている児童及び障害等のある4～6年生を対象としている。

図表 19 江東きっずクラブの利用者数等の推移（各年5月1日時点）



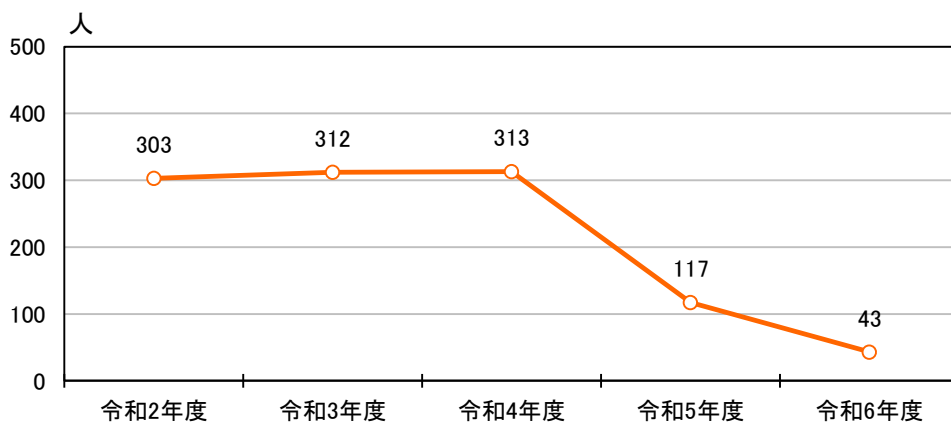
出典：業務取得

(12)江東きっずクラブ保留児童数の推移

江東きっずクラブの保留児童数※は令和2年度から令和4年度にかけては約300人で推移していましたが、令和5年度以降は減少し、令和6年度時点で43人となっています。

※ 定員等の理由により江東きっずクラブを利用できない児童の数。

図表 20 江東きっずクラブ保留児童数の推移（各年5月1日時点）



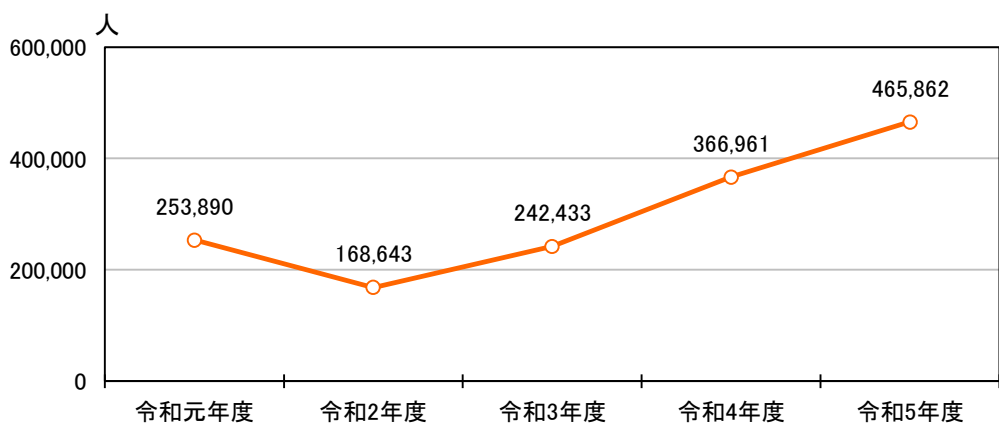
出典：業務取得

(13)子育てひろば利用者数の推移

子育てひろば※の延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少しましたが、令和2年度以降は増加し続け、令和5年度は465,862人で令和3年度の約2倍の利用実績となっています。

※ 子育て中の保護者・就学前児童を対象に、子ども家庭支援センター、児童館及び一部私立保育所において、親と子が一緒にのびのび過ごせ、また一緒に子育てをする仲間との子育ての輪を広げることができる場の提供を実施する事業。

図表 21 子育てひろば事業延べ利用者数の推移



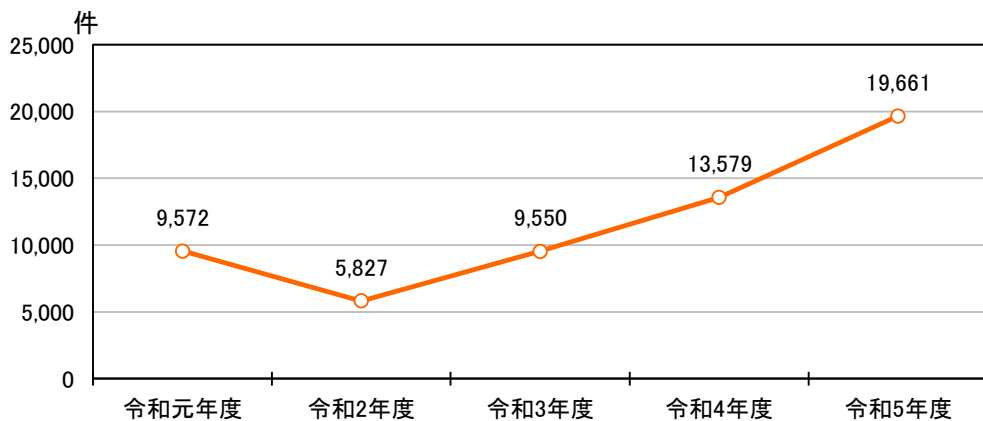
出典：業務取得

(14)リフレッシュひととき保育利用件数の推移

リフレッシュひととき保育※の利用件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少しましたが、令和2年度以降増加し続け、令和5年度は19,661件で令和3年度の約2倍の利用実績となっています。

※ 在宅で子育てをしている保護者のお子さんを一時的に預かる事業で、子ども家庭支援センターと一部の児童館で実施する事業。保護者のリフレッシュを目的とし、預かる理由を問わない。令和3年度以降、児童館での「一時預かり」を含む。

図表 22 リフレッシュひととき保育利用件数の推移



出典：業務取得

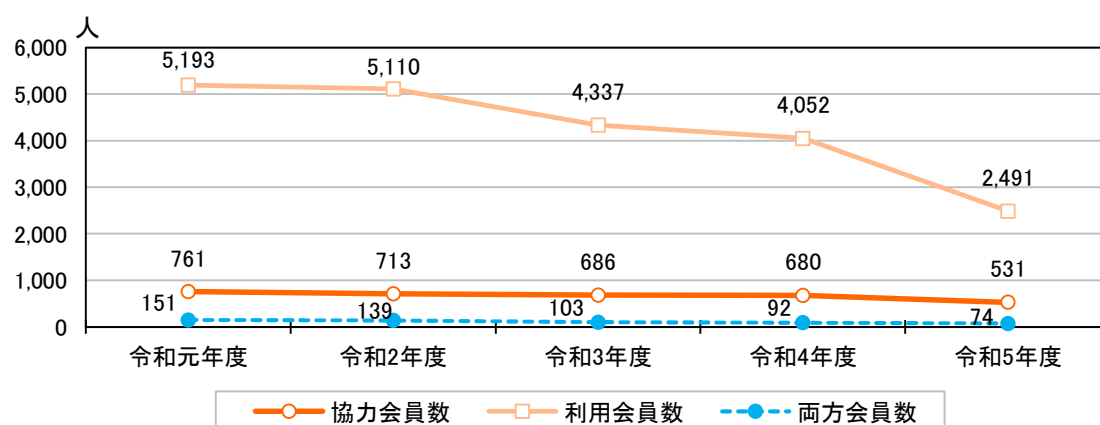
(15)ファミリー・サポート会員数の推移

ファミリー・サポート※1の会員数は、協力会員・利用会員・両方会員のいずれも減少傾向にあり、特に利用会員の減少が顕著となっています※2。

※1 区内で育児の手助けを必要とする方(利用会員)と育児の手助けができる方(協力会員)を結び、会員同士による援助活動を行う事業。

※2 令和5年度は利用のない会員の整理を行ったため、利用会員数は大幅減となっている。

図表 23 ファミリー・サポートの協力会員・利用会員・両方会員の推移

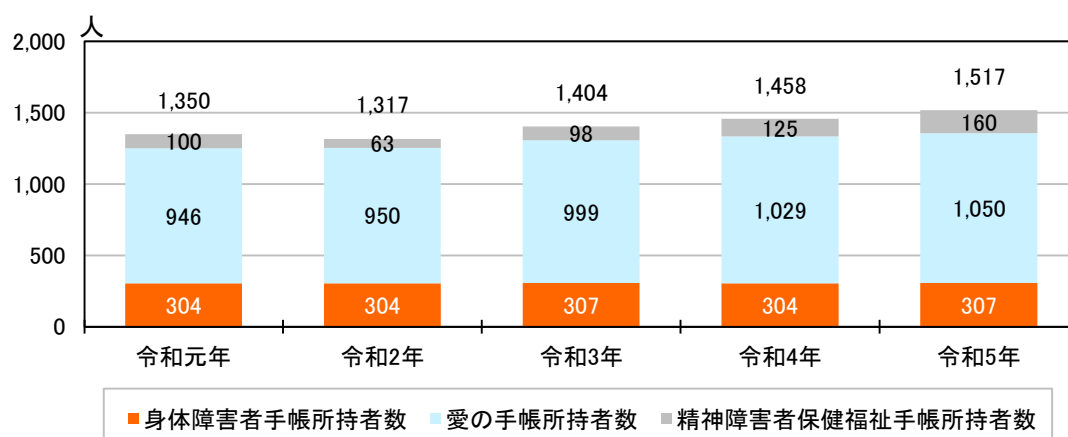


出典：業務取得

(16)障害児数の推移

18歳未満の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、内訳としては「愛の手帳所持者数」、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」において増加しており、「身体障害者手帳所持者数」は横ばいでの推移となっています。

図表 24 18歳未満の障害者手帳所持者数の推移（各年12月31日時点）

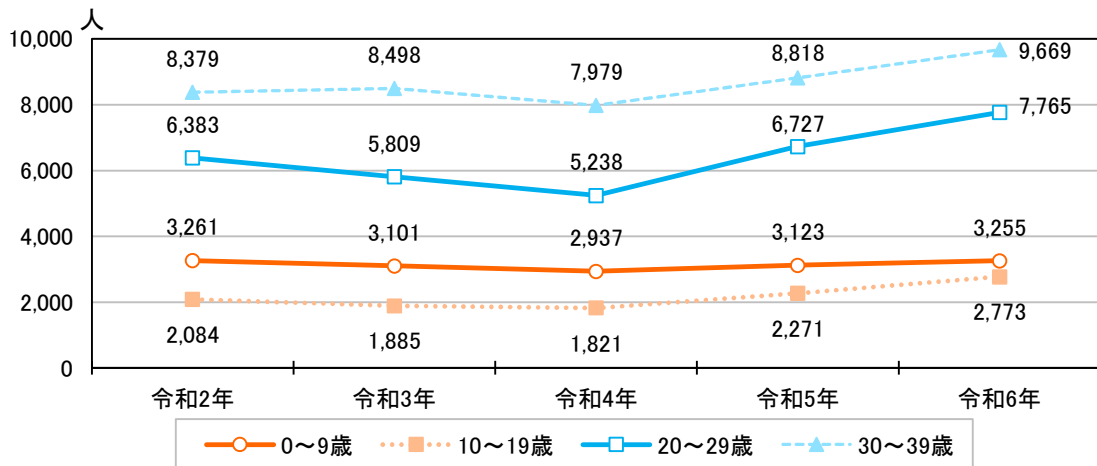


出典：業務取得

(17)外国籍人口の推移

40歳未満の外国籍人口について、令和2年から令和4年にかけて減少傾向がみられましたが、令和4年以降は増加に転じ、10歳代・20歳代・30歳代の増加が顕著となっています。

図表 25 40歳未満の外国籍人口の推移（各年1月1日時点）

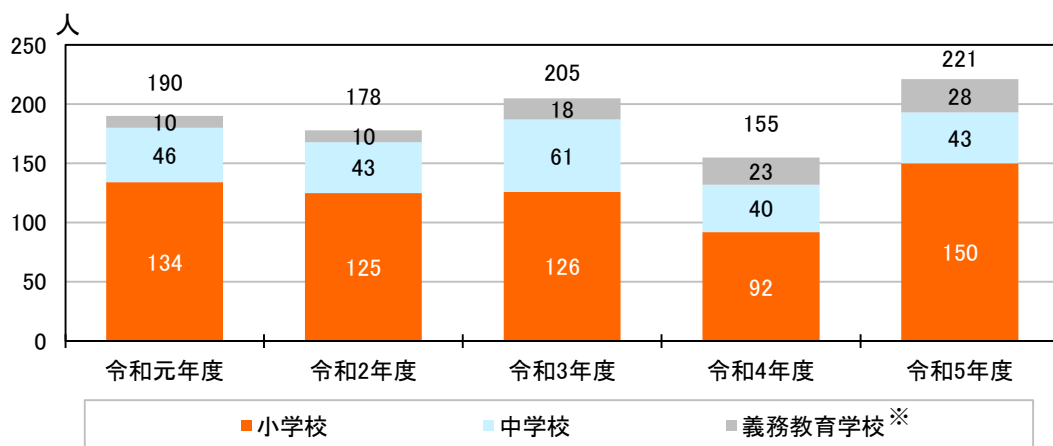


出典：業務取得

(18)日本語指導を必要とする児童・生徒数の推移

日本語指導を必要とする児童・生徒数は、年度により増減が見られるものの、増加傾向にあります。

図表 26 日本語指導を必要とする児童・生徒数の推移



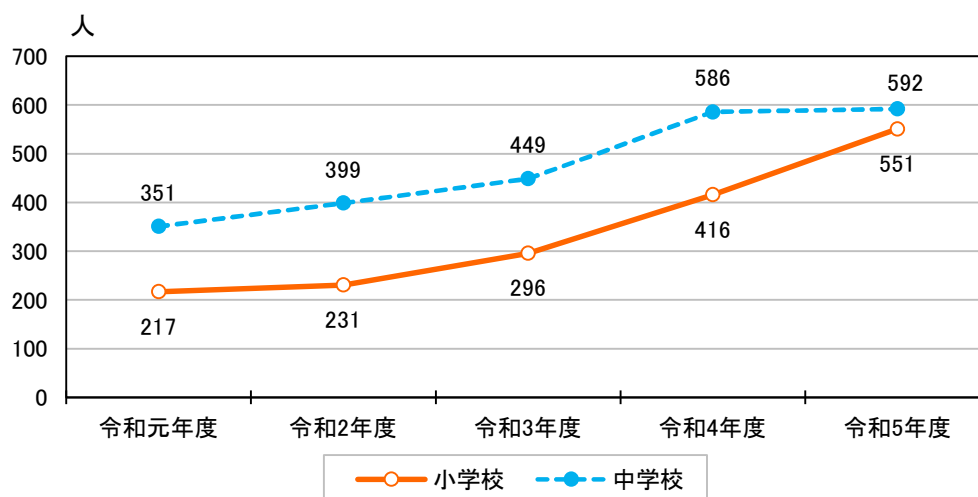
※ 義務教育として行われる9年間の普通教育を一貫して行う学校のこと。小学校に相当する6年間の前期課程と、中学校に相当する3年間の後期課程に区分される。

出典：業務取得

(19)不登校児童・生徒数の推移

不登校児童・生徒数について、小中学校のいずれも増加傾向にあり、令和元年度から令和5年度にかけて小学校で約2.5倍、中学校で約1.7倍の増加となっています。

図表 27 不登校児童・生徒数（小中学校別）の推移（各年度4月～3月計）



※小学校は義務教育学校前期課程、中学校は義務教育学校後期課程を含む。

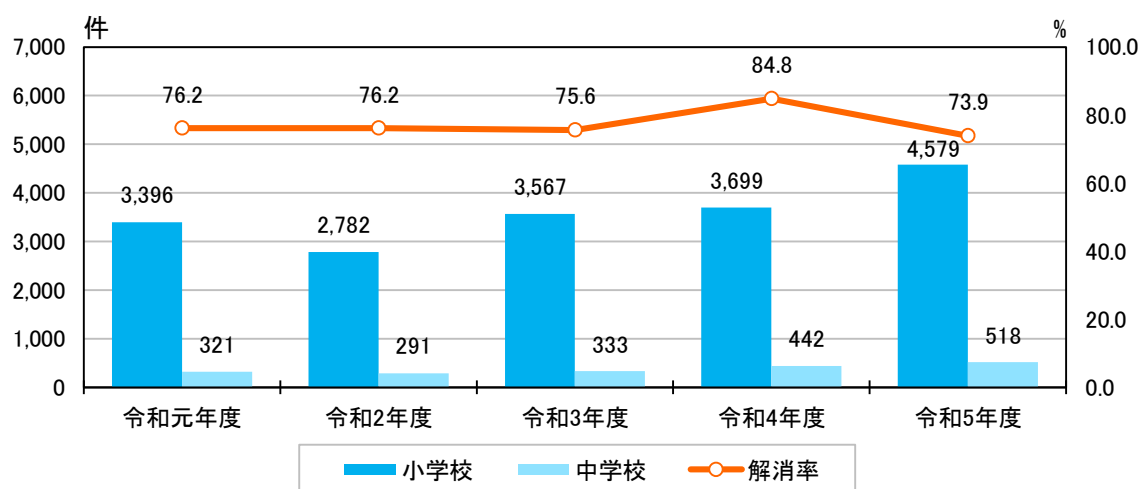
出典：業務取得

(20)いじめの認知件数と解消率の推移

いじめの認知件数は小中学校のいずれも、確実な認知と対応を目指して取組を進めており、令和2年度以降増加傾向にあります。解消率※については、令和4年度は84.8%となっていますが、そのほかの年度では7割台となっています。

※ いじめ認知件数のうち、解消しているものの割合で、解消は①いじめが止まっている状態が継続、②被害者が心身の苦痛を感じていないことの2つを満たしている状態。

図表 28 いじめの認知件数（小中学校別）と解消率の推移（各年度4月～3月計）



※小学校は義務教育学校前期課程、中学校は義務教育学校後期課程を含む。

出典：業務取得

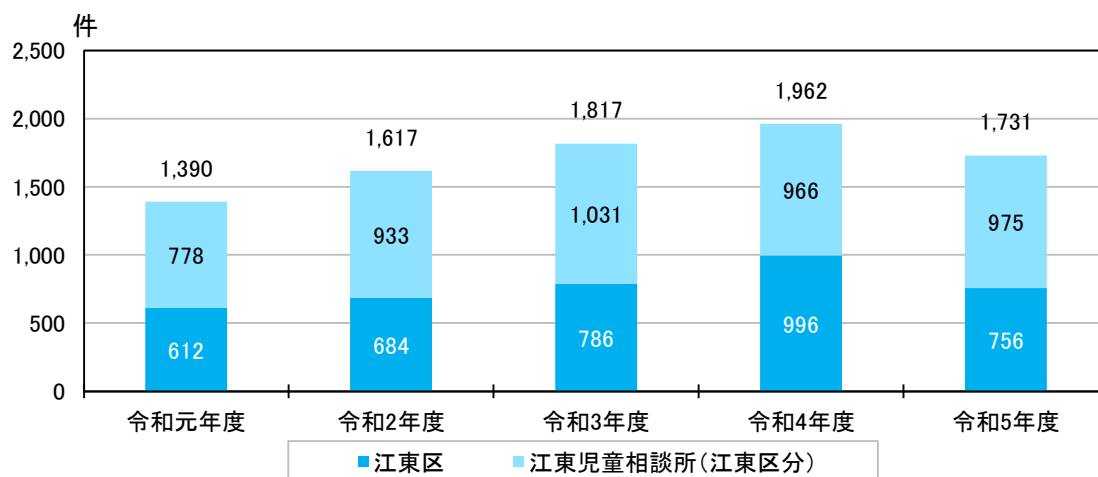
(21)児童虐待受理件数の推移

児童虐待受理件数※について、令和4年度にかけて増加傾向にありましたが、令和5年度にかけてやや減少し、江東区で756件、東京都の江東児童相談所(江東区分)で975件となっています。

種別ごとに件数をみると、心理的虐待が最も多く、令和5年時点で445件となっています。

※ 児童や保護者、近隣住民、関係機関等からの通告(相談)を受け、児童虐待として受け付けた件数。江東区では、養育支援課と南砂子ども家庭支援センターで通告(相談)に対応。

図表 29 児童虐待受理件数(新規)の推移(各年度4月~3月計、江東区及び江東児童相談所の双方で受理したものを含む)



出典：業務取得

図表 30 児童虐待の種別件数(江東区受理分)

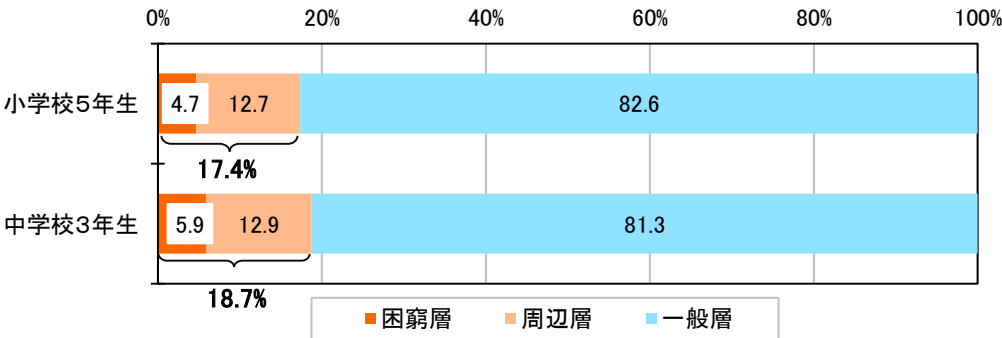
種別件数	定義 (「子ども虐待対応の手引き」(こども家庭庁)より)	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄等により一室に拘束する 等	225	215	226	216	222
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) 等	237	357	406	610	445
性的虐待	こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする 等	12	3	6	5	12
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない 等	138	109	148	165	77

出典：業務取得

(22)生活困難層の状況

困窮層と周辺層を合わせた「生活困難層」の割合について、小学校5年生と中学校3年生のいずれも2割弱となっています。

図表 31 生活困難層の状況



※ 構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%とならない場合がある。

出典：令和5年度江東区子育て世帯生活実態調査

「生活困難層」の定義

「生活困難層」の分類は「低所得」、「家計の逼迫」、「こどもの体験や所有物の欠如」の3要素（下記参照）に基づき行い、このうち、2つ以上の要素に該当する層を「困窮層」、1つの要素に該当する層を「周辺層」としています。

生活困難層	困窮層＋周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない

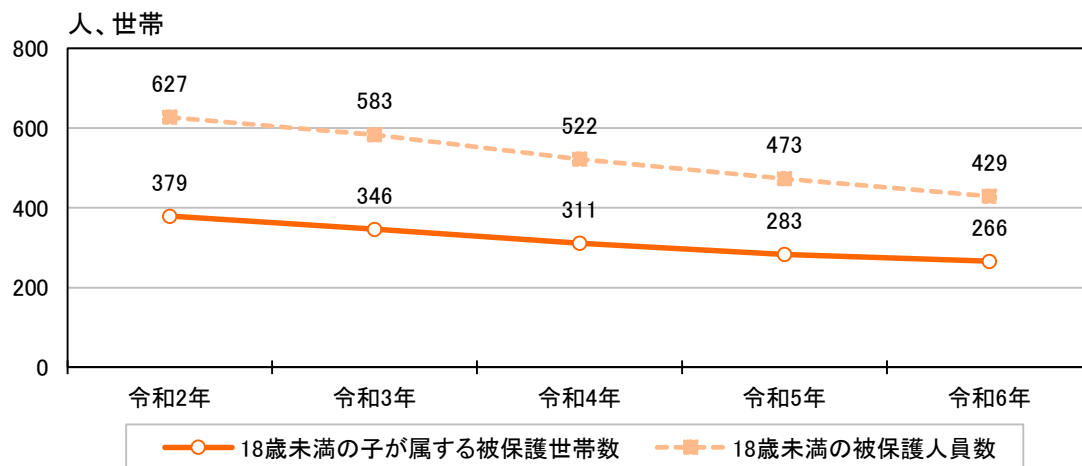
参考：3要素の考え方 ～「東京都子供の生活実態調査報告書」より～

①低所得	③こどもの体験や所有物の欠如
等価世帯所得が厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯 <低所得基準> 世帯所得の中央値 423 万円÷ √平均世帯人数（2.25 人）×50% ＝141.0 万円	こどもの体験や所有物等に関する 15 項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が 3 つ以上該当 ○海水浴に行く ○博物館・科学館・美術館等に行く ○キャンプやバーベキューに行く ○スポーツ観戦や劇場に行く ○遊園地やテーマパークに行く ○毎月おこづかいを渡す ○毎年新しい洋服・靴を買う ○習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる ○学習塾に通わせる（又は家庭教師に来てもらう） ○お誕生日のお祝いをする ○1年に1回くらい家族旅行に行く ○クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる ○こどもの年齢に合った本 ○こども用のスポーツ用品・おもちゃ ○こどもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所
②家計の逼迫	
経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験等の7項目のうち、1つ以上該当 ○電話料金 ○電気料金 ○ガス料金 ○水道料金 ○家賃 ○家族が必要とする食料が買えなかった ○家族が必要とする衣類が買えなかった	

(23)18歳未満のいる世帯の生活保護世帯数等の推移

18歳未満の被保護人員数及び18歳未満の子が属する被保護世帯数はいずれも減少傾向にあり、18歳未満の被保護人員数は令和6年時点で429人となっています。

図表 32 18歳未満のいる世帯の生活保護の状況



出典：業務取得

(24) 各種手当・助成利用者数の推移

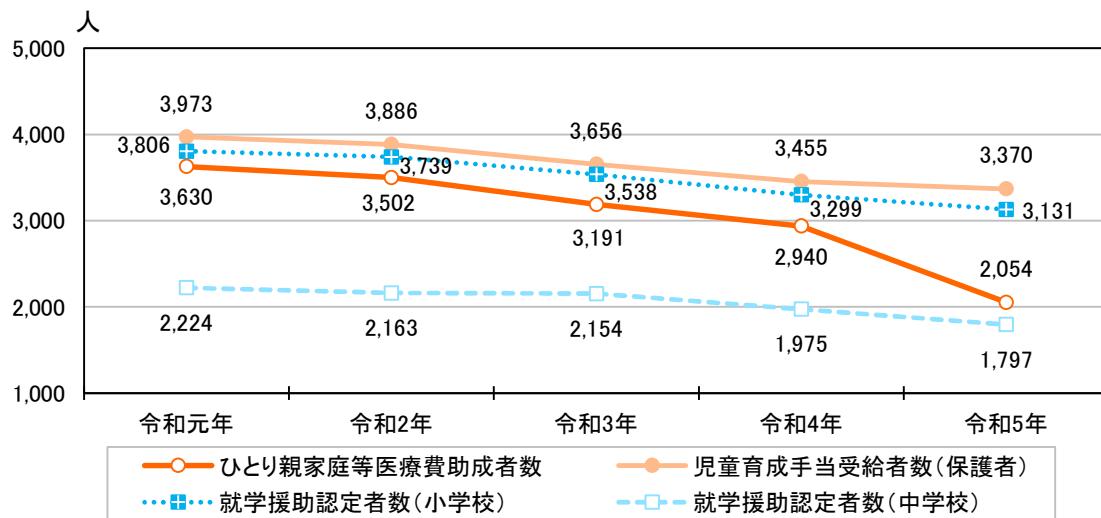
ひとり親家庭等医療費助成者数※1、児童育成手当※2受給者数(保護者)、就学援助※3認定者数について、いずれも受給者数や認定者数は減少傾向にあります。

※1 親本人と20歳未満で中度以上の障害を有する児童の数。高校生までの児童は子ども医療費助成で対応。

※2 ひとり親家庭等で要件を満たした家庭や、障害等の要件を満たした20歳未満の児童を養育している家庭を対象として支給される手当。育成手当と障害手当の2種類がある。

※3 経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費等、教育費の一部を援助する制度。

図表 33 各種手当・助成利用者数の推移



※小学校は義務教育学校前期課程、中学校は義務教育学校後期課程を含む。

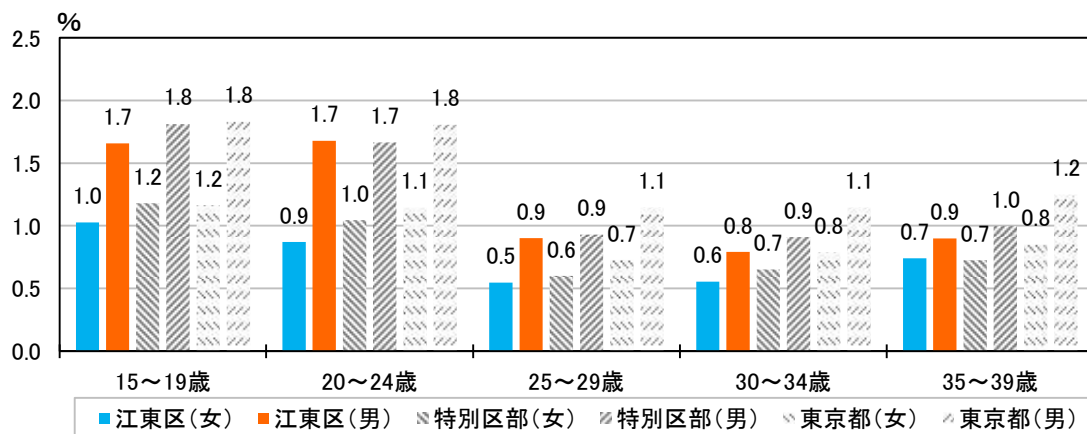
出典：業務取得

(25) 若年無業者の状況

若年無業者※の状況について、15歳から24歳にかけては男性で約2%、女性で約1%の割合となっています。25歳から39歳にかけては男女とも約1%の割合となっています。

※ ここでは、15～39歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者とした。

図表 34 若年無業者の割合（都区部・東京都比較）



出典：国勢調査

2-2 現行計画の進捗状況

現行計画である江東区こども・子育て支援事業計画のうち、令和2年度から令和5年度の取組状況は、以下のとおりです（一部事業は令和6年度の実績も掲載しています）。

なお、表中の「量の見込み」は需要数、「計画」は計画上の供給数、「実績」「定員」は実際の供給数を表しています。

(1) 教育・保育事業

1号認定（教育標準時間認定）※1については、区立幼稚園の適正配置計画等に基づき、学級数を変更したため、令和5年度を除く各年度で計画に対して実績が下回っています。

2号認定（3～5歳の保育認定）※2については、認可保育所の新規整備や認可外保育施設の認可移行により定員数を増やしてきましたが、認証保育所の閉園や認可保育所の定員変更等の影響により、計画に対して実績が下回っています。

3号認定（0～2歳の保育認定）※3についても、2号認定と同様に計画に対して実績が下回っており、特に0歳児の定員数は認証保育所の閉園等の影響を受けています。

※1 3歳～5歳児を持つ、2号認定以外の家庭を対象とした、幼稚園や認定こども園利用のための認定。

※2 3歳～5歳児を持つ、保護者の就労、出産、疾病等により保育の必要性のある家庭を対象とした、認定こども園や保育所利用のための認定。

※3 0歳～2歳児を持つ、保護者の就労、出産、疾病等により保育の必要性のある家庭を対象とした、認定こども園や保育所、地域型保育利用のための認定。なお、地域型保育とは0～2歳児を対象とした施設を指し、小規模保育（利用定員6人～19人）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育（企業の事業所内で従業員の子どもや地域の子どもを預かる保育）の4つのタイプがある。

図表 35 教育・保育事業の状況

（単位：人）

（月極利用定員数・利用者数）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	4,883	4,823	4,763	3,738	3,536
	計画（①）	5,027	4,977	4,907	4,299	4,229
	実績（②）	4,804	4,474	4,334	4,299	4,194
	過不足（②-①）	△ 223	△ 503	△ 573	0	△ 35
	割合（②/①）	95.6%	89.9%	88.3%	100.0%	99.2%
	【参考】	定員（②）	4,474	4,334	4,299	4,194
		利用者数（③）	3,963	3,605	3,209	2,839
		空き定員（②-③）	511	729	1,090	1,355
		利用率（③/②）	88.6%	83.2%	74.6%	67.7%

※ 実績数値は5月1日時点のものです。

※ 1号認定の利用者数には、一部区外居住者を含みます。

※ 令和4年度に中間見直しを行い、量の見込み等を修正しています。

図表 35 教育・保育事業の状況【続き】

(単位：人)

(月極利用定員数・利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2号認定	量の見込み	8,761	8,637	8,317	7,965	7,720
	計画(①)	9,398	9,750	10,219	10,403	10,531
	実績(②)	9,366	9,695	10,171	10,379	10,435
	過不足(②-①)	△32	△55	△48	△24	△96
	割合(②/①)	99.7%	99.4%	99.5%	99.8%	99.1%
	【参考】	定員(②)	9,695	10,171	10,379	10,435
		利用者数(③)	8,022	8,312	8,471	8,374
		空き定員(②-③)	1,344	1,383	1,908	2,061
		利用率(③/②)	85.7%	85.7%	81.6%	80.2%
3号認定 (1・2歳)	量の見込み	5,505	5,625	5,869	4,903	4,915
	計画(①)	5,952	6,104	6,345	6,166	6,212
	実績(②)	5,928	5,988	6,153	6,140	6,062
	過不足(②-①)	△24	△116	△192	△26	△150
	割合(②/①)	99.6%	98.1%	97.0%	99.6%	97.6%
	【参考】	定員(②)	5,988	6,153	6,140	6,062
		利用者数(③)	4,957	5,104	5,344	5,373
		空き定員(②-③)	971	884	796	689
		利用率(③/②)	83.6%	85.2%	87.0%	88.6%
3号認定 (0歳)	量の見込み	1,186	1,199	1,210	1,029	1,027
	計画(①)	1,325	1,325	1,331	1,190	1,190
	実績(②)	1,304	1,237	1,201	1,170	1,157
	過不足(②-①)	△21	△88	△130	△20	△33
	割合(②/①)	98.4%	93.4%	90.2%	98.3%	97.2%
	【参考】	定員(②)	1,237	1,201	1,170	1,157
		利用者数(③)	940	909	840	845
		空き定員(②-③)	364	309	330	312
		利用率(③/②)	72.1%	75.0%	71.8%	73.0%

※ 実績数値は4月1日時点のものです。

※ 3号認定は、国の指針により0歳と1・2歳を分けて算出しています。

※ 令和4年度に中間見直しを行い、量の見込み等を修正しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

2-① 利用者支援事業

こども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業(2-①以降)の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で相談対応等の支援を行う事業。事業の形としては、相談対応等の利用者支援や地域連携(関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくり等)を行う「基本型」、相談対応等の利用者支援のみを行う「特定型」、妊娠期から子育て期にわたる総合的な切れ目のない支援を行う「母子保健型」の3類型がある。

「基本型」は区内8か所の子ども家庭支援センターで、「特定型」は本庁・豊洲特別出張所で、「母子保健型」は区内4か所の保健相談所で実施しており、計画どおりの実績となっています。

図表 36 利用者支援事業の実施状況

(単位:か所)

(実施か所数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	量の見込み	12	12	14	14	14
	計画(①)	12	12	14	14	14
	基本型(子ども家庭支援センター)	6	6	8	8	8
	特定型(本庁・豊洲特別出張所)	2	2	2	2	2
	母子保健型(保健相談所)	4	4	4	4	4
	実績(②)	12	12	14	14	14
	基本型(子ども家庭支援センター)	6	6	8	8	8
	特定型(本庁・豊洲特別出張所)	2	2	2	2	2
	母子保健型(保健相談所)	4	4	4	4	4
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0
	割合(②/①)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2-② 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定(2号・3号の各種認定)を受けたこどもに対して、通常の利用日以外の日、また通常の利用時間以外の時間において、認定子ども園や保育所等で保育を実施する事業。

事業の性質上、保護者の雇用形態等の状況により左右されやすく、計画に対して実績が下回っています。

図表 37 時間外保育事業の実施状況

(単位:人)

(月極利用平均人数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業	量の見込み	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	計画(①)	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	実績(②)	1,160	1,303	814	758	-
	過不足(②-①)	△ 690	△ 547	△ 1,036	△ 1,092	-
	割合(②/①)	62.7%	70.4%	44.0%	41.0%	-

2-③ 放課後児童健全育成事業(江東きっずクラブ)

保護者が仕事等で日中家にいない家庭の児童に対して、放課後等に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、児童の健やかな育成を図る事業。平日の午後(放課後)のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施。

江東きっずクラブB登録については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度まで計画に対して実績が下回りましたが、令和4年度以降は計画に対して実績が上回っています。

江東きっずクラブA登録については、計画に対して実績が上回っています。

図表 38 放課後児童健全育成事業の実施状況

(単位:人)

(登録者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
江東きっず クラブB登録	量の見込み	3,666	3,721	3,767	3,839	3,862
	計画(①)	3,666	3,721	3,767	3,839	3,862
	1年生	1,510	1,533	1,552	1,582	1,591
	2年生	1,240	1,259	1,274	1,299	1,307
	3年生	916	929	941	958	964
	実績(②)	3,595	3,707	4,024	4,456	-
	1年生	1,680	1,715	1,736	1,956	-
	2年生	1,188	1,303	1,467	1,502	-
	3年生	711	666	793	962	-
	高学年(障害等のある児童)	16	23	28	36	-
	過不足(②-①)	△71	△14	257	617	-
	割合(②/①)	98.1%	99.6%	106.8%	116.1%	-
江東きっず クラブA登録	量の見込み	1,448	1,464	1,502	1,541	1,592
	計画(①)	1,448	1,464	1,502	1,541	1,592
	4年生	863	873	895	918	949
	5年生	422	426	438	449	464
	6年生	163	165	169	174	179
	実績(②)	2,105	1,701	1,784	2,747	-
	4年生	1,335	1,187	1,171	1,811	-
	5年生	543	390	501	660	-
	6年生	227	124	112	276	-
	過不足(②-①)	657	237	282	1,206	-
	割合(②/①)	145.4%	116.2%	118.8%	178.3%	-

※ 江東きっずクラブA登録は、小学校全学年を対象とし、自主的な遊び・学びの場を提供し、児童の活動を守る事業です。なお、上表は小学校4～6年生における実施状況となります。

※ 江東きっずクラブB登録は、小学校1～3年生及び障害等のある4～6年生を対象とし、就労世帯等の児童に対し、保護者に代わり生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

2-④ 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な支援(宿泊を伴う一時的預かり)を行う事業。施設で預かる「施設型」と協力家庭員(預かりボランティア)の自宅で預かる「在宅型」がある。

施設型については、預かりが可能な利用者の組み合わせ(年齢や性別等)の兼ね合いや、施設までの送迎が困難なため利用が勧奨されない場合があり、計画に対して実績が下回っています。在宅型については、安定して受け入れが可能な協力家庭員の数が増減したほか、協力家庭員の居住するエリアの偏りにより利用が難しい地域もあったため、計画に対して実績が下回っている年度があります。

図表 39 子育て短期支援事業の実施状況

(単位: 人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て短期支援事業	量の見込み	1,036	995	1,000	1,024	1,014
	計画(①)	1,545	1,545	1,545	1,545	1,545
	施設型	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	在宅型	450	450	450	450	450
	実績(②)	955	1,083	1,036	1,168	-
	施設型	525	510	584	739	-
	在宅型	430	573	452	429	-
	過不足(②-①)	△ 590	△ 462	△ 509	△ 377	-
	割合(②/①)	61.8%	70.1%	67.1%	75.6%	-

2-⑤ 乳児家庭全戸訪問事業(新生児・産婦訪問指導事業)

助産師又は保健師が、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や子育て状況等の把握を行い、育児や産後の体調等の相談を受けたり必要なサービスにつなげたりする事業。

対象となる0歳児の出生数が計画を下回ったことにより、計画に対して実績が下回っています。一方、実際の出生数と比べると、訪問割合は増加傾向にあります。

図表 40 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況(計画との比較)

(単位: 件)

(訪問件数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	4,824	4,876	4,923	4,183	4,177
	計画(①)	4,824	4,876	4,923	4,183	4,177
	実績(②)	3,255	3,616	3,447	3,746	-
	過不足(②-①)	△ 1,569	△ 1,260	△ 1,476	△ 437	-
	割合(②/①)	67.5%	74.2%	70.0%	89.6%	-

※ 令和4年度に中間見直しを行い、量の見込み等を修正しています。

図表 41 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況(出生数との比較)

(単位: 件)

(出生数・訪問件数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児家庭全戸訪問事業	出生数(①)	4,075	3,957	3,698	3,400
	実績(②)	3,255	3,616	3,447	3,746
	過不足(②-①)	△ 820	△ 341	△ 251	346
	割合(②/①)	79.9%	91.4%	93.2%	110.2%

※ 実績には出生後転入した者を含みます。

2-⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会※その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援(子育てに関する相談、指導、助言その他必要な支援)が特に必要な家庭に対して、民間の訪問支援者がその家庭を訪問し、子育てに関する専門的な指導・助言に基づく家事支援を行うことで、当該家庭の適切な養育の実現を目指す事業。

※ 虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童(保護者がいない、又は保護者の下にいることが不相当だと認められる18歳未満のこども)の適切な保護や養育を支援することが特に必要な児童等への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、必要な情報の交換や支援内容の協議を行う法定の協議会。

利用者の求める支援内容を訪問支援者が提供できないことがあり、利用勧奨が進まない場合があったほか、地域によっては訪問可能な支援者が不足したことから、計画に対して実績が下回っています。

図表 42 養育支援訪問事業の実施状況

(単位: 件・回)

(訪問件数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問 事業件数	量の見込み	46	46	47	47	48
	計画(①)	46	46	47	47	48
	実績(②)	25	31	40	42	-
	過不足(②-①)	△ 21	△ 15	△ 7	△ 5	-
	割合(②/①)	54.3%	67.4%	85.1%	89.4%	-
(訪問回数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問 事業回数	量の見込み	325	329	333	337	341
	計画(①)	325	329	333	337	341
	実績(②)	158	226	299	320	-
	過不足(②-①)	△ 167	△ 103	△ 34	△ 17	-
	割合(②/①)	48.6%	68.7%	89.8%	95.0%	-

2-⑦ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業。「子育てひろば※1」、「マイ保育園ひろば※2」及び「かんがるーひろば※3」を実施。

- ※1 子育て中の保護者・就学前児童を対象に、子ども家庭支援センター、児童館及び一部私立保育所において、親子が一緒にのびのび過ごせ、また一緒に子育てをする仲間との子育ての輪を広げることができる場の提供を実施する事業。
- ※2 在宅で子育てをしている保護者・就学前児童を対象に、認可保育所及び認定こども園で遊び場の提供や季節のイベントへのお誘い、子育て相談等を実施する事業。
- ※3 地域の未就園児とその保護者を対象に、区立幼稚園で親子の交流や子育て相談等を行う親子登園を実施する事業。参加している同年齢のお子さんと一緒に遊ぶことや、在園しているこどもたちとの触れ合い、区立幼稚園の生活等が体験できる。

量の見込みは利用者数としていますが、計画は施設数としています。計画期間中に亀戸第二児童館を廃止したため、計画に対して実績が下回っています。

図表 43 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の実施状況

(単位：人・か所)

(利用者数・実施か所数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	量の見込み	377,100	377,100	456,000	456,000	456,000
	子ども家庭支援センター	210,500	210,500	289,400	289,400	289,400
	児童館	159,100	159,100	159,100	159,100	159,100
	私立保育所	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	(参考)					
	利用者数実績	168,643	242,433	366,961	465,862	—
	子ども家庭支援センター	34,362	56,520	145,958	230,747	—
	児童館	130,101	180,761	215,167	229,640	—
	私立保育所	4,180	5,152	5,836	5,475	—
	計画(①)	27	27	29	29	29
	子ども家庭支援センター	6	6	8	8	8
	児童館	18	18	18	18	18
	私立保育所	3	3	3	3	3
	実績(②)	27	27	29	28	28
	子ども家庭支援センター	6	6	8	8	8
	児童館	18	18	18	17	17
	私立保育所	3	3	3	3	3
	過不足(②-①)	0	0	0	△1	△1
	割合(②/①)	100.0%	100.0%	100.0%	96.6%	96.6%

※「マイ保育園ひろば」及び「かんがるーひろば」は、量の見込み及び計画の設定はありません。

2-⑧ 一時預かり事業

【在園児対象型(幼稚園)】

子育て支援の一環として、通院・介護等の保護者のニーズに応えるため、教育時間前後に預かり保育を実施する事業。1日の教育課程に係る幼稚園の教育時間は、文部科学省が定める幼稚園教育要領に4時間を標準とすると示されており、その教育時間の前後に事業を実施している。

【在園児対象型を除く】

保護者の入院や通院、親族の看護等で、家庭での保育が一時的に困難となった場合や保護者の育児負担の軽減等を目的として、主として昼間、認可保育所その他の場所で一時的にこどもを預かる事業。「非定型一時保育※1」、「緊急一時保育※2」、「リフレッシュひととき保育※3」、「ファミリー・サポート(未就学児)※4」を実施。

- ※1 在宅で育児をしている保護者が、通院、通学、短時間の就労、自宅での看護等の理由で、お子さんの保育ができないときに、認可保育所の一時保育室で一時的にこどもを預かる事業。保護者のリフレッシュ目的でも利用が可能。
- ※2 保護者の出産、傷病による入院、又は親族等の入院看護等の緊急の理由で、一時的にお子さんの保育ができないときに認可保育所の定員を超えてこどもを預かる事業。
- ※3 在宅で子育てをしている保護者のお子さんを一時的に預かる事業で、子ども家庭支援センター及び一部の児童館で実施する事業。保護者のリフレッシュを目的とし、預かる理由を問わない。
- ※4 区内で育児の手助けを必要とする方(利用会員)と育児の手助けができる方(協力会員)を結び、会員同士による援助活動を行う事業。保育所・幼稚園の送迎等にも利用が可能。

在園児対象型一時預かり事業(幼稚園)については、預かり事業の利用者数は増加傾向にありますが、在園児数の減少が続いているため、計画に対して実績が下回っています。

在園児対象型を除く一時預かり事業については、増加要因(事業開始や定員拡大)と減少要因(コロナ禍における利用制限や休止施設の発生等)が重なった結果、利用者数は増加傾向にありますが、計画に対して実績が下回っています。

図表 44 一時預かり事業の実施状況

(単位：人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在園児対象型 (幼稚園)	量の見込み	77,358	79,770	82,416	85,275	88,417
	計画(①)	115,323	114,518	113,713	112,868	112,036
	実績(②)	45,954	56,686	80,641	86,653	—
	過不足(②-①)	△ 69,369	△ 57,832	△ 33,072	△ 26,215	—
	割合(②/①)	39.8%	49.5%	70.9%	76.8%	—

図表 44 一時預かり事業の実施状況【続き】

(単位：人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在園児対象型を除く 一時預かり事業	量の見込み	40,540	40,540	43,840	43,840	43,840
	計画(①)	40,540	40,540	43,840	43,840	43,840
	非定型一時保	19,590	19,590	19,590	19,590	19,590
	緊急一時保育	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	リフレッシュ ひととき保育	12,100	12,100	15,400	15,400	15,400
	ファミリー・ サポート (未就学児)	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	実績(②)	18,820	24,065	29,535	36,473	－
	非定型一時保	8,497	9,926	11,055	11,884	－
	緊急一時保育	776	624	537	644	－
	リフレッシュ ひととき保育	5,827	9,550	13,579	19,661	－
	ファミリー・ サポート (未就学児)	3,720	3,965	4,364	4,284	－
	過不足(②-①)	△ 21,720	△ 16,475	△ 14,305	△ 7,367	－
	割合(②/①)	46.4%	59.4%	67.4%	83.2%	－

2-⑨ 病児保育事業

病院・保育所等に設置された専用スペース等において、病気又は病気の回復期であるために保育所に登園できない児童の保育を一時的に看護師等が行う事業。令和6年度において、病気の初期から回復期までの乳幼児を対象とした病児・病後児対応型施設4施設、病気の回復期にある乳幼児を対象とした病後児対応型施設1施設で実施している。

計画は1年間の総定員数としています。病気の際にのみ利用するという特性上、当日のキャンセルや病状によっては受け入れを断る場合があることから、常に利用が定員に達する状態ではなく、実績は年々増加していますが、計画に対して実績が下回っています。

図表 45 病児保育事業の実施状況

(単位：人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児・病後児 保育事業	量の見込み	4,230	4,233	4,215	4,224	4,259
	計画(①)	6,240	6,240	6,240	6,240	6,240
	実績(②)	654	1,507	1,805	1,897	－
	過不足(②-①)	△ 5,586	△ 4,733	△ 4,435	△ 4,343	－
	割合(②/①)	10.5%	24.2%	28.9%	30.4%	－

2-⑩ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

区内で就学児に対する送迎等、育児の手助けを必要とする方(利用会員)と手助けができる方(協力会員)を結び、会員同士による援助活動を行う事業。

江東さっずクラブの受け入れ態勢の整備が整う等他サービスが拡充したこと、新型コロナウイルス感染症の影響により協力会員がコロナ禍前と比べ100人程度減少したこと等により、計画に対して実績が下回っています。

図表 46 ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

(単位：人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ファミリー・サポート・センター (就学児)	量の見込み	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
	計画(①)	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
	実績(②)	875	807	1,436	1,620	-
	過不足(②-①)	△ 2,225	△ 2,293	△ 1,664	△ 1,480	-
	割合(②/①)	28.2%	26.0%	46.3%	52.3%	-

2-⑪ 妊婦健康診査事業

妊産婦の健康状態を保ち、向上させるため、健康診査を行う事業。

妊娠届受理件数が見込みよりも少なかったため、計画に対して実績が下回っています。一方、区外への転出等により、実際の出生数と比べると、受診票(母子健康手帳)の交付件数は多い傾向にあります。

図表 47 妊婦健康診査事業の実施状況(計画との比較)

(単位：件・回)

(交付件数・健診回数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子健康手帳 交付件数	量の見込み	5,306	5,364	5,415	4,601	4,595
	計画(①)	5,306	5,364	5,415	4,601	4,595
	実績(②)	4,568	4,289	4,062	4,200	-
	過不足(②-①)	△ 738	△ 1,075	△ 1,353	△ 401	-
	割合(②/①)	86.1%	80.0%	75.0%	91.3%	-
健診回数	量の見込み	53,060	53,640	54,150	46,470	46,410
	計画(①)	53,060	53,640	54,150	46,470	46,410
	実績(②)	45,602	44,670	43,428	43,714	-
	過不足(②-①)	△ 7,458	△ 8,970	△ 10,722	△ 2,756	-
	割合(②/①)	85.9%	83.3%	80.2%	94.1%	-

図表 48 妊婦健康診査事業の実施状況(出生数との比較)【参考】

(単位：件)

(出生数・交付件数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳 交付件数	出生数(①)	4,075	3,957	3,698	3,400
	実績(②)	4,568	4,289	4,062	4,200
	過不足(②-①)	493	332	364	800
	割合(②/①)	112.9%	108.4%	109.8%	123.5%

2-⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者の負担軽減を図るため、認定世帯(1号～3号のいずれかの教育・保育認定を受けた世帯)に対して教育・保育に必要な日用品や行事参加費等の実費負担分の費用を助成する事業。

1号認定(教育標準時間認定)については、1号認定全体の件数が減少傾向にあるため、本事業の対象となる低所得世帯等においても、実績の減少傾向が続いています。

2号・3号認定(0～5歳の保育認定)の実績はありません。

図表 49 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施状況

(単位：人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
係る実費徴収に 補足給付を 行う事業	実績	142	113	111	99	—
	1号認定	142	113	111	99	—
	2・3号認定	0	0	0	0	—

※量の見込み及び計画の設定なし。

2-⑬ 多様な主体の参入促進事業

保育の需要に応じた供給体制の確保や多様な事業者の能力活用を図るため、認可保育所等特定教育・保育施設(施設の運営等に係る費用の補助を受けるために区長から認められた施設)への民間事業者の参入を促進する事業。

株式会社等が運営主体の私立保育所は、令和6年度で合計120施設と、令和2年度に比べ16施設の増加となっています。多様な主体の参入促進事業については、株式会社の割合が増加傾向にあります。

図表 50 多様な主体の参入促進事業の運営主体の状況

(単位：施設)

(施設数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定幼稚園・ こども園	株式会社	0	0	0	0	0
	NPO	0	0	0	0	0
	宗教法人	0	0	0	0	0
	その他	5	5	5	5	5
	合計	5	5	5	5	5
私立保育所	株式会社	91	101	102	103	105
	NPO	8	8	10	9	8
	宗教法人	1	1	1	1	1
	その他	4	4	4	5	6
	合計	104	114	117	118	120

2-3 令和5年度調査(アンケート・ヒアリング)等結果概要

(1)調査の概要

本計画の策定にあたっては、こども・若者支援施策の検討及び教育・保育事業の利用量を見込む必要があることから、子育て中の保護者や中高生世代の意見・意向を伺うために区民意向調査を実施しました。また、こどもの貧困問題に関して、貧困(生活困難)層の生活、教育状況やニーズを把握することを目的として、区民及び関係機関・団体を対象にした子育て世帯生活実態調査を実施しました。

①区民意向調査	
○江東区内在住の就学前児童の保護者【3,000 件配付、1,624 件回収（回収率 54.1%）】	
○江東区内在住の小学生児童の保護者【3,000 件配付、1,584 件回収（回収率 52.8%）】	
○江東区内在住の小学生高学年本人【1,500 件配付、655 件回収（回収率 43.7%）】	
○江東区内在住の中高生世代本人【2,000 件配付、799 件回収（回収率 40.0%）】	
②子育て世帯生活実態調査	
○江東区内在住の小学校 5 年生児童本人【2,000 件配付、824 件回収（回収率 41.2%）】	
○江東区内在住の中学校 3 年生生徒本人【2,000 件配付、765 件回収（回収率 38.3%）】	
○江東区内在住の小学校 5 年生児童・中学校 3 年生生徒の保護者【4,000 件配付、1,714 件回収（回収率 42.9%）】	
○江東区内在住の児童育成手当受給者(小学校 4 年生から中学校 3 年生までの児童生徒を養育する者)【1,608 件配付、747 件回収（回収率 46.5%）】	
○区内のこども・若者施策に関係のある機関・団体【45 件】	
関係機関・団体のカテゴリ	
①福祉関係	母子生活支援施設／子ども家庭支援センター／まなび支援員／主任児童委員／保育園／江東区助け合い活動連絡会
②教育関係	スクールカウンセラー／スクールソーシャルワーカー
③保健関係	保健相談所／助産師会
④青少年関係	こうとうゆうすてっぷ事業受託会社
⑤支援団体	こども食堂／まなび塾事業受託会社

【調査結果報告書(区ホームページ)】

以下、URL 又は二次元コード(QR)より調査結果の詳細が確認できます。

<https://www.city.koto.lg.jp/281010/documents/keikaku.html>



(2)調査等からみえる課題の整理

アンケートやヒアリング調査の結果、こども・子育て会議で出された意見、及びこどもの権利に関する条例の検討に伴い実施した「こどもまんなかワークショップ」から寄せられた意見等を整理し、課題について次のとおり整理を行いました。

【こどもまんなかワークショップ実施報告書(区ホームページ)】

以下、URL 又は二次元コード(QR)よりワークショップ実施結果の詳細が確認できます。

https://www.city.koto.lg.jp/281010/documents/kodomomannnaka_ws.html



ポイント① こどもの権利

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①こどもの権利の周知と考える機会の創出
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見
①持っている資源を活かして、施設のルールを作ってみるとか、少しずつこどもの権利というものを実践する場や考える場を作っていくといいのではないかなと思った。
②こどもの権利の周知は大人がもっと積極的にやっていかなければいけないということだと思う。
こどもの声 ※ (ア) …アンケート結果より (ワ) …ワークショップより
①学校の校則をもう少しゆるめてほしくて、意見(理由)のない校則はやめてほしい。(ア)
②(アンケートの実施について) こういうアンケートがあると、こどもにも要望を言える権利がある気がします。(ア)
③意見をおしつけないでほしい。(ワ)
④だれもが声をあげることができる社会(になってほしい)。(ワ)
⑤大人だけでなく、こどもの意見を取り入れて発展する社会(になってほしい)。(ワ)
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
1-1 こどもの権利の周知
1-2 こどもの意見表明・決定過程への参画

ポイント② 健康づくり・母子保健

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①出産前からの切れ目ない支援 ②口腔ケアや食育の啓発
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見
①こうとう家事育児サポート事業が派遣を多胎児家庭・ひとり親家庭から全世帯に拡充されたということは、本当によかったと思う。
こどもの声
①みんなが健康で文化的な生活を送れる社会（になってほしい）。(ワ)
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
2-1 出産前から出産後の切れ目ない支援 2-2 こどもの健康づくり

ポイント③ 就学前の教育・保育

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①地域需要に応じた保育の受け皿確保 ②休日保育や一時預かりの受け皿確保 ③保育所の入園時期の柔軟な対応 ④遊び場や休日の居場所の確保
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見
①待機児童解消後という今までと異なる状況に対応して、新しい考え方、方法論がこれから求められるのだと思う。 ②必要なときに、体調を崩したこどもを預ける先というところに関しては、ぜひ引き続き検討いただきたいと思う。 ③公園でのボール遊び NG であったり雨の日の遊び場問題であったりも、ぜひ検討いただきたいと思う。
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
3-1 児童減少に伴う教育・保育施設の活用 3-2 保育の質の向上 3-3 病児、一時預かり等の不定期保育の拡充 3-4 休日や雨の日の居場所確保

ポイント④ こども・若者の健全育成

アンケート・ヒアリング結果からの課題

- ①小さいこどもと接する機会の提供
- ②こども・若者の多様な居場所の確保
- ③情報リテラシーや性教育
- ④相談体制の充実とメンタルヘルスの介入
- ⑤江東きっずクラブB登録の受け入れ枠の確保

(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見

- ①小学校でだけではなく就学前のこどもたちへの人権教育としての性教育をどんな方法でやれるかということを江東区として具体的に検討してもらえるとありがたい。
- ②特別支援に通うこどもとそうでないこどもの交流の場としても、江東きっずクラブの役割はやはり大きく、これからこの比重というのはますます大きくなると思う。
- ③性教育について、この会議として、学校任せではなくて、大人がどうやっていくかについても考える必要があるのではないかなと思う。
- ④性教育や自己肯定感等、公の人に頼るだけではなく民間企業にも賛同、参加してもらうことも必要なのではないかと感じている。

こどもの声

- ①雨でも野球やサッカーが遊べる場所がほしい。(ア)
- ②受験生や勉強したい人が無料で利用できる自習室(学生専用)(がほしい)。(ア)
- ③中高生が趣味で利用できる所(ダンススタジオや音楽スタジオ)がほしいです。(ア)
- ④私が学校に行けなくなった理由は、ある日突然やる気が出なくなってしまったからです。メンタルケアも必須であってほしいと私は思います。(ア)

⇒次期計画に向けた課題・キーワード

- 4-1 江東きっずクラブの保留児童解消
- 4-2 若者が過ごせる居場所の確保
- 4-3 性教育の充実
- 4-4 異世代交流
- 4-5 相談体制とメンタルヘルス対策の充実

ポイント⑤ 家庭における子育て、ワーク・ライフ・バランス等

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①子育ての不安・負担軽減 ②こどもと接する時間の確保 ③共働き・共育て ④デジタルツールを活用した情報発信
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見
①情報が入手しにくいという問題は、乳幼児小学生の親に共通して出ている問題ではないかとアンケートを通して思った。 ②自分の状況がつながるように情報が発信されないと。行政側の情報発信のあり方というものをもう少し検討してほしい。 ③子育てが楽しいと感じるためには、親子が一緒に何かしなくてはいけないという発想ではなくて、一緒に育つことが楽しいなあと、こういう事が共有できたらいいと思う。 ④職員の方と普段から保護者がコミュニケーションをとれることで、状況がわかったり、保護者の方も相談しやすいというところもあるので、必要な方に必要な支援のような形をぜひ求めたい。
こどもの声
①ささいな事で怒鳴らないでほしい。(ア) ②私は小さい頃から親が共働きで孤独を感じる事が多くありました。今孤独で誰かほっとできる人を求めているこどもたちに手を差し伸べて上げてください。(ア)
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
5-1 適切な支援に結びつくための効果的な情報発信 5-2 こどもと保護者が一緒に過ごせる時間の創出 5-3 家庭内における家事等の負担の分担

ポイント⑥ 特別な支援が必要なこども・家庭

アンケート・ヒアリング結果からの課題

- ①ひとり親の就労支援
- ②支援を必要とする方への適切な制度周知
- ③生活困難層の学習・進学支援
- ④外国につながるこどものケアや学習支援
- ⑤ヤングケアラーの把握と支援
- ⑥体罰に対する認識の是正と保護者ケア
- ⑦障害の早期発見と適切な支援
- ⑧不登校・ひきこもり・いじめ対策

(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見

- ①保育の質の向上で、特別支援までではないけれど発達障害とか、そこへの補助をつけたり、研修を増やしていくこともぜひ検討してもらいたい。
- ②（虐待のアンケート結果について）この現状は、深刻に受けとめるべきだと思う。我々としてどう発信していくかということがすごく大切で、これからどうしていくかということをお皆さんとともに考えたい。
- ③なぜ体罰がいけないのかという根本的なところから啓発をしないといけないと思う。
- ④障害があろうがなんだろうが、子育てに安心が持てること。

こどもの声

- ①税金を下げて親の負担を減らしてほしい。(ア)
- ②学校に行けない子とかに施設をつくったりしてほしい。(ア)
- ③18歳以上もいられる放デイ（放課後等デイサービス）をつくってほしい。(ア)
- ④障がいのある子やADHDの方を優しい目で見たい。(ア)
- ⑤逃げる場所がある社会（に）なってほしい。(ワ)

⇒次期計画に向けた課題・キーワード

- 6-1 体罰・虐待に対する認識の是正と防止
- 6-2 発達障害等、障害のあるこどもの教育・交流機会と居場所の充実
- 6-3 ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援
- 6-4 貧困、ヤングケアラー、外国につながるこども等、困難を抱えるこどもの学習等支援
- 6-5 不登校やひきこもりのこどもが通える居場所の充実

ポイント⑦ 地域による子育て環境づくり

アンケート・ヒアリング結果からの課題	
①地域一体となった子育て環境	
②地域で多世代が集まれる居場所の整備	
③多分野・多職種連携による包括的な支援体制の構築	
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見	
①情報が入手しにくい問題について、すでにたくさん行政サービスを提供されていると思うので、例えば伝え方を工夫したり、地域一体となった環境づくりといったことは、例えば町内会をうまく活用したりする等、様々な要素の生かし方次第だと思う。	
こどもの声	
①こどもが楽しく暮らせるようにいろいろなイベントをしてほしいです。(ア)	
②近所から怒られないような、のびのびと遊べる場所。(ア)	
③信頼関係がしっかりあるような社会がいい。(ワ)	
④1人1人が堂々としていて、弱い自分でも受け入れてくれる、1人1人を大切にしてくれる社会(になってほしい)。(ワ)	
⇒次期計画に向けた課題・キーワード	
7-1	関係機関連携による支援体制
7-2	子育てを支える地域づくり
7-3	多様な人が安心して過ごせる地域づくり

第3章 計画の基本的な方針

3-1 計画の基本理念

- ◆2-1「統計からみる現状」においては、出生数や就学前人口は減少しているものの認可保育所においては利用者数が増加傾向にあること、共働き世帯の割合が増加傾向にあること、江東きつつクラブや子育てひろば等こどもの居場所に関する事業の利用者が増加傾向にあることが分かりました。また、障害児数や不登校児童・生徒数等、特別な支援が必要なこどもが増加傾向にあること等が分かりました。
- ◆2-2「現行計画の進捗状況」においては、教育・保育施設で主に3～5歳児を中心に空き定員が増加傾向にあること、こども・若者の居場所や一時的な預かりに関する事業について利用者が増加傾向にあること等が分かりました。
- ◆2-3「令和5年度調査(アンケート・ヒアリング)等結果概要」においては、こどもは大人に対して要望や意見を表明したいと考えていること、未就学児の保育の受け皿や児童・生徒等の放課後の多様な居場所の確保を望んでいること、家庭における子育て不安の解消や負担軽減を望んでいること、特別な支援が必要なこども・若者に対して多角的な支援が求められていること、地域一体となった子育て環境づくりが求められていること等が分かりました。

上記を踏まえ、必要な施策を展開していくにあたっては、こども・若者を取り巻く対象ごとに、「こども・若者」「保護者」「地域」の3つの視点に整理をしていくことが必要と考えます。視点ごとに現状や要望の整理をすると以下のとおりとなります。

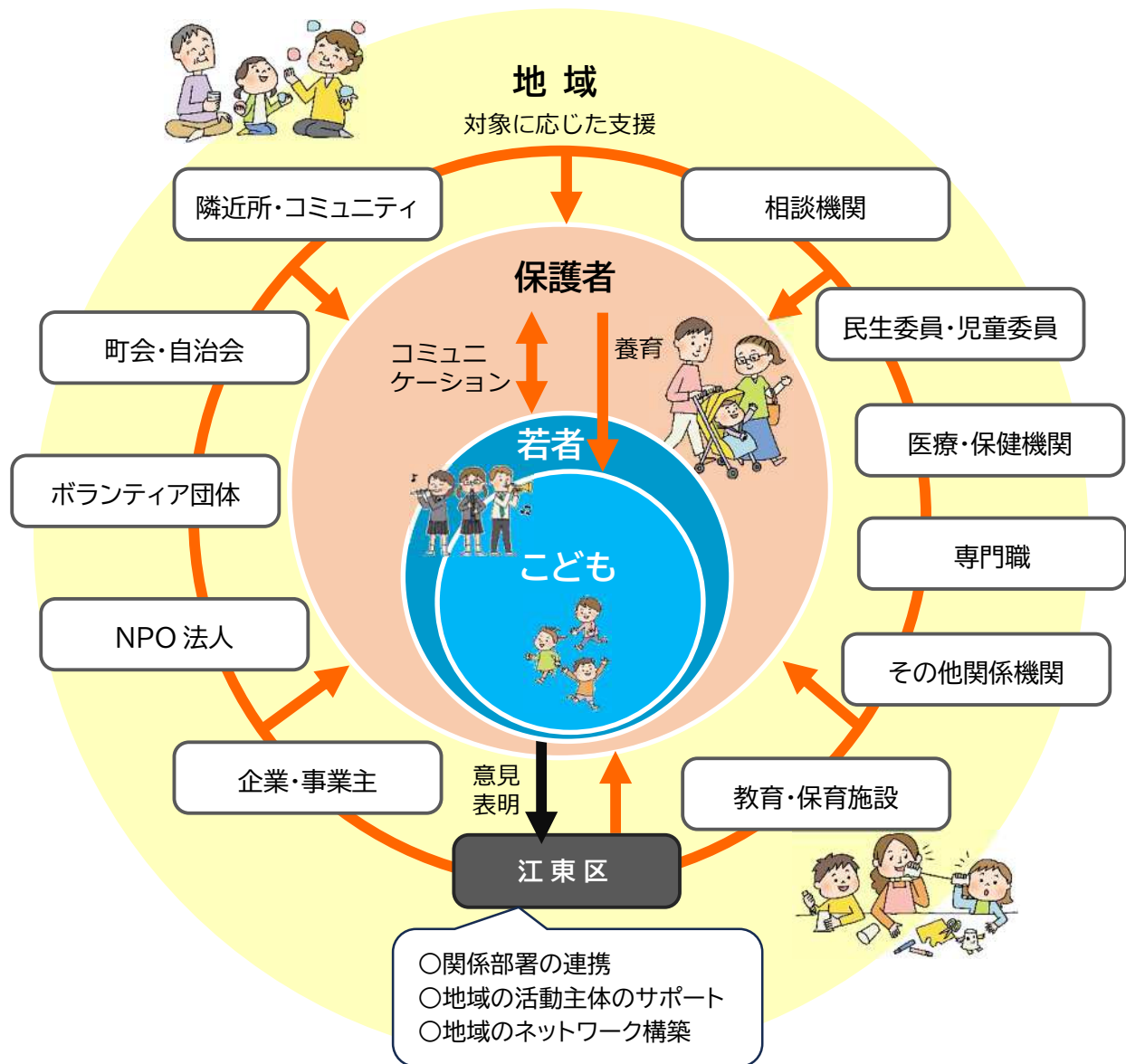
- ◆**こども・若者**は、一人の権利ある存在として尊重されることを望んでいます。また、遊び場や学習する場をはじめとするこどもの居場所づくり等、こどもの健全な発達に欠かせない成育環境が与えられる等、こどもにとって一番良いことが叶う社会であることを望んでいます。
- ◆**保護者**※は、共働き世帯が増加し、仕事をしながら家事・育児を行う等、多忙な生活を送っており、こどもと接する時間が少ないことが課題となっています。また、子育てに不安を抱えていることも多く、そうした不安や負担が軽減されることを望んでいます。

※ こどもの親、里親及びこどもの親に代わりこどもを育てる人のことをいいます。

- ◆**地域**※は、見守り、サポート等の日常的な関わりから、親子で参加できるイベントの実施等、様々な形でこどもの成長や保護者の子育てを支えることが求められています。

※ 隣近所、町会・自治会、地域コミュニティ、ボランティア団体、NPO 法人、企業、事業所、教育・保育施設、専門職等、こども・若者と子育て当事者を取り巻く環境を構成する人・法人・組織を含みます。

【関係イメージ】



こども・若者	○保護者から適切な養育を受けています。 ○保護者や区に意見を表明することができます。 ○地域の教育・保育施設や団体等から必要な支援を受けています。
保護者	○こども・若者を、地域の支援を得ながら養育しています。 ○こども・若者の意見を尊重しています。
地域	○子育てに悩んでいる家庭、SOSを出しているこども・若者をはじめ、地域にいるこども・若者や子育て当事者を見守っています。 ○こども・若者、保護者等の対象に応じた支援を提供しています。
江東区	○こどもの意見を受け止めて取組に反映できるよう努めています。 ○関係部署と連携し、包括的な支援をこども・若者、保護者に提供しています。 ○地域で活動する事業所、団体等の支援を行います。 ○地域のネットワーク化を行い、地域全体でこども・若者を支える仕組みを作っています。

こうした課題やニーズに対し、区は以下のとおりこども・若者に関する施策に取り組んでいきます。

こども・若者

に対して

全てのこどもや若者が権利の主体として、個性を尊重されるよう、こどもの権利についての普及啓発を行います。また、こどもや若者が育つ環境に関わらず、自分の意思で様々な選択ができるよう、個人の状況に応じた適切な支援を行うことで、健やかに成長できる環境をつくります。

保護者

に対して

全ての保護者がそれぞれ必要とするサポートを受けることができるように、情報発信手段や事業・相談体制を充実させます。これらの多角的な支援を提供することで、子育てにおける保護者の不安や負担の軽減を図り、こどもの最善の利益が守られる環境をつくります。

地域

に対して

こども・若者や子育て家庭に対して理解を示し、温かく見守りつつ手を差し伸べられるような地域づくりを進め、地域一体となって子育てを応援する環境をつくります。

これらの実現を通して、

みんなで支えあい、こども・若者たちが

心から「生まれてきて良かった」と実感できる社会

を目指します。



〈参考〉

こどもの意見「どんな社会になるとよいか」

～こどもまんなかワークショップより～

- ・こどもも大人も関係なく平等で互いの意見が尊重される社会
- ・「居心地がよくこの世界にうまれて良かった」誰もがそう思える社会
- ・全ての人が笑顔で幸せ(幸せのかたちは問わない)

3-2 計画の基本目標

基本目標1 こどもの権利を守る

全てのこどもが個人として尊重され、また、権利の主体であることを自覚できるよう、広く「こどもの権利」について周知・啓発を行います。

さらに、こどもの意見を尊重したまちづくりに取り組むため、意見を表明しやすい環境を整備する等、こどもの声を聴く機会の拡充に取り組みます。また、権利が守られない環境に置かれたこどもを早期に発見し、必要とする支援につなげられる体制を整えます。

取組	○こどもの権利の周知・理解促進、相談・救済体制の充実 ○こどもの意見表明・社会参加機会の確保
こどもの意見	☆ アンケートを定期的に行って、親等とあまり上手くいっていない子たちに応援してあげてほしいです。(小学生高学年アンケートより) ☆ アメリカのタウンミーティングの様な制度を可能な限り導入してほしいです。(中学生・高校生世代アンケートより) ☆ “こどもの最善の利益”を優先した社会！(こどもまんなかワークショップより)
該当する課題・キーワード 〔P38-43〕	1-1、1-2

基本目標2 こどもの育ちを支える

全てのこどもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、学び、遊びや様々な体験活動の機会に恵まれ、自分の可能性を広げられる若者・大人へと成長できる環境を整備します。

また、こどもが健やかに育つためには、保護者の出産前からの切れ目ない支援が重要であり、医療・保健・福祉等の関係する機関が連携し、母子の切れ目ない支援を提供します。

取組	○こどもの健全な発育の支援 ○就学前の教育・保育事業の充実 ○居場所等の充実 ○学習・体験機会の充実
こどもの意見	☆ 私はスポーツが好きなのでオリンピックやパラリンピック選手に会う機会がほしいです。(小学生高学年アンケートより) ☆ 勉強できる場所を増やしてほしい。(中学生・高校生世代アンケートより) ☆ 自分に合った選択ができる社会。(こどもまんなかワークショップより)
該当する課題・キーワード 〔P38-43〕	2-1、2-2、3-1、3-2、3-4、4-1、4-3

基本目標3 保護者の子育てを支える

子育てをする保護者は、仕事との両立、家計の不安や孤立等、様々な悩みがあります。そうした悩みに寄り添うために情報提供や相談体制を拡充するとともに、子育てにかかる負担を軽減するため、福祉サービスや経済的支援の充実を図ります。

取組	○家庭の養育力向上への支援 ○子育て支援サービスの充実 ○相談体制と情報提供の充実 ○子育て家庭への経済的支援
こどもの意見	◇ 親へ。いつもありがとうございます。これからも私のことを大切にしてほしいです。(生活実態(小学生)アンケートより) ◇ 親の子育てでお金の負担を減らせるような取組をもっとしてほしいです。(中学生・高校生世代アンケートより)
該当する課題・キーワード 〔P38-43〕	3-3、5-1

基本目標4 特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える

全てのこども・若者の「最善の利益」と「ウェルビーイング(幸せな状態)」を保障するにあたり、特別なサポートを必要とするこども・若者とその保護者が、その状況に応じて、切れ目のない適切なサポートを得られる環境づくりを教育・福祉・保健等の関係部署とこれまで以上に連携して進めます。

取組	○障害や発達状況に配慮を必要とするこどもへの支援 ○虐待の未然防止と対応 ○生活困窮層への支援、ヤングケアラー支援 ○不登校・いじめ・ひきこもりへの支援 ○外国にルーツを持つこどもへの支援 ○こども・若者の社会的自立の支援
こどもの意見	◇ 区内の親が不登校に理解があるようにしてほしい。自分以外に苦しんでる人がいる。(中学生・高校生世代アンケートより) ◇ こどもも大人も障害者も誰でも平等に生きられる社会。(こどもまんなかワークショップより) ◇ 高校生でも江東区に役立てることがあれば、発信してほしいです。(中学生・高校生世代アンケートより)
該当する課題・キーワード 〔P38-43〕	4-2、4-5、6-1、6-2、6-3、6-4、6-5

基本目標5 地域全体で子育てを支える

「子育て」は、「未来を担う人材を育てること」であり、全ての人に関わる行為です。そのため、こどもを地域全体で育むという考え方のもと、地域の団体、事業所や企業等の協力を得ながら、こどもが地域の人たちと交流しながら成長できる環境づくりを進めます。

また、専門的な見地から質の高いサポートを提供することができるよう、子育て支援に携わる人材の確保や質の向上、また、それらの人材を含めた地域のサポート体制のネットワーク化を推進します。

取組	○地域ぐるみの子育て支援の環境づくり ○こどもの安全・安心確保 ○関係機関のネットワーク化の推進 ○ワーク・ライフ・バランスの推進啓発
こどもの意見	☆ 江東区を暮らしやすい町にするためには、私たち区民の社会参画が必要だと感じました。(生活実態(中学生)アンケートより) ☆ 助け合いの精神が高い人が多い世界。(こどもまんなかワークショップより)
該当する課題・キーワード 〔P38-43〕	4-4、5-2、5-3、7-1、7-2、7-3

3-3 計画の指標

【代表指標】

基本目標1 こどもの権利を守る

成果指標	指標名	指標の説明	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	「こどもの権利」について知っている子ども・若者の割合	アンケートで、「こどもの権利」について「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した小学生・中学生の割合	※区民意向調査 小学生:40.5% 中高生世代:39.4%	100%

基本目標2 こどもの育ちを支える

成果指標	指標名	指標の説明	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
	こどもの安全・安心な居場所があると感じている区民の割合	区民アンケートで、「こどもが安全・安心に過ごせる居場所があると感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した区民の割合	41.5%	64%

基本目標3 保護者の子育てを支える

成果指標	指標名	指標の説明	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
	必要な子育て情報が入手できる保護者の割合	区民アンケートで、「必要な子育て情報を入手しやすいと思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した保護者の割合	65.2%	75%

基本目標4 特別な支援が必要な子ども・若者・保護者を支える

成果指標	指標名	指標の説明	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
	しつけであってもこどもに体罰を与えてはならないと理解している区民の割合	区民アンケートで、「しつけであっても体罰はすべきではない」と回答した区民の割合	63.6%	100%

基本目標5 地域全体で子育てを支える

成果指標	指標名	指標の説明	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
	地域に見守られて子育てしていると感じる保護者の割合	区民アンケートで、「地域に見守られて子育てしていると感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した保護者の割合	57.4%	75%

第4章 施策の展開

基本目標	具体的な方向性(大施策)
1 こどもの権利を 守る	1 こどもの権利の周知・理解促進、相談・救済体制の充実 2 こどもの意見表明・社会参加機会の確保
2 こどもの育ちを 支える	1 こどもの健全な発育の支援 2 就学前の教育・保育事業の充実 3 居場所等の充実 4 学習・体験機会の充実
3 保護者の子育てを 支える	1 家庭の養育力向上への支援 2 子育て支援サービスの充実 3 相談体制と情報提供の充実 4 子育て家庭への経済的支援
4 特別な支援が必要 なこども・若者・ 保護者を支える	1 障害や発達状況に配慮を必要とするこどもへの支援 2 虐待の未然防止と対応 3 生活困窮層への支援、ヤングケアラー支援 4 不登校・いじめ・ひきこもりへの支援 5 外国にルーツを持つこどもと保護者への支援 6 こども・若者の社会的自立の支援
5 地域全体で子育て を支える	1 地域ぐるみの子育て支援の環境づくり 2 こどもの安全・安心確保 3 関係機関のネットワーク化の推進 4 ワーク・ライフ・バランスの推進啓発

基本目標1 こどもの権利を守る

1 こどもの権利の周知・理解促進、相談・救済体制の充実

\めざす姿／



こどもの権利に対する広報、啓発を充実させ、こども自身とこどもを支える大人の双方がこどもの権利について学び、理解を深めています。また、こどもが困った状況になった時に、それに対する相談や救済ができる体制が充実しています。

現 状

- ◇ 令和5年度調査では、こどもの権利について「知らない」と回答したのは、小学校児童・中高生世代で2割半ばでした。また、就学前・小学生保護者でこどもの権利を「知らない」と回答したのは約1割、「聞いたことがある」は約3割～4割でした。
- ◇ 令和5年度調査では、「こどもが大切にされているか」について、「思わない」と回答した小学生児童・中高生世代で約1割でした。
- ◇ 「江東区教育理念」に位置づけた育むべき5つの力のうち、「人権を尊重し他者を思いやる力」を育むために全校園において「人権教育の全体計画」を作成して、人権尊重教育に取り組んでいます。
- ◇ 令和5年度調査では、「しつけのためなら、ある程度の体罰もやむを得ない」と考える保護者は就学前で約2割、小学生で2割半ばでした。
- ◇ 令和2年4月に児童福祉法等の改正法が施行され、親権者等はこどものしつけに際し、体罰を加えてはならないことが法定化されました。
- ◇ 国が定めた「こどもまんなか実行計画2024」において、こどもの権利が侵害された場合の救済項目で「相談救済機関の調査研究、実態把握及び事例の周知」が挙げられています。
- ◇ こども家庭庁は「地方公共団体が設置するオンブズパーソン等を含め、国内外の相談救済機関の事例に関する調査研究を行い、調査研究結果を踏まえて、事例の周知を図り、取組を後押しする」とし、総務省は「全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」等を開催する等、国として権利救済の仕組みづくりを推進しています。
- ◇ 現在、区には各種相談窓口が設置されていますが、こどもの権利に関する総合的な相談窓口がありません。

課 題

- ◇ こども自身がこどもの権利について、学ぶ機会を創出することが必要です。
- ◇ こどもの権利について、大人への知る機会も増やし、理解を深める必要があります。
- ◇ こどもの権利が侵害されたとみられる際に、その状況について総合的に相談できる窓口が現在区にはないため、こどもの権利侵害に関する相談ができる窓口の設置等について検討が必要です。
- ◇ 権利の侵害を受けているこども自らが相談しやすくなるような工夫をしていく必要があります。
- ◇ 相談窓口には、相談機関としての側面と救済機関としての側面も併せ持たせる等、問題の本質的な解決能力を持つ体制づくりについても検討が必要です。

取 組 方 針

1. 令和7年4月1日より江東区こどもの権利に関する条例を施行します。
2. こどもの権利侵害を未然に防ぐため、こどもの権利及び江東区こどもの権利に関する条例の内容について、こども及び大人に対する啓発活動を行います。
3. こども自身がこどもの権利について学ぶ機会として、区作成資料等を活用した授業の充実を図っていきます。
4. 暴言等を含めた体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するための普及啓発活動を行います。
5. 全国の先行事例も参考に、既存の各相談体制との連携も含め、こどもの権利に関する総合的な相談や救済ができる体制の充実について具体的な検討作業を進めていきます。



基本目標1 こどもの権利を守る

2 こどもの意見表明・社会参加機会の確保

＼めざす姿／



こどもが自分の意見を表明できる機会、社会参加できる機会が確保されています。

現 状

- ◇ 令和5年度調査では、守られていないと感じる「こどもの権利」として「こどもは自分に関することについて、意見を自由に言えて、大人に尊重されること」を選択した就学前保護者・小学生保護者が約3割いました。
- ◇ 令和6年5月にこどもを対象に実施した「こどもまんなかワークショップ」で、どんな社会になると良いかを聞いたところ、「意見が尊重される社会」との回答は18件(2番目に多い回答数)ありました。
- ◇ 「こどもまんなかワークショップ」の感想で「またやってほしい、また参加したい」という意見が74件中18件あり、「こどもの声が届く江東区になってほしい」という意見もありました。
- ◇ 令和5年度調査では、「意見を江東区に反映させるために参加しやすい方法」について「あまり興味がない」という回答が小学生・中高生世代で約4割でした。一方で、「学校を通じて」や「SNSを通じて」という回答も約3割～4割でした。
- ◇ 学校の校則や生活のきまりについては、より良い学校づくりができるよう、各校において児童・生徒が主体となった見直しを行っています。

課 題

- ◇ SNSの活用等、こどもが参加しやすいチャネルを活用した表明の機会を設定する等、こどもが意見を表明しやすくなる環境づくりが必要です。
- ◇ こどもの意見表明のためにわかりやすい区政情報の提供が必要です。
- ◇ こどもの意見表明や社会活動への参加の促進が必要です。

取 組
方 針

1. こどもの意見を政策に反映させるよう、こどもの意見を聴くことができる仕組みづくりを進めていきます。
2. こどもが意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成を図ります。
3. こどもが必要な情報を得ることができるように施策等の情報提供を行う仕組みを検討していきます。
4. こどもの意見表明について、大人の理解促進に関する取組を推進していきます。
5. こどもが主体となって活動する団体等との連携強化や活動の促進について検討していきます。
6. 学校での学習場面等について、こどもたちが意見表明したり、参画したりする取組の充実を図っていきます。



基本目標2 こどもの育ちを支える

1 こどもの健全な発育の支援

\めざす姿／



妊娠期から乳幼児期・学齢期にわたる切れ目のない出産・子育て・健康づくりに対する支援が行われ、安心してこどもを産み、子育てができる環境が整っています。

現 状

- ◇ 健やかな妊娠期を送り、安心して出産子育てができるよう、各保健相談所において、専門職による妊婦面接や相談指導を行っています。出産後には協力医療機関等において、ニーズに応じた多様な産後ケアを実施する等、妊娠期からの切れ目のない母子支援の充実を図っています。
- ◇ 若年妊娠や特定妊婦(予期せぬ妊娠や貧困、DV等で、妊娠中や出産後に配慮や支援が特に必要とされる妊婦)、子育てに不安のある方等の相談・支援を行うとともに、必要に応じて、各保健相談所と医療や療育・子育て支援担当部署等が連携した対応を行っています。
- ◇ 全ての乳幼児を対象に新生児訪問や乳幼児健診を実施し、全ての健診において受診率は9割を超えています。フォローが必要な方には専門医等による健診・相談事業を実施、また医療機関等への紹介を行っています。
- ◇ 保育施設、幼稚園、小・中学校及び義務教育学校において、児童・生徒等の健康診断等を行っています。
- ◇ 令和5年度調査では、性の被害等から自分の心や体を守る方法を学ぶ「性教育」について「よいと思う」又は「まあよいと思う」と回答したのは、小学校児童で7割半ば、中高生世代で8割半ばでした。
- ◇ 生命の尊さや素晴らしさを学ぶことで、自分も他の人も一人ひとりが大事な存在であることを学ぶ、「生命(いのち)の安全教育」の推進の重要性が謳われています。
- ◇ 性教育について、幼稚園、小・中学校及び義務教育学校において性教育の全体計画や指導計画を作成し、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて行っています。

課 題

- ◇ 妊産婦は妊娠期から出産後にかけて、心身や生活環境の変化からうつ状態や不安感が高まりやすくなるため、周囲の理解や早期の気づき、支援が必要です。子育て支援や虐待防止の観点から、妊娠期から乳幼児期にわたる母子保健施策の更なる充実が求められています。
- ◇ 子育て家庭が孤立しやすく、子育てへの不安を感じやすい状況にあり、育児に関

取 組
方 針

わる情報の充実や相談のしやすさが求められています。

- ◇ 新生児訪問や乳幼児健康診査を受診していないこどもについて、こどもの健康や家庭の状況を把握し、必要に応じて適切な相談支援を実施していくことが求められています。
- ◇ 児童・生徒等に対して、健康的な生活習慣を心がける意識の醸成を図るとともに、健康状態を確認する機会の確保と適切な指導助言を行う必要があります。
- ◇ 「生命(いのち)の安全教育」の推進のため、幼児期からの安全教育や性教育について体系的に取り組む必要があります。

1. 妊娠期には両親学級を通して地域での仲間づくりを行います。また、産後は新生児・産婦訪問指導だけでなく、地区別に開催されている育児相談や育児学級等を通して不安の軽減を図り、参加者の交流により孤立化を予防します。さらに、個別の対応が必要な方には家庭訪問を行い、状況に応じて必要な支援につなげていきます。
2. ゆりかご面接や新生児・産婦訪問指導、産後ケア等の母子保健サービスを充実させ、切れ目のない出産・子育て支援を推進します。
3. 乳幼児や妊婦の各種健康診査受診率の向上に取り組み、支援が必要な乳幼児や妊婦、子育て家庭の早期発見・早期対応を推進します。
4. 保健相談所と子ども家庭支援センター等関係機関相互の連携により、児童虐待等の課題を抱える子育て家庭への継続した支援を行うほか、施設で実施する妊娠期から参加できるプログラム等への参加促進を行います。
5. こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の機能の一体化をはじめとした更なる連携強化を図り、対象者には必要なサービスや地域資源を組み合わせ、サポートプランとして提示し、切れ目のない一貫した支援を行います。
6. 乳幼児の定期的な健康診査を行い疾病や障害を早期に発見し、早期治療・療育に結びつけるとともに、こどもの成育支援、保護者への育児支援を行います。また、こどもの生命と健康を守る予防接種について、国の動向を踏まえた上で、必要な支援を行います。
7. 保育施設、幼稚園、小・中学校及び義務教育学校において、児童・生徒等の健康診断等を行い、疾病の早期発見と健康増進を図るとともに、基本的な生活習慣をこどもたちが身につける教育を推進します。
8. 「生命(いのち)の安全教育」を推進し、保育施設、幼稚園、小・中学校及び義務教育学校において、全てのこどもが自分も他人も大切にできるよう発達の段階を踏まえた安全教育や性教育を実施していきます。さらに、幼稚園、小・中学校及び義務教育学校における性教育については、学習指導要領に基づき、発達の段階を踏まえた学習を引き続き行っていきます。

基本目標 2 こどもの育ちを支える

2 就学前の教育・保育事業の充実

\めざす姿／



教育・保育施設が適切に整備されているとともに、良質で多様な教育・保育事業が安定的に提供され、こどもたちがのびのび育ち、子育て家庭が安心して子育てできる環境が実現しています。

現 状

- ◇ 保育所の利用者はほぼ横ばいの一方、幼稚園の利用者は減少傾向となっています。そのうち、令和6年5月1日現在の区立幼稚園園児数は、前年度と比べ130人減少し622人、私立幼稚園等の園児数は前年度と比べ240人減少し2,217人となっています。
- ◇ これまで待機児童対策として保育所の整備等を進め、令和4年4月1日には待機児童ゼロを達成しましたが、今なお0歳児や1歳児は年度末には空きが少ない状態です。一方、近年では3歳児以上で空きが顕著になっており、令和6年度における空き定員は保育所で3,062人(4月1日時点)、幼稚園で1,355人(5月1日時点)となっています。
- ◇ 共働き世帯の増加等、社会環境やライフスタイルの変化に伴い、多様な保護者ニーズに対応した保育サービスの提供が求められています。
- ◇ 乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する「とうきょう すくわくプログラム」を区立保育所及び区立幼稚園全園、一部の私立保育所及び私立幼稚園等で実施しています。
- ◇ 東京都における保育士の有効求人倍率は高く、教育・保育施設において、教育・保育の担い手となる人材の確保が難しくなっています。
- ◇ 保育所は保育所保育指針、幼稚園は「就学前教育スタンダード」を基に、日々の保育や教育活動の充実を創意工夫しながら行っています。
- ◇ 「江東区連携教育の日」を年2回設定し、中学校の学区を基に、公私立を問わず、近隣の学校園が連携を図る貴重な場となっています。また、「江東区保幼小連携教育プログラム」を基に、就学前教育と小学校教育の円滑な連携・接続を目指して、日頃から実践を積み重ねています。また、「保幼合同研修会」を年2回実施し、公私立を問わず、保育所・幼稚園が合同で研修を実施し、資質向上に取り組んでいます。

課 題

- ◇ 待機児童ゼロを継続するとともに、保育の量から質への転換を促進し、保護者の多様化する保育ニーズを踏まえた質の高い保育サービスを、公私立を問わず、区全体で取り組んでいく必要があります。
- ◇ 地域や保育年齢によっては、保育所等の空き定員が増加していることから、地域の保育需要等をより細かく分析し、定員の適正化や空きスペースの有効活用を図っていく必要があります。

取 組
方 針

- ◇ 園児数の減少による幼稚園の小規模化は、十分な集団活動を行えないことが懸念されるため、適正配置とともに園児数確保のための取組が求められています。
 - ◇ 保育の質の確保及び向上のため、保育人材の確保・定着や江東区独自の指針が必要です。また、私立幼稚園等における教育の質の確保及び向上のため、教育人材の確保・定着が必要です。
 - ◇ 就学前教育と小・中学校教育の円滑な接続のため、一層の相互理解や連携強化が求められています。
1. 地域やこどもの年齢によって異なる保育需要に応じた適切な定員確保により、待機児童ゼロの継続に取り組みます。
 2. 「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に基づき区立幼稚園の適正配置を実施するとともに、3年保育や預かり保育を実施する等区立幼稚園の存在意義を高めながら、保護者のニーズや社会情勢の変化に対応します。
 3. 在宅で子育てをする世帯のこどもにも家族以外の人と触れる機会を与えるための保育環境を整備する「こども誰でも通園制度」の事業実施に向け、準備、検証を進め、良質な保育サービスの提供を図ります。
 4. 休日保育や病児・病後児保育等、多様化する保護者の就労形態に対応した保育サービスを提供します。
 5. 私立保育所等に対しては、就職相談会等、保育人材確保に関する支援を実施するとともに、宿舍借上げや処遇改善につながる補助等の支援を実施し、保育士の定着を図ります。私立幼稚園等に対しては、住宅賃料補助や処遇改善につながる補助等の支援を実施します。
 6. 保育所においては、本区における保育の質のあり方を示す保育の質ガイドラインを策定し、こどもの権利擁護や保育環境の整備、保育内容の向上等を、区内の保育従事者等で共通理解することで保育サービスの向上を図ります。また、保育内容に各園の環境や強みを活かし、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動の実践を導入し、非認知能力の向上等保育の充実を図ります。幼稚園においては、幼稚園教育要領等に基づき、「就学前教育スタンダード」の取組を推進する等、質の高い教育を実施します。
 7. 就学前教育と学校教育の円滑な接続のため、同じ地域の保育施設・幼稚園、公立小学校・中学校・義務教育学校の保育士と教員による協議会の開催や合同研修会の実施等、一層の相互理解と連携強化を図ります。



基本目標2 こどもの育ちを支える

3 居場所等の充実

\めざす姿／



こどもが安全・安心に過ごせる居場所や遊び場を提供することで、こどもの安定した日常生活が確保され、こどもたちが健やかに成長しています。

現 状

- ◇ 国の「こどもの居場所づくりに関する指針」において、学校や児童館等既存の地域資源を柔軟に活用した居場所づくりを進めていくことが求められています。また、都の『『未来の東京』戦略』において、放課後における児童の居場所の充実が必要とされています。
- ◇ 区内の17施設の児童館において、こどもが安全で健やかに過ごせる場を提供しています。また、児童館は、他の子育て支援施設等と連携、相互補完しながら、乳幼児から中高生世代までの幅広い年代のこどもを対象に、切れ目のない支援を行っています。
- ◇ こどもプラザは、放課後等に、こどもが安全で健やかに過ごせる場を提供し、地域や関係機関とともに、こどもたちを見守っています。図書館等も入る複合施設で開館時間が長いことから中高生の利用も多くみられ、こどもに限らず、地域住民の交流の場にもなっています。
- ◇ 江東きッズクラブは全小学校・義務教育学校や児童館内等に設置され、「江東区放課後こどもプラン」に基づき、保留児童対策や活動場所の環境改善、地域との連携等に取り組んでいます。
- ◇ こどもの身近で安全な遊び場の確保のため、区立小学校・幼稚園の校庭等を学校教育に支障のない範囲で開放する校庭遊び場事業に取り組んでいます。
- ◇ 青少年交流プラザにおいて、中高生の居場所の提供やボランティア育成、自立心や社会性を育む講座やイベント等を提供しています。
- ◇ 令和6年4月現在、区立公園が172か所、区立児童遊園が99か所あります。
- ◇ 令和5年度調査では、就学前児童の保護者の約4割が「ボール遊びができるところがない」と感じています。

課 題

- ◇ 令和5年度調査では、小中高生にとって安心できる場所について、「安心できる場所がない」という回答も少数ながらあり、全てのこども・若者が安心できる居場所を見つけられるよう、多様な居場所を地域に用意する必要があります。
- ◇ こどもが放課後等に安全で健やかに過ごせる場所を確保するとともに、こどもたちにとってより良い居場所づくりを図るため各施設の満足度を高めていく必要があります。
- ◇ 利用希望児童数の増加に伴い定員超過となっている江東きッズクラブについて定員増を図ってきましたが、今後もなお保留児童の発生が懸念されています。

取 組
方 針

- ◇ PTAの活動状況の変化や高齢化の進展等により、校庭遊び場事業の実施主体となる団体の担い手が不足しています。
 - ◇ 中高生を対象とした行政の支援施設数は少なく、中高生が安心して過ごせる居場所づくりが求められています。
 - ◇ こどもの居場所となる施設の職員には、こどものSOSに的確に対応するため、こどもの心のケア等についての知識が求められています。
 - ◇ 利用者のニーズに合った環境づくりと、いつでもこどもたちが相談できる体制づくりが必要です。
 - ◇ こどもたちが自由に「ボール遊びができる」環境整備など、多様化する公園利用者ニーズに応じた公園づくりが求められています。
-
1. 児童館においては、引き続き子ども家庭支援センターや青少年交流プラザ等の施設と連携・相互補完しながら、0歳から18歳まで切れ目のない支援を推進するとともに、児童館の機能を拡充し、中高生が気軽に利用できる居場所づくりに取り組みます。
 2. こどもプラザでは、他の子育て関連施設と連携し、年齢や発達段階に合わせたこどもの育ちの支援に取り組みます。また、こどもに限らず、若者を含む地域の多様な人々が交流でき、安心して過ごせる場を提供し、地域の中で子育て家庭を見守っていきます。
 3. 「江東区放課後こどもプラン」に基づき、利用するこどもの声を尊重しながら江東きッズクラブの量の確保と質的向上に努め、引き続きこどもが安全で健やかに過ごせるよう居場所づくりを推進します。
 4. 校庭遊び場事業について、担い手が不足する学校については「地域学校協働本部」の取組として推進する等、こどもの身近で安全な遊び場の確保を目指していきます。
 5. 青少年の自主的な学習・活動の支援の場や安心して安全な居場所として、青少年交流プラザ及び他の公共施設の認知度を向上させ、活動の場の更なる利用を促進します。また、団体・サークル・地域活動等への青少年の参加促進を図るため、情報発信等の取組を進めます。
 6. こどもの居場所となる施設の職員に対し、心のケアに関する研修の充実に努め、こどものSOSに早期に気づくことができるよう職員の能力向上を図ります。また、こどものSOSに気付いた場合は、関係機関と連携し対応していきます。
 7. 養育環境等に課題を抱えていたり、家庭や学校に居場所のないこどもたちの健全な育成に向けて、多様な居場所づくりや地域活動の支援について取り組んでいきます。
 8. 区民ニーズや公園の利用者層・利用形態を踏まえ、周辺の公園機能とのバランスに配慮しながら、地域に愛される公園になるようリニューアルに取り組んでいくとともに、ボール遊びをはじめとした地域特性に応じた利用ルールづくりなど、利用者満足度の高い管理・運営を目指します。

基本目標2 こどもの育ちを支える

4 学習・体験機会の充実

\めざす姿／



こどもたちが文化、スポーツ及び読書等に親しむほか、多様な学習・体験を行うことで、豊かな人間性や社会性を身につけています。

現 状

- ◇ 「ファミリースポーツチャレンジ」や「こどもカヌー大会」等のこども向けスポーツイベントに毎年多くのこどもたちが参加しています。
- ◇ 環境学習情報館(えこっくる江東)では、土日や休日、夏休みを中心に環境学習講座や環境イベントを開催しています。また、幼児から中学生までを対象に、野外活動やワークショップを開催しています。
- ◇ GIGAスクール構想により児童・生徒に1人1台端末が貸与され、高速大容量の通信ネットワークが整備されています。
- ◇ 区立中学校・義務教育学校(後期課程)の生徒を対象に、カナダへの海外短期留学を実施し、中学生が海外を実際に見て、体験できる機会を提供しています。また、小学校・義務教育学校5年生を対象に、TOKYO GLOBAL GATEWAYでの英語の体験学習を行っています。
- ◇ 自主的な学習習慣が身についていない等の小学校・義務教育学校4～6年生、中学校・義務教育学校(後期課程)全学年を対象に、放課後等に主要教科を学習する土曜・放課後学習事業を全区立学校で実施しています。
- ◇ 松尾芭蕉ゆかりの地である本区では、俳句講師を派遣する等、その特色を生かした俳句教育を行っています。
- ◇ 中学校において、指導者不足等により運営が困難となる部活動が発生しています。また、スポーツ庁・文化庁の通知に基づき、休日の学校部活動の段階的な地域移行に向けた検討を行っています。
- ◇ 図書館での職場体験を実施し、体験を通して生徒の図書館への興味を引き出しながら、読書活動の重要性を伝えています。また、令和5年7月より、電子書籍貸出サービス「こうとう電子図書館」を開始し、専用のID及び利用案内を区立小中学校・義務教育学校の4年生以上の児童・生徒に配布しました。

課 題

- ◇ こども対象のイベントの広報については、これまでの紙・ホームページ中心から、SNSの積極的な利用にシフトする等、利用者ニーズをとらえた情報発信をしていくことが必要です。
- ◇ スポーツを「する」だけでなく、「みる」や「支える」等、自分に合った形でスポーツに関わることができる機会を提供していくことが求められます。
- ◇ WEBやアプリ、更なるICTを活用した環境学習や体験機会の一層の充実を図る

必要があります。また、エコ意識の更なる向上のため、SNS等を活用した情報発信・情報共有の充実・強化が必要です。

- ◇ 1人1台端末の効果的な活用を一層推進するために、適正な機器更改等を実施し、ICT環境を維持管理する必要があります。
- ◇ 江東区ならではの学習や体験機会の充実が求められています。
- ◇ 土曜・放課後学習教室事業の実施にあたっては、主要教科の学習指導等を担う有償ボランティア(学校サポーター)の確保が課題となっています。
- ◇ 中学校・義務教育学校(後期課程)の部活動では、競技経験が無い等、専門的な指導ができる教員がいないケースがあることが課題となっており、人材の確保が求められています。少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動改革に取り組む必要があります。
- ◇ こどもたちが関心をもつ効果的な取組を実施し、自分自身の新たな読書活動のきっかけを学ぶことができる環境が求められています。

取組方針

1. 東京2020大会で使用された競技施設等とも連携し、こどもたちに大会のレガシーを継承する取組を進めます。また、トップスポーツチームのホームゲームへの観戦招待等、こどもたちに「みる」スポーツの機会を提供します。
2. 学校への出前事業や社会科見学の歴史文化施設への誘致を積極的に取り組むことにより、江東区の歴史や文化をこどもたちに伝えています。また、夏休みに江戸時代より続く伝統工芸の技を体験できる「職人の技体験」を開催し、伝統文化の継承と後継者の育成につなげます。
3. 高校・大学等が行っているインターンシップを受け入れた中小企業に対し補助金を支給します。
4. 各種環境講座・イベントを通じて、こどもの頃からエコ意識の浸透・定着に向けた普及啓発を行います。また、自ら調べ、学び、考え、行動することができる環境学習機会を提供することで、こどもから各家庭への取組にもつなげます。
5. 適正な機器の更改等、ICT環境整備やデジタル利活用を推進していきます。
6. 土曜・放課後学習教室事業について、学校サポーターを募集する等、人材の確保に努めます。
7. 俳句講師を派遣した俳句授業、地域の特性や歴史、地域との連携等を取り入れた授業・教育活動等、江東区ならではの学習・体験ができる授業・教育活動の充実を図ります。
8. 専門的な知識・技能を有する部活動指導員や外部指導員等、外部人材の活用により持続可能な部活動の運営体制の構築に努めます。また、休日の学校部活動の地域への完全移行を目指し、民間企業や地域団体と連携を図りながら検討を進めていきます。
9. 家庭・地域・学校と連携し、主体的な読書活動につながる取組を実施する等、年齢・発達段階に合わせた読書支援により、読書習慣の形成を推進します。また、職場体験やボランティアを経験し図書館に親しみをもち、体験を通して得られる読書への魅力を改めて考えることで、こども読書活動の推進につなげます。

基本目標3 保護者の子育てを支える

1 家庭の養育力向上への支援

\めざす姿／



親が自らの養育力を発揮するとともに、こどもの育ちと親自身の成長を感じながら、専門職への相談や親同士で悩みや不安を共有・情報交換できる場を活用し、家庭での養育を行うことができます。

現 状

- ◇ 令和5年度調査では、就学前・小学生の保護者のうち、子育てに不安や負担を感じている人は半数を超えています。その内容として、「育児について相談する相手がいない」「気軽に話せるような友人がいない」「一人で育児をしている気がする」と回答した人は約1割～2割いました。
- ◇ 令和5年度調査では、就学前・小学生の保護者のうち、子育てがしやすいまちの要素として、地域のつながりが(大いに、ある程度)必要だと思う人は8割を超えています。
- ◇ 保護者同士の交流や子育て、母子の健康管理に必要な知識を学ぶ場として「両親学級」や「育児学級」を開催しています。また、必要に応じて「育児相談」を開催し、保健師が個別相談に応じています。
- ◇ 両親学級や育児学級において、出産後の生活や育児について啓発し、不安の軽減や不適切な養育の予防に取り組んでいます。
- ◇ 児童館、子ども家庭支援センター及び一部私立保育所において、子育てひろばを実施しています。

課 題

- ◇ 子育て家庭が孤立しやすく、子育てへの不安を感じやすい状況にあり、子育てへの不安や産後うつを訴える妊産婦等への対応が課題となっています。
- ◇ 家庭での子育てへの不安や負担感を減らすためには、こどもの年齢や状況に応じた保護者の対応について学習する必要があります。
- ◇ 親同士が同じ悩みや不安を相談し合ったり、情報交換したりすることができる機会が求められています。
- ◇ 社会教育関係団体や地域学校協働本部のフレームを生かした、きめ細かい家庭教育支援を進めていくための仕組みづくりが求められています。
- ◇ 子育て家庭が孤立しがちな現代社会においては、こどもとの関わり方や、子育てに悩みや不安を抱えている親子が必要な知識や情報を得る機会を増やすこと

取
組
方
針

が必要です。

- ◇ 子育て家庭のニーズの多様化に対し、家庭に合ったサービスや支援を充実させるとともに、SNS、アプリ等を活用した情報発信の強化により、周知を推進していくことが必要です。

1. 妊娠期には両親学級を通して地域での仲間づくりを行います。また、産後は新生児・産婦訪問指導だけでなく、地区別に開催されている育児相談や育児学級等を通して不安の軽減を図り、参加者の交流により孤立化を予防します。さらに、個別の対応が必要な方には家庭訪問を行い、状況に応じて必要な支援につなげていきます。(再掲)
2. 引き続き、両親学級や育児学級において丁寧に出産後の生活や育児について啓発し、不安の軽減や不適切な養育の予防に取り組んでいきます。
3. こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた親に対し、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を身につけるための講座を実施し、同じ悩み・不安を抱える保護者同士が悩み等の共有・情報交換できる場を設けることにより、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。また、子育てに関する相談・情報提供等の支援に取り組みます。
4. 子育てひろばの充実に取り組み、子育て家庭の多様化する支援ニーズへの対応を図ります。
5. 地域での子育てネットワークの形成支援のための家庭教育ファシリテーター養成講座を開催します。
6. 子育て情報ポータルサイトや赤ちゃんLINE等において、子育て情報を発信していきます。また、新たな媒体(アプリ等)を活用したプッシュ型の情報発信についても検討していきます。



基本目標3 保護者の子育てを支える

2 子育て支援サービスの充実

\めざす姿／



各家庭のニーズに合った子育て支援サービスが提供されることにより、保護者の子育ての負担感や孤立感、不安感が軽減され、こどもが健やかに成長しています。

現 状

- ◇ 令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、ライフステージに応じた切れ目のない支援により、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援すること」が求められています。
- ◇ 令和5年度調査では、就学前保護者の半数は子育てに関して不安・負担を感じており、その理由として「自分の自由な時間が持てない」が44.6%でした。
- ◇ 子育て支援サービスとして提供される、子育てひろばや、一時預かり事業により、在宅で子育てをする保護者の負担感の軽減を図っており、利用者が毎年増加しています。
- ◇ 区立保育所及び幼稚園の一部で未就園児を対象とした定期的な預かり事業（あずかーる）を実施しています。令和8年度には、就労要件を問わず月一定時間まで柔軟に保育を利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」が制度化されます。
- ◇ 区立保育所及び一部の私立保育所等において、在宅で子育てをしている方のため、遊び場の提供や子育て相談等を行う子育て支援地域活動（マイ保育園ひろば）を実施しています。また、区立幼稚園では月1～2回程度、未就園児の親子交流や子育て相談を行う幼稚園親子登園事業（かんがるーひろば）を実施していますが、令和5年度調査では、かんがるーひろばを認知している保護者の割合は34.5%、利用したことがある保護者の割合は9.7%となっています。

課 題

- ◇ こどもたちが安心して健やかに成長していくため、子育て家庭に対してライフステージに応じた切れ目ないきめ細かな支援が必要です。
- ◇ 就労形態や家庭環境、ライフスタイル等が多様化し、それらに応じた柔軟な保育サービスの提供が求められており、子育て家庭のニーズの多様化に対し、家庭に合ったサービスや支援を充実させることが必要です。
- ◇ 子育てひろばは、日曜祝日に利用できる場所が限られることから、天候や曜日

に関わらず過ごすことができる乳幼児親子の居場所が必要です。また、一時預かり事業は利用が増加しており、ニーズの多さから利用がしづらい状況があります。

- ◇ 子育ての孤立感を解消するため、地域の子育て支援拠点である子ども家庭支援センターを区内8か所に設置していますが、一部空白地域が存在しています。
- ◇ 「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けて、保育所及び幼稚園で実施する未就園児を対象とした預かり保育に対するニーズを正確に把握し、効果的な受け入れ体制を整備する必要があります。
- ◇ マイ保育園登録者数は近年減少傾向にあり、多様化している区民のニーズを把握し内容をさらに充実させていく必要があります。かんがるーひろばは認知度が低く利用者が少ないため、周知方法を工夫し、効果的に情報を発信する必要があります。

取組方針

1. 子育てひろば、一時預かり事業等の充実を図り、区民参加による地域子育て活動や子育てを支える地域づくりにも取り組むことで、子育て家庭の多様化する支援ニーズへ対応し、子育て家庭の負担感や孤立感の解消を図ります。
2. 既存の子ども家庭支援センターまでは遠く、利用が難しい地域に、新たなセンターを開設し、ニーズの高い一時預かり事業の定員枠拡大を図ることにより、利用が難しかった地域の方の育児負担軽減や孤立感の解消を図り、身近な地域における子育て支援環境を充実させます。
3. 未就園児を対象とした定期的な預かり保育事業(あずかーる)の実施状況を検証し、利用するこどもや保護者にとって最適なサービスの提供を図ります。また、令和8年度より国が実施する「こども誰でも通園制度」の事業実施に向けた、準備、検証を進めます。
4. 「マイ保育園ひろば」の登録制度を見直すとともに利用者のニーズを捉えたサービス向上を図ります。
5. 子育て情報ポータルサイトや赤ちゃんLINE等において、子育て情報を発信していきます。また、新たな媒体(アプリ等)を活用したプッシュ型の情報発信についても検討していきます。(再掲)

基本目標3 保護者の子育てを支える

3 相談体制と情報提供の充実

\めざす姿／



子育てに関する相談を気軽にできるとともに、必要な子育て支援情報が確実に保護者に届く環境が構築され、子育ての孤立感や不安感が軽減されています。

現 状

- ◇ 令和5年度実施調査(長期計画アンケート)では、区内の必要な子育て情報を入手しやすいと思わない保護者が19.5%おり、理由として「必要な情報が受動的だと届かない」、「区の情報発信が不足している」が上位を占めています。
- ◇ 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育てについて相談相手がいなかったり、必要な情報が届きにくくなったりしています。
- ◇ 4か所の保健相談所が妊娠やこどもの発育発達、子育てに関する相談をはじめとして、心の相談等の各種相談事業を実施しています。また、各相談事業の利用のほか、訪問、所内面接、電話相談等相談者の状況や相談内容により、様々な相談体制を取っています。
- ◇ 虐待の未然防止のため、こどもや家族に関わる全ての関係機関の連携強化を図るとともに、地域における見守り支援機能の強化を図るため、子ども家庭支援センターにおいてアウトリーチ型支援を行っています。

課 題

- ◇ 妊娠期から、子育て情報や同じような境遇の保護者同士のつながりを求める保護者の声があります。また、子ども家庭支援センターの利用者には、妊娠期から子ども家庭支援センターを知りたかったという保護者が一定数います。
- ◇ 子育ての孤立感や不安感を軽減するためには、適切な相談窓口につなぎ、必要な支援を受けてもらうことが効果的です。そのため、案内や情報発信の方法を工夫し、支援につなぎやすい環境を整備することが求められています。
- ◇ 子育て家庭のニーズの多様化に対し、家庭に合ったサービスや支援を充実させるとともに、SNS、アプリ等を活用した情報発信の強化により、周知を推進していくことが必要です。(再掲)
- ◇ 気軽に相談できたり、悩みを共有できる仲間づくりができる場の提供が必要とされています。また、孤立した子育てから、子育てへの不安や産後うつを訴える妊婦等への対応が課題となっています。
- ◇ 子育て支援や虐待防止の観点からも、妊娠期から乳幼児期にわたる母子保健施策の更なる充実が求められています。

取 組
方 針

☆ 対象者によっては、関係する機関の連携した支援がこれまで以上に必要となっています。

1. 区報、ホームページ及びSNS等で子育て世帯に必要な情報を積極的に発信します。また、子育て情報を掲載した「江東区子育てハンドブック」を発行し、転入届や妊娠届の提出時のほか、区内の子育て支援施設等で配布します。
2. 子育て情報ポータルサイトや赤ちゃんLINE等において、子育て情報を発信していきます。また、新たな媒体(アプリ等)を活用したプッシュ型の情報発信についても検討していきます。(再掲)
3. こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた親に対し、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を身につけるための講座を実施し、同じ悩み・不安を抱える保護者同士が悩み等の共有・情報交換できる場を設けることにより、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。また、子育てに関する相談・情報提供等の支援に取り組みます。(再掲)
4. 保健相談所において、保健師等の専門職によるきめ細かな相談・指導体制を構築し、安心して子育ての相談ができる環境を整えます。また、訪問、所内面接、電話相談等、相談者の状況や内容により、様々な相談体制を構築していきます。
5. 子ども家庭支援センターにおいて、電話や面談による日常的な相談、定期的に行っている心理や発達の専門相談等、保護者が相談しやすい環境を整えるとともに、センターに来ることができない家庭へアウトリーチの支援を行います。また、妊娠期から参加できる子育てに関する講座の実施や情報提供も行い、地域の中で孤立感を感じずに安心して子育てできるよう支援します。
6. 子育てについて身近な場所で相談等ができるよう、地域における子育て支援拠点である子ども家庭支援センターが未整備の地区において整備を進めます。
7. 複数分野の支援が必要なこどもや複数の機関が関わる支援に対しては、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、関係機関がそのこどもに関する情報や関わり方を共有し、こどもや保護者のニーズも踏まえ、適切に連携・協力する体制を構築した上で対応します。



基本目標3 保護者の子育てを支える

4 子育て家庭への経済的支援

＼めざす姿／



経済的支援により、子育て家庭の負担が軽減され、安心して子育てができます。

現 状

- ◇ 令和5年度調査では、就学前・小学生の保護者の半数は子育てに関して不安・負担を感じており、そのうち3割以上の方が理由として「子育てにかかる費用」と回答しています。
- ◇ 国は、「こども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充等、子育て支援の充実を推進しています。
- ◇ 出産前から就学児まで、様々な補助を実施しています。

課 題

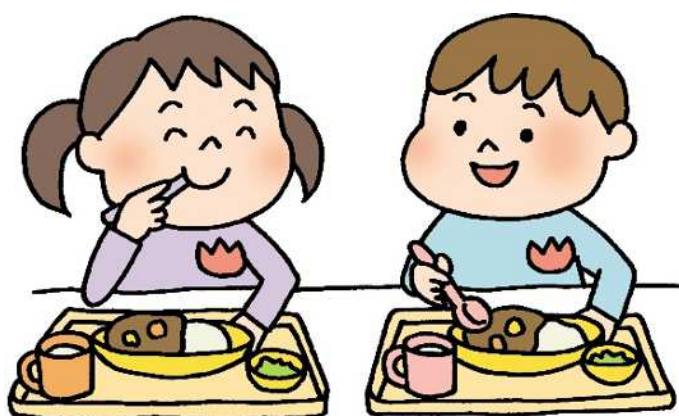
- ◇ 財源の確保や国の動向等を踏まえた上で、必要な経済的支援を行う必要があります。

取 組 方 針

1. 財源の確保や国・都の動向等を踏まえたうえで、利用者のニーズと照らし合わせ、必要な経済的支援を実施していきます。
2. 児童手当や子ども医療費助成の対象児童が18歳に達した年度末まで拡大され、子育て家庭の生活面における更なる経済的支援に取り組みます。
3. 母子・父子家庭等のひとり親家庭には、児童扶養手当・児童育成手当やひとり親家庭等医療費助成等の事業を実施し、経済的負担軽減を図ります。
4. こうとう家事・育児サポート事業やベビーシッター利用支援事業等において、子

育て支援サービス利用時の経済的支援を行います。

5. 江東区立小・中学校、義務教育学校等に在籍している児童・生徒の保護者に対し、学校給食費の負担軽減に取り組みます。
6. 私立幼稚園、認定こども園等に在籍している園児の保護者に対し、入園料の負担軽減に取り組みます。



基本目標4 特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える

1 障害や発達状況に配慮を必要とするこどもへの支援

\めざす姿／



障害や発達状況に配慮を必要とするこどもが将来の自立に向け、ニーズに応じた適切な支援をライフステージに合わせて切れ目なく受けるための支援体制が整備されています。

現 状

- ◇ 18歳未満の障害者手帳所持者数は、増加傾向にあります。また、発達障害のあるこどもや障害児支援サービスの利用者数も増加傾向が見られます。
- ◇ 乳幼児の健康診査等で経過観察が必要と判断したこどもを対象に、専門医による診察や理学療法士による運動指導を実施しています。また、心理的発達については心理相談員等が相談支援を行っています。さらに、専門医の診察や相談の結果、必要に応じて専門医療機関や療育機関へ受診勧奨を行っています。
- ◇ 令和6年4月に改正児童福祉法が施行され、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。
- ◇ 児童発達支援センターでは保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、集団生活への適応のため専門的な支援を行う保育所等訪問支援を実施しています。
- ◇ 在宅で生活する医療的ケア児が増加傾向にあります。
- ◇ 保育所では、令和5年度から医療的ケア児の受け入れを開始し、令和6年8月現在、公立6園にて受け入れていています。また、令和4年度に公立園、令和6年度に公立園を対象とした医療的ケアについての講習会を実施しています。区立幼稚園・小中学校等では、共通の実施ガイドラインを定め、医療的ケア児を受け入れています。
- ◇ 保育所では、職員の加配等による体制サポートや、障害や発達支援に関する研修の実施などにより、障害や疾病等のある児童の受け入れ環境を整備しています。
- ◇ 障害のある児童・生徒の保護者を対象に、通学費や学用品費等、教育費の一部を就学奨励費として補助しています。
- ◇ 特別支援学級の在籍児童・生徒数が増加傾向であり、加えて、通常学級在籍児童・生徒の発達障害等特別な支援の必要性も高まっています。
- ◇ 教員の育成を目指し、特別支援教育に係る職層に応じた研修や特別支援教育コーディネーター研修等を実施しています。

課 題

- ◇ こどもが抱える課題や特性に早期に気づき、障害や発達に配慮を必要とするこどもを適切に支援する体制を整備する必要があります。
- ◇ 保健相談所、保育所、幼稚園等関係機関の連携強化を図り、一人ひとりに合った適切な支援を行う必要があります。
- ◇ 医療的ケアを必要とするこどもの増加に対応するため、障害福祉サービスの適切な提供が求められています。また、医療的ケア児の介護が家族の大きな負担となっています。

取 組
方 針

- ◇ 看護師の確保をはじめ、人員体制を充実させるとともに、医療的ケア児の保育に必要な設備改修や、個々の医療的ケア児に合わせた備品設備等、環境整備が必要です。
 - ◇ 保育所等訪問支援を区内全域の保育所、幼稚園、小学校等に効率的に実施するためには、多拠点による実施体制の整備が必要となります。
 - ◇ 特別な支援を必要とする子どもが増加しており、個に応じた教育・保育環境の充実が必要です。
1. こどもの発達相談等の相談活動の充実を図るとともに、増加の傾向がみられる発達障害等、配慮を必要とする子どもやその家族に対し、早期からの支援を進めていきます。
 2. 保健や児童福祉等、関連部署との連携を強化し、ケース検討会議や事業所連絡会を通して情報や課題の共有を行い、子どもが抱える課題や特性に早期に気づき、障害や発達に配慮を必要とする子どもの適切な療育につなげるための地域の体制を整備します。
 3. 障害を理由とする様々な課題を解決するため、それぞれのニーズに応じた適切なサービスの充実を図るとともに、子育てをしている家族の孤立防止や不安・負担軽減を図ります。
 4. 複数の児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援を実施する体制を構築し、アウトリーチ型支援の充実を図ります。
 5. 家族等の介護負担を軽減するため、日常的に医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)の自宅等に看護師を派遣し、医療的ケア及び療養上の介助を行います。
 6. 医療的ケア児とその家族の不安・負担の軽減を図るため、支援のためのガイドブックを配布するほか、家族交流会を開催します。
 7. 保育所については、人員体制、環境整備を推進し、医療的ケア児の受け入れ可能な園を拡充していきます。また、医療的ケア児に関する講習や研修を通して、受け入れ園を支援していきます。幼稚園については、保護者や主治医、園と連携して、必要となる看護師の配置を円滑に行う体制整備を進めていきます。
 8. 障害や疾病等の有無にかかわらず、一人ひとりの児童が健やかに保育所で過ごせるよう、引き続き、特別な支援が必要な児童をより安全・安心にお預かりする環境を構築していきます。
 9. 就学奨励費の受給資格がある世帯に対して周知徹底を図ります。
 10. インクルーシブ教育を推進するため、児童・生徒一人ひとりの教育ニーズを適確に把握し、特性に応じた合理的配慮を浸透させ、学習支援員を配置する等、人的支援を進めます。
 11. 支援対象児童・生徒数の増加に応じ、障害の状況に合わせて必要な学級の設置等を検討し、個に応じた教育環境の充実を図ります。
 12. 特別な支援を必要とする子どもが安心して学べる、地域による偏りのない教育環境整備を進めます。
 13. 特別支援教育への理解をより深めるため、職層に応じた研修や特別支援教育コーディネーター研修等の内容の充実を図っていきます。



基本目標4 特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える

2 虐待の未然防止と対応

めざす姿 全てのこどもが、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す「こども基本法」にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等が保障されています。こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止に社会全体で取り組んでいます。



現 状

- ◇ 全国の児童相談所への虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和4年度には21万4,843件になりました。児童虐待による死亡事例数は年間70件台とほぼ横ばいで推移しており、0歳児が半数近くを占めています。
- ◇ これまで区と東京都の児童相談所が連携、役割分担をしながら児童虐待の未然防止や虐待対応に取り組んできました。
- ◇ 本区における令和5年度の児童虐待受理件数は、江東区が756件、東京都の江東児童相談所(江東区分)が975件です。令和4年度にかけて増加傾向にありましたが、令和5年度にかけてやや減少しています。
- ◇ 養育困難の相談受理件数は、令和5年度新規185件、そのうち妊娠期から生後1年間で約3割を占めています。
- ◇ 令和5年度調査では、両親に「親から暴力を振るわれた」経験や「育児放棄された」経験がある人は、それらの経験がない人に比べて「こどもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」割合が多くなっています。
- ◇ 虐待の未然防止のため、こどもや家族に関わる全ての関係機関の連携強化を図るとともに、地域における見守り支援機能の強化を図るため、子ども家庭支援センターにおいてアウトリーチ型支援を行っています。(再掲)

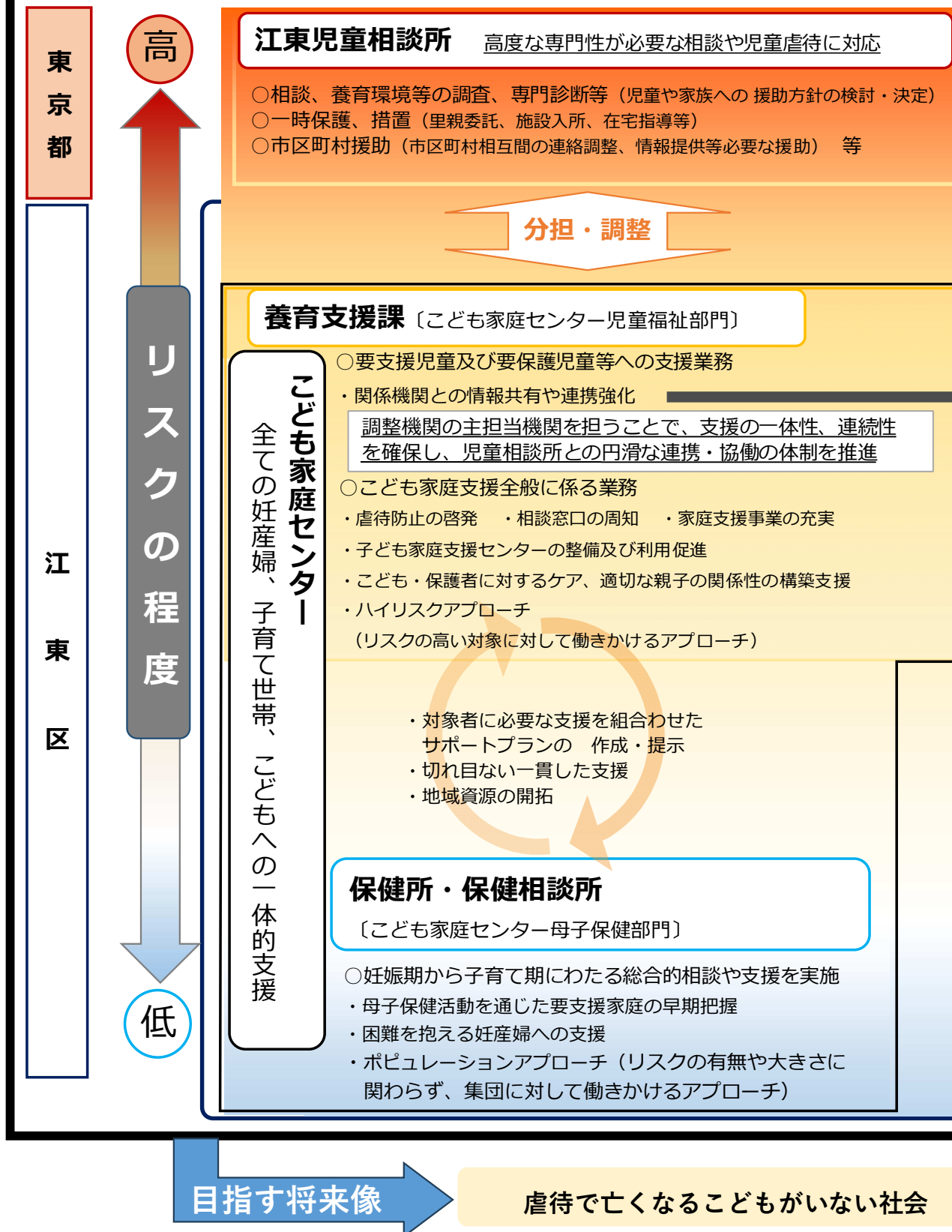
課 題

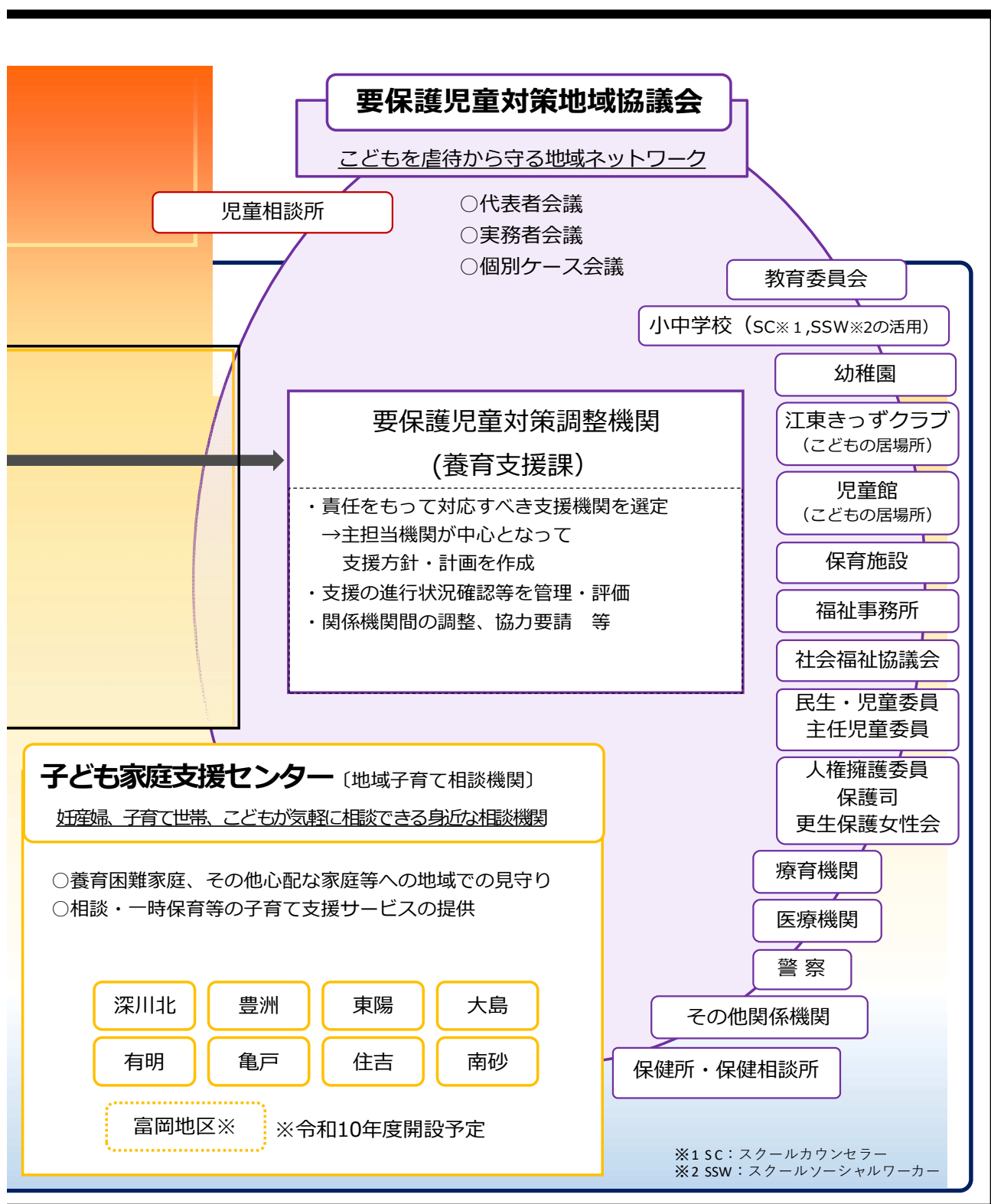
- ◇ 令和5年度調査では、しつけのためなら体罰を容認する保護者が一定数いるため、しつけと体罰の違い等について正しい理解を広める取組が必要です。
- ◇ 深刻な状態になる前の早期発見、早期対応が重要であるため、発見した際の通告先の周知や子育てに不安や悩みを抱えた段階で、身近に相談できる環境の整備が必要です。また、保護者の負担を軽減する取組が必要です。
- ◇ 関係機関同士の連携や情報共有により、児童虐待のリスクを有する家庭を見逃さず、適切に把握する仕組みが必要です。
- ◇ 学校や保育所等をはじめ、こどもや家庭に関わる全ての職員の児童虐待防止の取組について、より一層の充実が求められています。
- ◇ 児童虐待ケース内容の複雑・困難化等に対して、迅速かつ機動性をもって対応するとともに一貫性をもった支援が必要です。

取 組
方 針

1. 健康診査や保健指導、新生児・産婦訪問事業等の母子保健活動を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握します。また、乳幼児健診未受診者等に対しては、保健師の訪問等、養育状態の把握に努めます。
2. 要保護児童対策地域協議会の調整機関である区所管課によるコーディネートのもと、関係機関との情報共有や連携強化を図り、要保護児童対策地域協議会の強化に努めます。
3. 暴言等を含めた体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するための普及啓発活動を行います。また、全国の児童虐待相談対応件数の半数以上を占める心理的虐待の防止策として、DV事案のこどもへの影響についても啓発活動を行います。
4. 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる等、地域における子育て支援拠点として、子ども家庭支援センターの整備を進めるとともに、その利用促進を図ります。
5. 児童相談所全国共通ダイヤル(189)や子ども家庭支援センター、区役所の相談窓口について周知徹底を図ります。
6. 虐待を受けたこどもに対し、心理職が心理的ケアを行うことで虐待の世代間連鎖を防ぎます。さらに、保護者に対するケアや助言を行い、適切な親子の関係性構築を支援します。
7. 若年の予期せぬ妊娠や高年齢での妊娠となった妊産婦のいる家庭には、支援サービス等、関係機関が連携し適切な支援を導入します。
8. 虐待対応担当職員のほか、保育所や学校、児童館等、こどもに関連する施設においても児童虐待がこどもに与える影響やこどもへの適切な対応等の研修の充実に努め、職員の能力向上を図ります。
9. 養育環境等に課題を抱えていたり、家庭や学校に居場所のないこどもたちの健全な育成を目的とした居場所の設置に取り組みます。
10. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童虐待への学校の対応力をより高めます。
11. 親子のコミュニケーションを改善するためのカウンセリング等の実施や、地域の子育て支援グループ等により地域全体で子育てを支える環境を整えることにより、虐待の再発防止を図ります。さらに、虐待を受けた経験のある親に対する心理的なサポートや、育児講座等を通して適切な子育て方法を学ぶ機会を提供することにより、こどもへの虐待を防ぎます。
12. こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の機能の一体化をはじめとした更なる連携強化を図り、対象者には必要なサービスや地域資源を組み合わせ、サポートプランとして提示し、切れ目のない一貫した支援を行います。(再掲)
13. 虐待の未然防止から再発の防止、そして次の世代の虐待の予防まで一貫した支援や幅広い相談に対応できるよう、児童相談所とこども家庭センター、子ども家庭支援センターの一体的な連携による、新たな児童相談体制を構築していきます。
14. 里親等の社会的養護については東京都の業務ですが、情報発信等においてフォスタリング機関と連携を図ります。

児童虐待対応における関係機関との連携体制図





虐待の未然防止・再発・世代間連鎖のない社会

基本目標4 特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える

3 生活困窮層への支援、ヤングケアラー支援

めざす姿／こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全てのこどもが心身ともに健やかに育くまれる環境の整備と教育の機会均等が図られ、こども一人ひとりが夢や希望を持って成長できる社会が実現されています。



現 状

- ◇ 国の調査によると、生活保護世帯のこどもの大学等進学率は39.9%(令和3年度)で、近年増加傾向にあるものの、全世帯平均を下回る状況が続いています。また、ひとり親世帯のこどもの大学等進学率は、母子世帯が66.5%、父子世帯が57.9%となっており、いずれも全世帯平均の75.2%を下回っています。
- ◇ 令和5年度調査では、小学校5年生がいる世帯で17.4%、中学校3年生がいる世帯で18.7%が生活困難層となっています。
- ◇ 令和5年度調査では、小学校5年生と中学校3年生のいる世帯の家計についてみると「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」以下の世帯が41.4%を占めています。
- ◇ 令和5年度調査では、養育費について「取り決めていない」が38.2%となっており、養育費を「受け取っていない」が61.3%となっています。
- ◇ 生活困窮世帯は、一般世帯と比べて様々な課題を抱えていることが多く、自立支援に向けた相談や適切な生活保護制度の実施、保護世帯への訪問調査による問題の把握を行っています。
- ◇ 経済的理由によって就学困難な学齢児童生徒の保護者を対象に、通学費や学用品費等、教育費の一部を就学援助費として支給しています。
- ◇ 令和4年度に実施した普段の生活についてのアンケートでは、小学校6年生で15.2%、中学校2年生で14.5%が家族のお世話をしていると答えています。
- ◇ 国はヤングケアラーへの支援の普及を図るため、令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法を改正し、「ヤングケアラー」を各種支援に努めるべき対象として、法律上明記しました。

課 題

- ◇ 令和5年度調査では、困窮世帯の半数以上が「過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがあった」と回答しており、困窮世帯への経済的支援が必要です。
- ◇ 令和5年度調査では、生活保護制度について、「全く知らなかった」と回答した人は5.3%となっており、制度の認知度向上は確実に進んでいますが、必要とする

取
組
方
針

方全てに情報が行き渡る情報発信の手段について検討が必要です。

- ◇ 生活保護制度は、経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会生活自立といった側面からも支援を講じることで、貧困の世代間連鎖を断ち切っていく必要があるため、各関係機関や各制度との連携を図り、切れ目のない支援体制の構築が必要です。
- ◇ 令和5年度調査では、養育費確保支援事業補助金について、「知っていた」が5.8%、「知らなかった」が87.1%となっており、周知の強化が必要です。
- ◇ 経済的理由による教育環境の格差解消のため、学齢児童生徒の就学を支援する必要があります。
- ◇ ヤングケアラーについて周囲の大人等が理解を深め、必要な支援につなげることが求められています。さらに、当事者や関係機関等に向け、相談窓口の周知や、ヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる広報啓発の実施が必要です。
- ◇ ヤングケアラーはこどもから若者への移行期を含む、18歳前後での切れ目のない支援が重要です。ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援に円滑につなぐために、関係機関・団体等が連携して対応することが必要です。そのため、関係機関等の対応力を高めることが求められています。
- ◇ 要保護児童対策地域協議会のネットワーク全体でヤングケアラー及び家庭を支援するため、関係機関の一層の連携が求められています。

1. 各種支援制度について、区報やホームページによる情報発信のほか、案内チラシや関係機関との連携により、支援が必要な世帯を相談窓口へつなげます。
2. ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」といった様々な支援を推進します。
3. こどもの貧困を解消するため、保護者をとりまく様々な課題解決に向けた相談支援と経済的支援を行います。
4. 貧困の連鎖を防止するため、まなび塾を通じた学習支援やまなび支援員による修学・進学に関する情報提供により、こどもを含めた世帯全体への支援を行います。
5. 児童扶養手当等の支給やひとり親家庭への医療費助成等により、低所得の子育て家庭の生活面における経済的支援を行います。
6. 就学援助の受給資格がある世帯に対して周知徹底を図ります。
7. ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげるための実態調査や、対応力向上のための関係機関等職員向け研修の実施に取り組みます。また、相談窓口の周知や、相談しやすい環境整備に取り組みます。
8. ヤングケアラーの関係機関が連携し、こどもから若者への移行期で切れ目のない本人の思いに寄り添った支援を行っていきます。

基本目標4 特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える

4 不登校・いじめ・ひきこもりへの支援

めざす姿



不登校、いじめやひきこもりを未然に防止する環境が整っているととも
に、悩んでいるこどもに対し、早期に適切な支援が提供され、こどもたち
が地域とのつながりの中で育まれています。

現 状

- ✧ 不登校児童・生徒数は、令和5年度で小学校551人、中学校592人となっており、5年前と比べると小学校、中学校ともに増加しています。
- ✧ 不登校になった児童・生徒が学校に復帰しない・できないケースがあります。
- ✧ いじめの認知件数は、令和5年度で小学校4,579件、中学校518件となっており、5年前と比べると小学校、中学校ともに増加しています。一方、解消率は令和5年度は73.9%となっており、5年前より減少しています。
- ✧ 令和5年度調査では、中高生世代のうち、ひきこもりの傾向にある割合は約4%となっています。
- ✧ 教育センター内にワンストップ型の教育相談窓口を設置し、学校教育に関連する多様な相談内容に対応しています。

課 題

- ✧ 不登校の原因も様々であり、ブリッジスクール等だけでは十分な対応ができない児童・生徒が増加しています。
- ✧ 児童・生徒の悩みや問題について毎年相談件数が増えており、内容も複雑になっています。
- ✧ こどもたちが発信したSOSのサインについて教員をはじめとする大人が確実に把握し、迅速に対応することが難しい場合があります。
- ✧ 令和5年度調査では、中高生世代がひきこもりの状況になった年齢は13歳前後とおおむね中学校進学時となっています。環境の変化や思春期におけるメンタル面でのサポート体制を充実させる必要があります。
- ✧ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの対応件数が毎年増加しており、問題を抱える児童・生徒に迅速に対応することが難しくなっています。

取 組
方 針

1. 「KOTOこどもかがやきプラン」(不登校総合対策第3次)に基づき、不登校児童・生徒一人ひとりに寄り添った支援の一層の充実を図り、不登校の児童・生徒のみならず、江東区の全てのこどもたちがかがやくための取組を充実させていきます。
2. いじめに対しては、「江東区いじめ防止基本方針」に基づき、どの学校でも、どのこどもにも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応します。また、学校・保護者・教育委員会等が連携し、いじめの未然防止や早期の発見・対応にあたります。
3. こどもがインターネット等を活用する機会が増えていることから、安全に安心してインターネットを活用するための能力を育成していきます。
4. ワンストップ型教育相談窓口において、教育を専門とする相談員が、教育に関する悩みを聞き取り、相談に応じるとともに、悩みに応じた適切な専門職につなげます。
5. SNSを活用した相談事業に取り組み、問題が深刻化する前に不安や悩みの解決を目指します。
6. 「Action24」をキーワードに、地域や保護者も含めた全ての大人たちでこどもたちの思いに寄り添い、SOSに対して、より早く対応するよう努めるとともに、こどもたちへのSOSの出し方教育についても力を入れていきます。
7. こどものSOSに大人が気が付き対応ができるようにするため、教員研修の充実等により、教育相談に関わる一人ひとりの能力・意識を高めていきます。
8. スクールカウンセラーを幼稚園や小中学校・義務教育学校に派遣してこどもと保護者の相談対応を行います。また、不登校等福祉的な支援を必要とする児童・生徒に対して、スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携を図ります。
9. スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーをはじめとした不安や悩みを抱えるこどもに対する支援体制の更なる充実について検討します。
10. ひきこもりや人間関係等の青少年相談について、臨床心理士等による電話相談や訪問相談体制を拡充し、早期に幅広いメンタルサポートが図れるよう推進していきます。

基本目標4 特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える

5 外国にルーツを持つこどもと保護者への支援

＼めざす姿／



外国にルーツを持つこどもや日本語を母語としないこどもが、支障なく学校・保育所や地域での生活を送っています。

現 状

- ◇ 区内に住む外国人の出生数は年々増加しており、出産や子育てに不安を抱える外国人妊産婦や保護者が増えています。
- ◇ 外国籍の18歳未満の人口は令和4年度以降増加しており、令和6年1月1日現在5,371人となっています。
- ◇ 両親もしくは父又は母が外国人である児童を受け入れ、当該家庭の言語・習慣・食事等に特別な対応を行う認可保育所等に補助を行っています。
- ◇ 区立学校に在籍する日本語指導を必要とする児童・生徒数は、近年増加傾向にあり、令和5年度は221人となっています。
- ◇ 外国にルーツを持つこどもや日本語を母語としないこどもは、友人とのコミュニケーションが上手く取れない場合があります。
- ◇ 外国にルーツを持つこどもやその保護者の中には、学校等や地域での生活に不安を抱えている人がいます。

課 題

- ◇ 区内の在日外国人の出生総数は年々増加しており、訪問や相談対応等の多言語化をより一層図り、外国人も安心してこどもを産み、育てることができる環境の充実が求められています。
- ◇ 日本語ができない保護者は行政サービスや地域情報を得ることが困難なため、不安を抱える外国人に対し多言語での情報提供が求められています。
- ◇ 外国にルーツを持つこどもやその保護者の中には、日本語が理解できない人が多数おり、言語に関する支援が必要です。

取
組
方
針

1. 妊婦や未就学児保護者向けの子育て情報等は、引き続き多言語で発信し、情報へのアクセス向上を図り、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実を図ります。
2. 区の保育所入園手続きにおいて、日本語が不自由な保護者に対し、多言語(5か国語)対応の通訳クラウドサービスを活用します。
3. 教育・保育施設においては、外国にルーツを持つ子どもやその保護者に対して、園だよりの翻訳や通訳機を使用して対応しているほか、保育所の給食における宗教食対応等の生活習慣に対する配慮についても、引き続き行っていきます。
4. 外国にルーツを持つ子どもの授業や学校生活を支援するため、日本語指導員を学校に派遣して日本語の指導を行うとともに、有明西学園に設置した日本語学級においても、日本語指導を行います。また、地域のNPO法人と協働し、日本語指導を必要とする児童・生徒への支援を引き続き行います。



基本目標4 特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える

6 こども・若者の社会的自立の支援

＼めざす姿／



家庭、学校、青少年関係団体及び行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、こども・若者の健全育成に向けて取り組む社会が実現しています。

現 状

- ◇ 江東区では、青少年(中高生～35歳未満、事業によっては40歳未満の者)の健全育成や活躍の場の提供のため、関係機関・団体と連携して、ネットワークづくりやリーダー養成等に取り組んでいます。
- ◇ 近年、幅広い世代のひきこもりが社会問題となっています。青少年期のつまずきからひきこもる、家族の介護等が必要でこども・若者自身が介護者(ヤングケアラー等)とならざるを得ない等、社会的に困難を抱えるこども・若者が存在しています。
- ◇ 児童相談所による一時保護の解除後や、在宅支援となった場合、こどもの健全な育成の支援のため、関係機関が連携しこどもの見守りを行っています。
- ◇ 稼働年齢層にある生活保護受給者や生活困窮者には、丁寧な就労支援により、自立の促進を図っています。

課 題

- ◇ スマートフォン等のICT技術の進展や塾・スポーツクラブ等の習い事、少子化等の複合的な要因により、こどもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、価値観が多様化する中、地域活動に参加するこどもを増やす取組が必要です。
- ◇ 困難を抱えたこども・若者には、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要であることから、相談内容に応じて関係機関との連携が必要になります。
- ◇ 児童相談所による一時保護等の措置解除後の関係機関によるフォローアップ体制の強化が必要です。
- ◇ 就労の経験が乏しい等の状況にある者に対し、就労に向けて徐々に自立支援を行っていく取組の強化、関係機関との連携による切れ目のない支援体制の構築が必要です。

取 組
方 針

1. 青少年健全育成に係る団体の活性化に向けて、引き続き人的支援・財政支援を行います。
2. 青少年健全育成事業について、青少年対策地区委員会等の関係団体との連携を強化し、多様化することもちのニーズや地域特性に沿った魅力的な内容となるよう検証・見直しを行い、地域一体となって事業の活性化を進めていきます。
3. ひきこもりや人間関係等の青少年相談について、臨床心理士等による電話相談や訪問相談体制を拡充し、早期に幅広いメンタルサポートが図れるよう推進していきます。(再掲)
4. 児童相談所による一時保護等の措置解除のこどもに対し、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用した支援体制を強化していきます。
5. 地域のボランティアや区民団体の活動について、広報活動の強化や参加しやすい仕組みづくり等、ボランティア活動への参加促進の取組を検討します。
6. 経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー等、社会的に困難を抱えるこども・若者やその家族に対し、社会的孤立を防ぐため、相談事業の充実や様々な機関が連携するネットワークを構築し、重層的な支援を推進します。



基本目標5 地域全体で子育てを支える

1 地域ぐるみの子育て支援の環境づくり

\めざす姿／



地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える環境が築かれ、子育てしやすいまちが実現しています。

現 状

- ◇ 国は、「こどもの居場所づくりに関する指針」にて、全てのこどもが心身の状況や置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるようにするため、こどもの居場所づくりが必要であると示しており、より多くのこどもの居場所が求められています。
- ◇ 令和5年度調査では、就学前児童の保護者で、子育てをされていて地域で支えられていると「あまり感じない」割合が38.2%となっています。
- ◇ 令和5年度調査では、就学前・小学生の保護者のうち、子育てがしやすいまちの要素として、地域のつながりが(大いに、ある程度)必要だと思う人は8割を超えています。(再掲)
- ◇ 子ども会やジュニアリーダー等、地域の取組に参加するこどもは、長期的には減少傾向にあります。
- ◇ ファミリー・サポート事業の協力会員は減少傾向となっています。
- ◇ 孤食の解消やこどもを見守る環境の整備を目的として、地域団体等が主体となっていく区内のこども食堂に対して、新規立ち上げや継続的な運営を支援するため、補助を行っています。
- ◇ 民生・児童委員は地域のボランティアとして、関係機関と連携し担当区域内の児童、妊産婦、ひとり親家庭等の見守りや相談支援を行っています。

課 題

- ◇ 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育てについて相談相手がないこと等から、必要な情報が届きにくくなっています。
- ◇ 地域のつながりの希薄化が懸念される中、青少年に地域での活動を促すとともに青少年活動の指導役を果たせる人材の育成が必要です。

取 組
方 針

- ◇ 地域の子育てボランティア確保や地域で活動する子育て支援団体が継続して活動していくための支援が求められています。
 - ◇ 民生・児童委員が家庭を訪問しても保護者の理解を得られない等、地域における活動が思うように進まない状況があるほか、担い手不足も課題となっています。また、こどもや子育てに関する問題は様々であり、相談支援に関する知識の向上が求められています。
1. 地域の子育て支援団体に対し、運営や情報発信等への支援を行うことで、こどもの安全・安心な居場所・環境を構築します。また、事業の広報活動により区民のボランティア活動への参加促進を図ります。
 2. 青少年指導者の養成にあたっては、地域活動に貢献する指導者として活発に活動していく人材の育成を念頭に、ジュニアリーダー講習会を行うとともに、事業のPRにより講習生の更なる確保及び人材の掘り起しにつなげます。また、ボランティア活動への参加促進のため、ジュニアリーダーに対しボランティア活動の周知も行います。
 3. 地域団体等が主体となっていく区内のこども食堂について、新規立ち上げや継続的な運営を支援するため、運営費の一部補助を行い、参加団体を増やします。また運営事業者連絡会を通じて、子育て家庭を支えるネットワークを強化します。
 4. 様々な機会を捉えて、民生・児童委員の活動について周知し、保護者の理解促進や担い手確保を図ります。また、民生・児童委員の知識等の向上のため、相談支援に関する研修を民生・児童委員協議会を通じて行います。
 5. 事業共催、補助・助成制度等様々な形態により、区民団体、NPO、企業等と連携して、地域の子育て支援に取り組みます。

基本目標5 地域全体で子育てを支える

2 こどもの安全・安心確保

＼めざす姿／



地域住民・団体と区が一体となり、こどもの安全・安心な居場所・環境を構築することにより、こどもたちが健やかに成長しています。

現 状

- ◇ 民家・商店・事務所等の協力を得て、こどもたちが緊急に助けを求められる避難場所「こども110番の家」を設置し、地域の防犯意識を高めることで、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めています。
- ◇ 登下校時の通学路の安全確保については、学校や地域から挙げられた危険箇所等について、江東区通学路交通安全プログラムに基づき、道路管理者や警察、学校関係者等と連携しながら点検を実施しています。
- ◇ 近年、全国で下校中のこどもの連れ去り事件等が相次いでいます。本区においても登下校中のこどもを狙った犯罪が懸念されます。
- ◇ 江東区では災害発生時の母子向け支援物資として、粉ミルクや液体ミルク、紙おむつ、授乳服等の備蓄をしています。
- ◇ 犯罪被害防止教育等の安全教育について、各学校が安全指導年間計画に基づき、日常的、定期的に安全指導の時間を設定して行っています。
- ◇ 火事や地震等の発災時の対応について、各保育所・幼稚園・学校において、様々な状況を想定した避難訓練を定期的に行っています。
- ◇ 児童発達支援、放課後等デイサービス事業所等の障害児通所施設等においては、定期的な避難訓練の実施が義務付けられているほか、令和3年度から新たに感染症や非常災害の発生時における業務継続計画(BCP)の策定が義務付けられました。
- ◇ 公共施設の改修時等に段差の解消等のバリアフリー化を進めています。

課 題

- ◇ 「こども110番の家」について、近年協力者が得にくい状況となっています。原因として、協力者が高齢化により辞退していることやオートロックマンションが増加していること等が考えられます。
- ◇ 児童通学案内(ストップさん)の適切な配置や防犯カメラ維持管理等の取組を進めており、引き続き地域との協力体制の強化を推進していく必要があります。

取 組
方 針

- ◇ 避難所での集団生活について、母子の特性に配慮した施設、備蓄の検討が必要です。また、各子育て家庭において必要な物資に関する、日常備蓄等の啓発が必要です。
 - ◇ 障害児通所施設等において、BCPを策定するだけでなく、定期的な研修及びシミュレーションを行い、見直すことにより、必要に応じてBCPを変更していくことが求められています。
 - ◇ 公共施設における段差の解消、まちのバリアフリー化を進めており、引き続き誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの推進が求められています。
1. こども110番の家事業について、協力者確保のため、こどもがいる世帯以外への取組周知も含めこれまで以上に周知に努めます。また、こどもたちが緊急に助けを求められる新たな施策についても検討し、地域住民や事業者等地域ぐるみでこどもたちを犯罪から守る事業を推進します。
 2. 「江東区通学路交通安全対策連絡会」を中心に、登下校時の地域住民等による見守りや通学路防犯カメラの活用、警察等の関係機関との連携等により、通学路における児童の安全の確保に努めます。
 3. 避難所等において、母子の特性に配慮した備蓄の更なる充実等、環境整備に努めます。また、母子の特性を踏まえた被災時支援や各家庭での備えについて、自助・共助の主体である区民に対する普及啓発を図ります。
 4. 安全教育について、全校園において安全指導年間計画を作成し、安全指導の充実を図っていきます。
 5. 各保育所・幼稚園・学校において、火事や地震等の発災時の様々な状況を想定した避難訓練を引き続き行っていきます。
 6. 障害児通所施設等の指導検査を行い、BCP に基づき訓練等が適正に行われているか確認・指導します。
 7. こどもや子育て中の方の移動や利便性向上を図るため、公共施設において障害者・妊婦・乳幼児を連れている保護者等が利用しやすいように、バリアフリー化を進めます。
 8. 「生命(いのち)の安全教育」を推進し、保育施設、幼稚園、小・中学校及び義務教育学校において、全てのこどもが自分も他人も大切にできるよう発達の段階を踏まえた安全教育や性教育を実施していきます。

基本目標5 地域全体で子育てを支える

3 関係機関のネットワーク化の推進

\めざす姿／



こどもの最善の利益のため、こどもや家庭に関する様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした支援が行われていることで、地域全体で子育て家庭を支える環境が構築されています。

現 状

- ◇ こどもたちが安全・安心な社会環境の中で、地域で活躍できるよう、学校、地域、関係団体、行政が相互に連携・協力して取組を進めています。
- ◇ 母子保健や児童福祉、子育て支援等を担当する行政機関と医師会・歯科医師会・助産師会等医療関係者、地域活動栄養士会等の保健関係者、民生・児童委員等福祉関係者、私立幼稚園等教育関係者による協議会を開催しています。
- ◇ 青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、青少年問題が複雑化・多様化するとともに、地域のつながりの希薄化が懸念されます。
- ◇ 弁護士、区各課、警察、区民等で構成する消費者教育推進委員会の開催により、消費者被害や消費者教育※に関する意見交換・情報共有を行い、それぞれの立場で消費者教育の推進に努めています。
- ◇ 全校に地域学校協働本部を設置し、各校コーディネーターを中心に活動を展開しています。
- ◇ 週末活動を充実させることにより、こどもの自主性、社会性、創造性を養うとともに、地域の教育力の向上を図るウィークエンドスクール事業に取り組んでいます。

課 題

- ◇ 個々の状況に応じたきめ細かな支援ができるよう、関係機関・団体の更なる連携の強化が求められています。
- ◇ 要保護児童や養育困難家庭への支援にあたっては、関係機関が互いの立場や役割を理解した上で、そのこども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で支援の隙間をつくらない意識や体制が必要です。

※ 消費者が自分の権利や責任を知り、賢く商品やサービスを選べるようにすることで、消費生活の安全や安定を確保し、経済社会の発展に寄与できるよう、実践的な能力を育む教育のこと。

取
組
方
針

- ◇ こども・若者に対する効果的な消費者教育の推進のため、教育機関や関係団体がさらに相互理解を深め、連携を深めることが必要です。
 - ◇ 地域学校協働本部での適切な人員の確保の拡大や、コミュニティ・スクールの導入校の拡大を並行して進める等、両者一体となった取組が必要です。
 - ◇ PTAの活動状況の変化や高齢化の進展等により、ウィークエンドスクール事業の実施主体となる団体の担い手が不足しています。
1. 複数分野の支援が必要なこどもや複数の機関が関わる支援に対しては、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、関係機関がそのこどもに関する情報や関わり方を共有し、こどもや保護者のニーズも踏まえ、適切に連携・協力する体制を構築した上で対応します。(再掲)
 2. こども・若者の非行防止・薬物乱用防止に取り組み、青少年の健全育成を進めるため、各関係機関・団体と相互の連携強化を図ります。
 3. 引き続き消費者教育推進委員会を通じて、関係団体に消費者教育の必要性について共通理解を深めていきます。
 4. 地域での子育てネットワークの形成支援のための家庭教育ファシリテーター養成講座を開催します。(再掲)
 5. 学校を拠点とした幅広い人材の参画や教育資源の活用等による学校・地域・家庭の連携及び協働を一層推進するため、地域学校協働本部の充実とともにコミュニティ・スクールの導入を着実に進め、両者一体となった取組を進めます。
 6. ウィークエンドスクール事業について、担い手が不足する学校については、「地域学校協働本部」の取組として推進する等、こどもの体験活動等の充実を目指していきます。



基本目標5 地域全体で子育てを支える

4 ワーク・ライフ・バランスの推進啓発

＼めざす姿／



性別に関わらず積極的に家事や子育て、介護等を担い、男女がともに自ら希望するバランスで職場・家庭・地域での生活を充実できる環境が実現しています。

現 状

- ◇ 令和元年度に実施した「江東区男女共同参画意識実態調査」では、仕事・家庭生活・個人の生活のバランスについて、理想としては、「すべてのバランスをとりたい」という回答が約4割ですが、実現できている人は約1割にとどまっています。現実には、男性は仕事、女性は仕事あるいは家庭生活を優先している状況です。
- ◇ 令和元年度に実施した「江東区男女共同参画意識実態調査」の企業（事業所）調査では、平成26年度の前回調査と比べ、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいる企業は増加しており、取組のうち一定の効果があったものとしては、「年次有給休暇の取得促進」「長時間残業の削減」が上位に挙げられています。
- ◇ 「こども未来戦略方針」において、男性の育児休業取得率の政府目標として、令和12年度までに2週間以上の取得率85%以上とすることとなっています。

課 題

- ◇ 区民の一人ひとりがライフステージに応じて多様な生き方が選択でき、性別や年齢を問わずあらゆる区民が自分の希望通りに、仕事や家事、地域活動等を両立できるようにすることが必要です。
- ◇ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、区民や事業者へ情報提供や働きかけを行い、誰もが働きやすい職場としていくことが必要です。

取 組
方 針

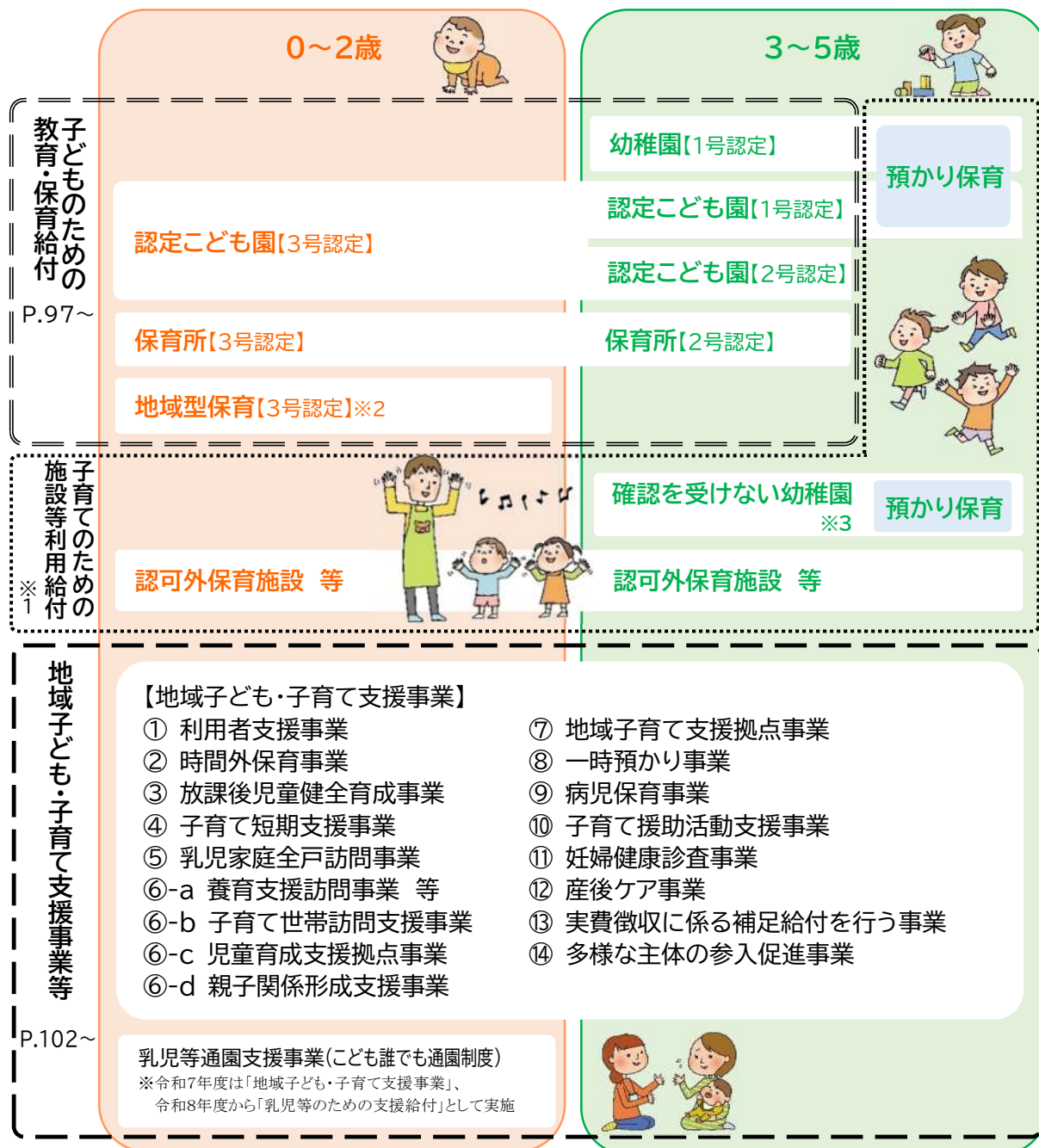
1. 広報、各種講座や講演会を通じて、ワーク・ライフ・バランスの意義やメリット等を紹介する等、区民が自分自身の働き方を見直す機会が持てるような情報提供を進めます。
2. 区内の事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスのメリットや先進的な取組事例等の情報提供を行い、意識啓発を進めます。



第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援制度の概要は下表の通りとなります。本章では子どものための教育・保育給付(P.97以降は「教育・保育事業」とします)及び地域子ども・子育て支援事業等について、子ども・子育て支援法に基づき量の見込み(需要量)及び確保方策(供給量)を記載します。なお、子育てのための施設等利用給付の一部(利用者を量の見込みに含むもの)については、確保方策の内訳に記載しています。

図表 51 子ども・子育て支援制度の概要



※1 認可外保育施設等の利用にあたり補助を受けるための認定。なお、補助を受ける要件は、施設や世帯の所得状況等により異なる。

※2 0～2歳児を対象とした施設で、小規模保育(利用定員6人～19人)、家庭的保育(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがある。

※3 「子ども・子育て支援新制度」が開始された平成27年度以降も、従来の私学助成による補助により運営を継続している幼稚園のこと。

5-1 提供区域の設定

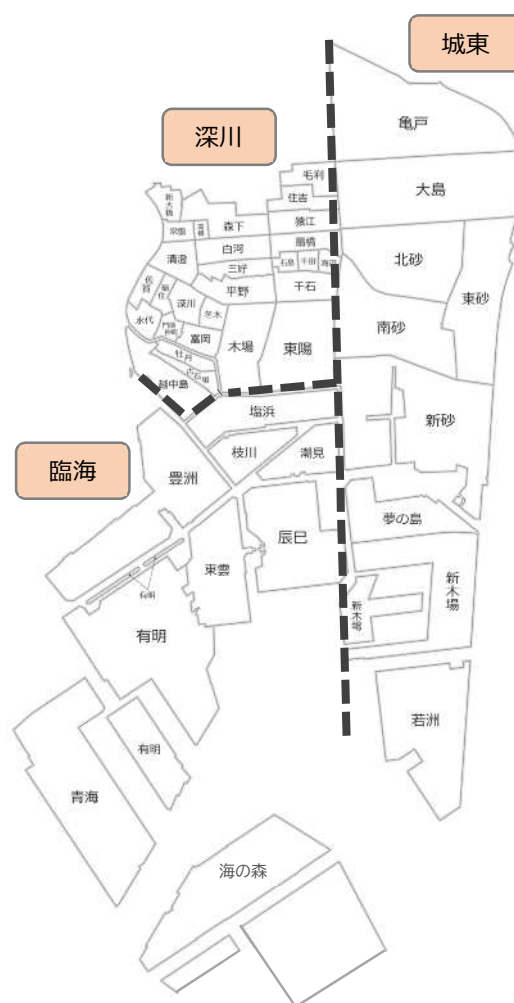
国の基本指針では、教育・保育等の需要を表す「量の見込み」及び供給を表す「確保方策」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域」を定めることとしています。また、提供区域の設定にあたっては、保護者やこどもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本区においては、保育事業(2号認定・3号認定)は地区ごとの人口動態やこどもの人口の増減、保育施設等の社会資源の状況に差が生じているため、それぞれの地区によって柔軟な教育・保育の基盤整備が行えるよう、提供区域を深川・城東・臨海(豊洲特別出張所管内)の3区域に設定します。

教育事業(1号認定)及び地域子ども・子育て支援事業等については、区全体を一つの提供区域として設定します。

【江東区における区域設定】

1号認定 ・3歳以上で2号認定以外の家庭	幼稚園については、居住地区を越えて通園する場合も多いこと等から、区全体を一つの区域として設定
2・3号認定 ・0～5歳で保育の必要性がある家庭	地理的条件や人口等を勘案しつつ、地域における保育需要を踏まえた対応を図るため、 <u>3区域</u> に設定
地域子ども・子育て支援事業等	居住地区を越えた施設の広域利用が想定されること等から、区全体を一つの区域として設定



5-2 未成年人口の予測

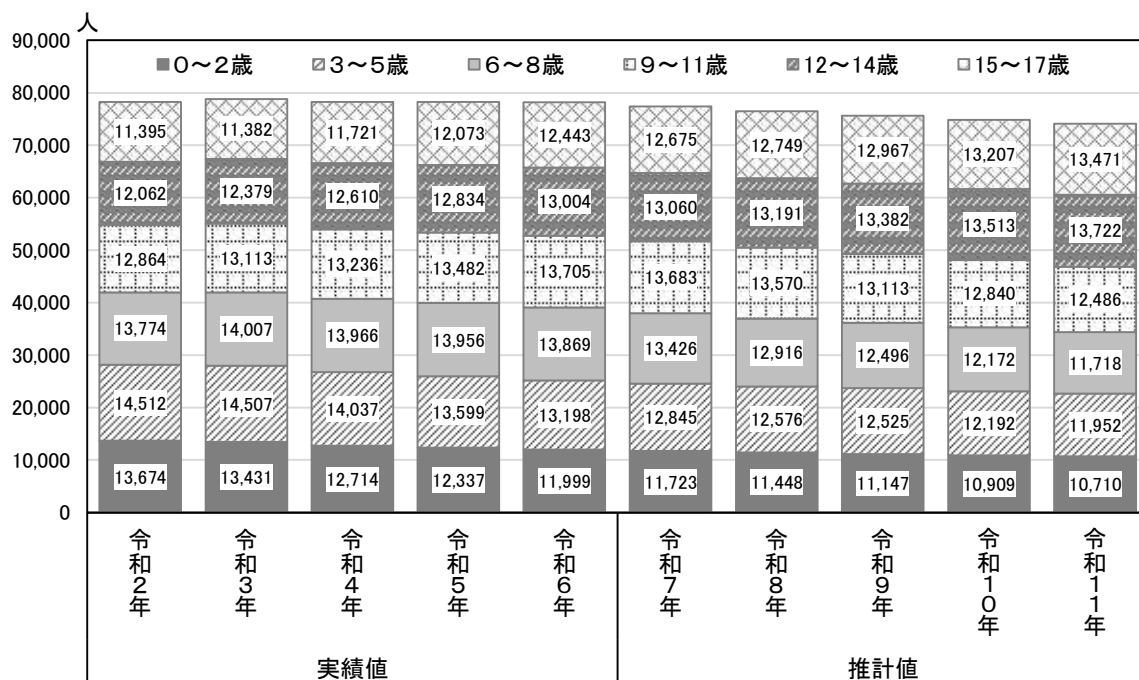
江東区の未成年人口(0～17歳)については、江東区長期計画(令和2年度～11年度)における推計人口に基づき、過去の住民基本台帳人口を踏まえて令和7年から令和11年までの年齢別の未成年人口を推計しました。

計画期間の最終年である令和11年の未成年人口は74,059人で令和6年に比べて約5%の減少、0～5歳の就学前人口は約10%の減少、6～11歳の小学生人口は約12%の減少となる見込みです。

図表 52 江東区の未成年人口の推移と予測

単位: 人	実績値(住民基本台帳人口データ)					推計値(長期計画ベース)				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	4,240	4,249	4,050	3,797	3,778	3,683	3,606	3,528	3,451	3,373
1歳	4,657	4,458	4,289	4,225	3,976	3,959	3,831	3,750	3,670	3,610
2歳	4,777	4,724	4,375	4,315	4,245	4,081	4,011	3,869	3,788	3,727
3歳	4,955	4,757	4,587	4,386	4,268	4,285	4,060	4,082	3,908	3,846
4歳	4,851	4,934	4,651	4,592	4,385	4,218	4,293	4,146	4,134	3,968
5歳	4,706	4,816	4,799	4,621	4,545	4,342	4,223	4,297	4,150	4,138
6歳	4,755	4,691	4,701	4,763	4,622	4,360	4,255	4,138	4,152	3,917
7歳	4,615	4,731	4,600	4,615	4,661	4,463	4,273	4,170	3,994	3,974
8歳	4,404	4,585	4,665	4,578	4,586	4,603	4,388	4,188	4,026	3,827
9歳	4,433	4,379	4,492	4,669	4,565	4,557	4,534	4,226	4,044	3,857
10歳	4,283	4,436	4,344	4,486	4,668	4,600	4,458	4,450	4,312	4,241
11歳	4,148	4,298	4,400	4,327	4,472	4,526	4,578	4,437	4,484	4,388
12歳	4,247	4,146	4,286	4,414	4,342	4,431	4,497	4,550	4,460	4,556
13歳	3,999	4,237	4,110	4,277	4,398	4,320	4,393	4,458	4,563	4,521
14歳	3,816	3,996	4,214	4,143	4,264	4,309	4,301	4,374	4,490	4,645
15歳	3,909	3,798	4,011	4,225	4,160	4,273	4,306	4,359	4,482	4,592
16歳	3,720	3,894	3,805	4,010	4,263	4,234	4,235	4,331	4,369	4,488
17歳	3,766	3,690	3,905	3,838	4,020	4,168	4,208	4,277	4,356	4,391
合計	78,281	78,819	78,284	78,281	78,218	77,412	76,450	75,630	74,833	74,059

※1月1日現在



5-3 教育・保育事業の見込み・確保方策

※表中の「量の見込み」は教育・保育施設の利用見込み数(需要数)、「確保方策」は教育・保育施設の定員数(供給数)を表しています。

【事業概要】

- 幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用する場合は、利用のための認定を受ける必要があります。(認定区分については P26、94 参照)

<教育・保育区分>

種 別	対 象		該当する施設
教育標準時間認定	1号認定	3～5歳のこどもであって、2号認定以外の家庭	認定こども園・幼稚園
保育認定	2号認定	3～5歳のこどもであって、保護者の就労、出産、疾病等により保育の必要性がある家庭	認定こども園・保育所
	3号認定	0～2歳のこどもであって、保護者の就労、出産、疾病等により保育の必要性がある家庭	認定こども園・保育所・地域型保育

【方針】

〔1号認定〕

- 「区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に基づき、区立幼稚園の適正配置を実施するとともに、3歳児保育や預かり保育を実施することで区民ニーズに応えていきます。

〔2・3号認定〕

- 地域やこどもの年齢によって異なる保育需要に応じた適切な定員確保により、待機児童ゼロの継続に取り組みます。

(1) 1号認定(3～5歳児／教育標準時間認定)

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,891	2,737	2,606	2,457	2,325
確保方策(B)	4,129	3,989	3,779	3,674	3,674
幼稚園・認定こども園	2,099	1,959	1,749	1,644	1,644
確認を受けない幼稚園	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
過不足分(B-A)	1,238	1,252	1,173	1,217	1,349

(2)2号認定(3～5歳児／保育認定)

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	9,118	9,019	9,123	8,955	8,876
確保方策(B)	10,378	10,309	10,285	10,284	10,284
認可保育所	10,248	10,179	10,155	10,154	10,154
地域型保育	5	5	5	5	5
認可外保育施設	125	125	125	125	125
過不足分(B-A)	1,260	1,290	1,162	1,329	1,408

(単位:人)

①深川※	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,378	2,346	2,325	2,320	2,349
確保方策(B)	3,040	3,031	3,028	3,028	3,028
認可保育所	3,019	3,010	3,007	3,007	3,007
地域型保育	5	5	5	5	5
認可外保育施設	16	16	16	16	16
過不足分(B-A)	662	685	703	708	679

(単位:人)

②城東※	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	3,959	3,899	4,030	3,954	3,974
確保方策(B)	4,179	4,159	4,146	4,145	4,145
認可保育所	4,085	4,065	4,052	4,051	4,051
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	94	94	94	94	94
過不足分(B-A)	220	260	116	191	171

(単位:人)

③臨海※	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,781	2,774	2,768	2,681	2,553
確保方策(B)	3,159	3,119	3,111	3,111	3,111
認可保育所	3,144	3,104	3,096	3,096	3,096
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	15	15	15	15	15
過不足分(B-A)	378	345	343	430	558

※「深川」「城東」「臨海」の区域は、「5-1 提供区域の設定」を参照。以下同じ。

(3)-1 3号認定(2歳児／保育認定)

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,999	2,954	2,854	2,797	2,751
確保方策(B)	3,247	3,247	3,247	3,247	3,247
認可保育所	2,985	2,985	2,985	2,985	2,985
地域型保育	120	120	120	120	120
認可外保育施設	142	142	142	142	142
過不足分(B-A)	248	293	393	450	496

(単位:人)

①深川	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	864	832	856	842	826
確保方策(B)	954	954	954	954	954
認可保育所	868	868	868	868	868
地域型保育	59	59	59	59	59
認可外保育施設	27	27	27	27	27
過不足分(B-A)	90	122	98	112	128

(単位:人)

②城東	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,214	1,286	1,186	1,157	1,153
確保方策(B)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
認可保育所	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185
地域型保育	53	53	53	53	53
認可外保育施設	62	62	62	62	62
過不足分(B-A)	86	14	114	143	147

(単位:人)

③臨海	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	921	836	812	798	772
確保方策(B)	993	993	993	993	993
認可保育所	932	932	932	932	932
地域型保育	8	8	8	8	8
認可外保育施設	53	53	53	53	53
過不足分(B-A)	72	157	181	195	221

(3)-2 3号認定(1歳児／保育認定)

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,680	2,591	2,535	2,482	2,440
確保方策(B)	2,830	2,830	2,830	2,830	2,830
認可保育所	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555
地域型保育	113	113	113	113	113
認可外保育施設	162	162	162	162	162
過不足分(B-A)	150	239	295	348	390

(単位:人)

①深川	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	700	736	720	710	695
確保方策(B)	842	842	842	842	842
認可保育所	737	737	737	737	737
地域型保育	55	55	55	55	55
認可外保育施設	50	50	50	50	50
過不足分(B-A)	142	106	122	132	147

(単位:人)

②城東	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,135	1,038	1,021	994	991
確保方策(B)	1,109	1,109	1,109	1,109	1,109
認可保育所	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
地域型保育	50	50	50	50	50
認可外保育施設	59	59	59	59	59
過不足分(B-A)	△26※	71	88	115	118

(単位:人)

③臨海	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	845	817	794	778	754
確保方策(B)	879	879	879	879	879
認可保育所	818	818	818	818	818
地域型保育	8	8	8	8	8
認可外保育施設	53	53	53	53	53
過不足分(B-A)	34	62	85	101	125

※ 当該数値はあくまで城東区域のみでの想定であり、隣接区域への流動等の影響により、区全体では確保方策が量の見込みを上回る見込みです。

(3)-3 3号認定(0歳児／保育認定)

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	828	812	793	777	760
確保方策(B)	1,158	1,158	1,158	1,158	1,158
認可保育所	1,004	1,004	1,004	1,004	1,004
地域型保育	66	66	66	66	66
認可外保育施設	88	88	88	88	88
過不足分(B-A)	330	346	365	381	398

(単位:人)

①深川	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	217	217	213	210	203
確保方策(B)	329	329	329	329	329
認可保育所	268	268	268	268	268
地域型保育	35	35	35	35	35
認可外保育施設	26	26	26	26	26
過不足分(B-A)	112	112	116	119	126

(単位:人)

②城東	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	334	327	321	313	311
確保方策(B)	474	474	474	474	474
認可保育所	417	417	417	417	417
地域型保育	23	23	23	23	23
認可外保育施設	34	34	34	34	34
過不足分(B-A)	140	147	153	161	163

(単位:人)

③臨海	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	277	268	259	254	246
確保方策(B)	355	355	355	355	355
認可保育所	319	319	319	319	319
地域型保育	8	8	8	8	8
認可外保育施設	28	28	28	28	28
過不足分(B-A)	78	87	96	101	109

5-4 地域こども・子育て支援事業等の見込み・確保方策

※表中の「量の見込み」は各事業の利用見込み数等(需要数)、「確保方策」は各事業の確保定員数等(供給数)を表しています。

(1)利用者支援事業

【事業概要】

- こども及びその保護者が、教育・保育施設や地域こども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。
- 相談対応等の利用者支援や地域連携(関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくり等)を行う「基本型」(子ども家庭支援センター)、相談対応等の利用者支援のみを行う「特定型」(保育園ナビゲーター:本庁・豊洲特別出張所)、妊産婦及び乳幼児の健康に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目のない対応を行う「こども家庭センター型」(養育支援課及び保健相談所)、妊婦等包括相談支援事業により伴走型の相談支援を行う「妊婦等包括相談支援事業型」(保健相談所)の4類型の事業があります。
- その他、妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関である「地域子育て相談機関」があります。

【方針】

〔基本型〕

- タイムリーに、その状況に最適なサービスが利用できるよう、利用者の立場に立ったきめ細かな情報提供に取り組みます。
- 多様な相談に迅速に答えられるよう、相談・助言を行う人材の育成、スキルアップを推進するとともに、関係機関との緊密な連携を推進します。
- 令和10年度に富岡地区に子ども家庭支援センターを開設します。

〔特定型〕

- 保育園ナビゲーターの活用により、保護者のニーズに応じた情報提供を行います。

〔こども家庭センター型〕

- 妊娠期から、産前産後、出産、子育て等に関する不安や疑問について、外国人住民等も含め、いつでも誰もが、訪問や来所、電話等で、相談し支援を受けることができる体制を確立し、子育て家庭の不安の軽減を図ります。
- こども家庭センターを設置することで児童福祉部門と母子保健部門が緊密に連携し、妊娠期から切れ目のない包括的な支援を実施します。

〔妊婦等包括相談支援事業型〕

- 妊婦やその配偶者等に対して面談や情報提供、相談を行う等、伴走型の支援を行います。

〔地域子育て相談機関〕

- 子育て支援を行う施設において、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関を整備します。

【量の見込み・確保方策】

(単位:か所)

実施か所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	23	23	23	25	25
確保方策(B)	23	23	23	25	25
基本型(子ども家庭支援センター)	8	8	8	9	9
特定型(保育園ナビゲーター)	2	2	2	2	2
こども家庭センター型	5	5	5	5	5
母子保健機能 (保健相談所)	4	4	4	4	4
児童福祉機能	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	8	8	8	9	9
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

【妊婦等包括相談支援事業型】

(単位:回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	11,270	11,034	10,796	10,560	10,321
確保方策(B)	11,270	11,034	10,796	10,560	10,321
妊婦等包括相談支援事業型	11,270	11,034	10,796	10,560	10,321
こども家庭センター (母子保健機能(保健相談所))	11,270	11,034	10,796	10,560	10,321
その他※	0	0	0	0	0
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

※ NPO 等民間団体が実施する地域子育て支援拠点などに委託して実施する場合のことを指す。

(2)時間外保育事業(延長保育事業)

【事業概要】

- 保育認定(2号・3号の各種認定)を受けたこどもに対して、通常の利用日以外の日、また通常の利用時間以外の時間において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。

【方針】

- 認可外保育所から認可保育所への認可移行園等今後設置される全ての認可保育所において、延長保育(月極)を実施します。
- 就労等における突発的な理由により、一時的な延長保育を必要とする利用者については、1日単位で利用可能なスポット延長保育を実施します。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

月極利用平均人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
確保方策(B)	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業概要】

- 保護者が仕事等で日中家にいない家庭の児童に対して、放課後等に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、児童の健やかな育成を図る事業です。平日の午後(放課後)のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。小学校1～3年生及び障害等のある4～6年生を対象とする江東きッズクラブ B 登録(放課後児童クラブ/学童保育)が該当します。
- そのほか、江東きッズクラブには、小学校全学年を対象とした放課後の学校内の空き教室等で自主的な学びの場・遊びの場を提供する A 登録(放課後子ども教室)があります。

【方針】

〔B 登録〕※放課後児童健全育成事業

- 保留児童の発生が見込まれるクラブにおいて、校舎等の増設あるいは改築が見込まれる場合には必要な育成室面積確保に向けた調整を行います。

〔A 登録〕※放課後子ども教室推進事業

- 定期的に利用児童数と各小学校の活動場所の実態を把握するとともに、小学校における活動スペースを協議調整していきます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

B 登録 登録者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	3,789	3,754	3,675	3,639	3,541
確保方策(B)	3,789	3,754	3,675	3,639	3,541
1年生	1,690	1,645	1,580	1,617	1,520
2年生	1,296	1,331	1,296	1,244	1,273
3年生	777	752	773	752	722
高学年(障害等のある児童)	26	26	26	26	26
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0
A 登録 登録者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	7,776	7,724	7,593	7,539	7,366
確保方策(B)	7,776	7,724	7,593	7,539	7,366
1年生	2,067	2,013	1,933	1,978	1,859
2年生	1,882	1,932	1,881	1,805	1,848
3年生	1,721	1,666	1,711	1,664	1,598
4年生	1,394	1,403	1,359	1,397	1,358
5年生	538	529	532	516	530
6年生	174	181	177	179	173
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(4)子育て短期支援事業

【事業概要】

- 保護者の病気や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な支援(宿泊を伴う一時的預かり)を行う事業です。
- 施設で預かる「施設型」と協力家庭員(預かりボランティア)の自宅で預かる「在宅型」があります。

【方針】

- 事業の利用条件について、児童の人権を尊重し適切な実施に努めます。
- 事業の適切な利用をすすめ、児童虐待の予防に努めます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

年間利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,146	1,157	1,148	1,153	1,150
確保方策(B)	1,351	1,351	1,351	1,351	1,351
施設型	867	867	867	867	867
在宅型	484	484	484	484	484
過不足分(B-A)	205	194	203	198	201

(5)乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- 助産師又は保健師が、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や子育て状況等の把握を行い、育児や産後の体調等の相談を受けたり必要なサービスにつなげたりする事業です。

【方針】

- 家庭訪問を通じて家庭環境・生活環境に応じた適切な指導やアドバイスを行い、新生児の健全な発育と産婦の子育てを支援します。

【量の見込み・確保方策】

(単位:件)

年間訪問件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	3,683	3,606	3,528	3,451	3,373
確保方策(B)	3,683	3,606	3,528	3,451	3,373
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

a 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

- 養育支援訪問事業は、養育支援(子育てに関する相談、指導、助言その他必要な支援)が特に必要な家庭に対して、民間の訪問支援者がその家庭を訪問し、子育てに関する専門的な指導・助言に基づく家事支援を行うことで、当該家庭の適切な養育の実現を目指す事業です。
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【方針】

- 東京都をはじめ、関係機関との連携を図るとともに、相談体制の強化を図ります。
- 虐待の発生を予防するとともに、早期発見、早期対応等の体制づくりを進めます。
- 社会的養護施設との連携を図ります。

【量の見込み・確保方策】

(単位:件)

養育支援訪問件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	19	20	20	20	20
確保方策(B)	19	20	20	20	20
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(単位:回)

養育支援訪問回数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	87	90	91	91	92
確保方策(B)	87	90	91	92	92
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

b 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

- 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【方針】

- 子育て世帯等に対し家事・子育て支援を実施し、虐待リスクの高まりを予防します。

【量の見込み・確保方策】

(単位:件)

訪問件数(想定対象世帯数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	408	408	412	416	419
確保方策(B)	408	408	412	416	419
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(単位:日)

平均利用日数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	10	10	10	10	10
確保方策(B)	10	10	10	10	10
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

c 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

- 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【方針】

- 児童が安心できる居場所を提供し、個々の事情に応じた包括的な支援を実施することで虐待を防止し、児童の健全な育成を図ります。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

利用者数(想定対象児童数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	—	—	—	109	108
確保方策(B)	—	—	—	109	108
過不足分(B-A)	—	—	—	0	0

d 親子関係形成支援事業

【事業概要】

- 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行う事業です。

【方針】

- 親子関係形成支援プログラムの実施及び保護者同士が悩み・不安を共有できる場を設けることで健全な親子関係の形成を支援します。

【量の見込み・確保方策】

(単位:件)

対応件数(想定対象世帯数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	—	—	—	98	97
確保方策(B)	—	—	—	98	97
過不足分(B-A)	—	—	—	0	0

(7)地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

- 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。
- 江東区では、地域子育て支援拠点事業として「子育てひろば」を行うほか、「マイ保育園ひろば」、「かんがるーひろば」を実施しています。

子育てひろば	子育て中の保護者・就学前児童を対象に、子ども家庭支援センター、児童館及び一部私立保育所において、親と子が一緒にのびのび過ごせ、また一緒に子育てをする仲間との子育ての輪を広げることができる場を提供しています。
マイ保育園ひろば	在宅で子育てをしている保護者・就学前児童を対象に、認可保育所及び認定こども園で遊び場の提供や季節のイベントへのお誘い、子育て相談等を実施しています。
かんがるーひろば	地域の未就園児とその保護者を対象に、区立幼稚園で親子の交流や子育て相談等を行う親子登園を実施しています。

【方針】

- 子ども家庭支援センターの子育てひろばについては、見守り訪問支援や出張ひろば等、引き続き事業の充実に努めます。令和10年度に富岡地区で新たな子ども家庭支援センターを開設し、既存センターまでは遠く利用が難しかった地域の方の育児負担軽減や孤立感の解消を図ります。
- 児童館の子育てひろばについては、年齢別プログラム等、引き続き事業の充実に努めます。令和10年度に富岡地区で新たな子ども家庭支援センターが開設されることに伴い、古石場児童館については乳幼児親子利用者の同センターへの移行を見込んでいます。
- 私立保育所で行っている子育てひろばについては、引き続き事業の充実に努めます。
- 子育て支援地域活動であるマイ保育園ひろばを通して、各園が一人ひとりの「かかりつけ保育園」として在宅子育て家庭に対する支援の充実に努めます。
- かんがるーひろば(幼稚園親子登園事業)について、対象者へのPRを強化するとともに、参加者のニーズに応じたプログラムを実施していきます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人・か所)

年間利用者数・実施か所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み〔人〕	475,500	475,500	475,500	488,300	490,300
子ども家庭支援センター	230,700	230,700	230,700	259,600	261,600
児童館	239,300	239,300	239,300	223,200	223,200
私立保育所	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
確保方策〔か所〕	28	28	28	29	29
子ども家庭支援センター	8	8	8	9	9
児童館	17	17	17	17	17
私立保育所	3	3	3	3	3
(参考)年間利用者数	475,500	475,500	475,500	488,300	490,300

(8)-1 一時預かり事業(幼稚園預かり事業)

【事業概要】

- 子育て支援の一環として、通院・介護等の保護者のニーズに応えるため、教育時間前後に預かり保育を実施する事業です。1日の教育課程に係る幼稚園の教育時間は、文部科学省が定める幼稚園教育要領に4時間を標準とすると示されており、その教育時間の前後に事業を実施しています。

【方針】

- 区立幼稚園の預かり事業について、利用実績を踏まえて、引き続き事業の充実に努め、私立幼稚園等の預かり事業については、各園の事業運営を支援していきます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

年間利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	80,161	75,163	71,304	66,524	62,458
確保方策(B)	115,201	114,703	114,264	113,804	113,383
過不足分(B-A)	35,040	39,540	42,960	47,280	50,925

(8)-2 一時預かり事業(在園児対象を除く一時預かり事業)

【事業概要】

- 保護者の入院や通院、親族の看護等で、家庭での保育が一時的に困難となった場合や保護者の育児負担の軽減等を目的として、主として昼間、認可保育所その他の場所で一時的にこどもを預かる事業です。
- 江東区では、一時預かり事業として「非定型一時保育」、「緊急一時保育」、「リフレッシュひととき保育」、「ファミリー・サポート事業」を実施しています。

非定型一時保育	在宅で育児をしている保護者が、通院、通学、短時間の就労、自宅での看護等の理由で、お子さんの保育ができないときに、認可保育所の一時保育室で一時的にこどもを預かる事業です。保護者のリフレッシュ目的でも利用が可能です。
緊急一時保育	保護者の出産、傷病による入院、又は親族等の入院看護等の緊急の理由で、一時的にお子さんの保育ができないときに認可保育所の定員を超えてこどもを預かる事業です。
リフレッシュひととき保育	在宅で子育てをしている保護者のお子さんを一時的に預かる事業で、子ども家庭支援センター及び一部の児童館で実施する事業です。保護者のリフレッシュを目的とし、預かる理由を問いません。
ファミリー・サポート事業	区内で育児の手助けを必要とする方(利用会員)と育児の手助けができる方(協力会員)を結び、会員同士による援助活動を行う事業です。保育所・幼稚園の送迎等にも利用が可能です。

【方針】

- 非定型一時保育については、引き続き事業の充実に努めます。利用者の少ない施設については、利用者数の向上を目指します。
- 緊急一時保育については、引き続き事業の充実に努めます。
- リフレッシュひととき保育については、実施施設数の増加や利便性の向上等、引き続き事業の充実に努めます。なお、令和10年度に富岡地区に子ども家庭支援センターを新たに開設し、リフレッシュひととき保育を拡充します。
- ファミリー・サポート事業(未就学児)については、過去の傾向から、利用者数が平均約5%増加しているため、利用件数も同様の増加ペースを維持できるよう取り組んでいきます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

年間利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	39,390	39,870	40,050	41,930	43,410
確保方策(B)	39,390	39,870	40,050	41,930	43,410
非定型一時保育	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800
緊急一時保育	650	650	650	650	650
リフレッシュひととき保育	21,800	22,100	22,100	23,800	25,100
ファミリー・サポート事業(未就学児)	4,140	4,320	4,500	4,680	4,860
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(9)病児保育事業

【事業概要】

- 病院・保育所等に設置された専用スペース等において、病気又は病気の回復期であるために保育所に登園できない児童の保育を一時的に看護師等が行う事業です。
- 令和6年度において、病気の初期から回復期までの乳幼児を対象とした病児・病後児対応型施設4施設、病気の回復期にある乳幼児を対象とした病後児対応型施設1施設で実施しています。

【方針】

- 引き続き利便性の向上を図ることで利用率の向上を行い、施設の効率的な運用を促進します。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

年間利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
確保方策(B)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業概要】

- 区内で就学児に対する送迎等、育児の手助けを必要とする方(利用会員)と手助けができる方(協力会員)を結び、会員同士による援助活動を行う事業です。

【方針】

- 過去の傾向から、利用者数が平均約5%増加しているため、利用件数も同様の増加ペースを維持できるよう取り組んでいきます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

年間利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,070	2,160	2,250	2,340	2,430
確保方策(B)	2,070	2,160	2,250	2,340	2,430
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(11)妊婦健康診査事業

【事業概要】

- 妊産婦の健康状態を保ち、向上させるため、健康診査を行う事業です。

【方針】

- 定期的な妊婦健康診査を行い、妊婦及び胎児の死亡率低下、流・早産の防止等を図ります。
- 妊婦健康診査等の母子保健活動を通じて、支援を必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:件)

年間受診票交付件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	4,051	3,967	3,881	3,796	3,710
確保方策(B)	4,051	3,967	3,881	3,796	3,710
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(単位:回)

年間健診受診回数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	42,536	41,654	40,751	39,858	38,955
確保方策(B)	42,536	41,654	40,751	39,858	38,955
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(12)産後ケア事業

【事業概要】

- 産後に不安を抱える母親が、乳児と一緒に助産所等の施設において、助産師等から母子のケアや授乳指導、育児指導が受けられる事業です。また、授乳に不安を抱える母親には、助産師による乳房ケアを行います。

【方針】

- 産後ケアにより、出産後の母体ケアや子育て支援体制を充実させ、母子の健全な育成のための二一ズに応え、安心して子育てできる環境を整えます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人日)

年間利用日数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	4,216	4,609	4,511	4,412	4,312
確保方策(B)	4,216	4,609	4,511	4,412	4,312
宿泊型	2,783	3,207	3,138	3,070	3,000
日帰り型	737	721	706	690	675
乳房ケア(訪問型)	232	227	222	217	212
乳房ケア(外来型)	464	454	445	435	425
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

- 低所得者の負担軽減を図るため、認定世帯(1号～3号のいずれかの教育・保育認定を受けた世帯)に対して教育・保育に必要な日用品や行事参加費等の実費負担分の費用を助成する事業です。

【区の現状】

- 新制度※移行幼稚園及び認定こども園(1号・2号認定)に通う低所得世帯に対し、保護者が支払った日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の補助を行っています。
- 新制度に移行していない幼稚園に通う低所得世帯等に対し、保護者が支払った給食費の補助を行っています。

※「子ども・子育て支援新制度(誰もが子育てをしやすい社会の実現のために国が開始した制度)」のこと。新制度移行幼稚園とは、この制度へ移行している幼稚園のことを指す。

【方針】

- 国の動向を注視しつつ、保護者が実費を負担する費用の補助を継続実施します。

(14)多様な主体の参入促進事業

【事業概要】

- 保育の需要に応じた供給体制の確保や多様な事業者の能力活用を図るため、認可保育所等特定教育・保育施設(施設の運営等に係る費用の補助を受けるために区長から認められた施設)への民間事業者の参入を促進する事業です。

【区の現状】

- 令和6年度より、小学校就学前の幼児を対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者に対し、施設の利用料を補助する事業を開始しました。
- 認可保育所の新規開設、認可外保育施設から認可保育所への移行及び区立保育所の公設民営化に際し、株式会社等民間事業者の活用を図っています。

【方 針】

- 各種学校等補助対象となる可能性がある施設に対し、「多様な集団活動利用支援事業」の周知を進め、利用促進を図ります。
- 認可保育所の設置においても促進を図るため、今後も良質な民間事業者の参入促進を継続します。

(15)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業概要】

- 満3歳未満で保育所等に入所していない乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【方 針】

- 本事業における未就園児の預かり保育に対するニーズを適切に把握し、効果的な受け入れ体制の整備に努めます。

【量の見込み・確保方策】

- 量の見込みに関しては、国による制度運用等の検討を注視するとともに、令和6年度に開始した未就園児の定期的な預かり事業(あずかーる)に対するニーズを把握しながら、本計画の中間見直しにおいて適切に設定します。また、確保方策に関しては、算定した量の見込みに基づき、実施園の拡充等、受け入れ体制の整備を進めます。

5-5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の運営

【事業概要】

- 認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持ち、地域における子育て支援事業も行っています。

【区の現状】

- 令和6年4月1日現在、幼保連携型認定こども園※13園、地方裁量型認定こども園※21園があります。
- 「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」では、保育所の待機児童が解消されていることから、区立幼稚園の認定こども園への転換については検討を取りやめることとしています。

※1 認定こども園の中の一つの形態で、国の基準に基づいて保育所と幼稚園が連携して設置される施設のこと。

※2 認定こども園の中の一つの形態で、地方自治体が地域の特性に応じて設けた独自の基準に基づいて設置・運営が行われる施設のこと。

【方針】

- 保育所の待機児童が解消しており、現状では大幅な増加は見込まれないことから、今後、教育・保育ニーズの変化が生じた場合には、幼稚園や保育施設等の状況を踏まえて検討を行います。

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援

【事業概要】

- 質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭や保育士の資質の向上に取り組んでいます。

2-1 幼保併有資格の取得促進

【区の現状】

- 幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、学校教育と保育を一体的に提供する施設に勤務しているため、原則として幼稚園教員及び保育士資格の両方の所有が求められています。このため、令和元年度より幼稚園教員及び保育士資格を併有していない認定こども園の職員を対象に、資格取得に要する経費の補助を行っています。

【方針】

- 幼保併有資格の取得に向けて、引き続き補助を行っていきます。

2-2 幼稚園教諭と保育士の合同研修

【区の現状】

- 幼稚園や保育所が直面する諸課題を解決・改善するため、幼稚園教諭及び保育士の資質・能力の向上を図る「保幼合同研修会」を実施しています。

【方 針】

- 幼稚園教諭及び保育士を対象とした合同研修等を行い、幼稚園教諭及び保育士の資質・能力の向上を図ります。

2-3 幼稚園教諭・保育士の処遇改善

【区の現状】

- 幼稚園教諭や保育士等の処遇改善として、賃金改善に要した費用について私立幼稚園や私立保育所等へ補助を行っています。

【方 針】

- 私立幼稚園等の人材確保や幼児教育の安定的な供給のため、区独自制度の中で引き続き幼稚園教諭の処遇改善を図ります。
- 全国的に保育士の確保が困難となっている状況から、江東区においては国や都の制度を活用し、引き続き保育士の処遇改善に取り組みます。

2-4 特に配慮を要するこどもに関わる職員の資質の向上

【区の現状】

- 認可保育所及び認定こども園を対象に、特別な支援を必要とする乳幼児の保育について、専門の講師による「こども発達支援ゼミ」を開催し、区全体の障害児保育の知識及び技術の向上を図っています。
- 発達相談費として、臨床心理士の巡回指導等、専門的見地から行う障害児等の保育指導及び助言に要する費用を私立保育所等へ補助を行っています。
- 公立幼稚園を対象に特別支援コーディネーター研修会を実施し、個別の配慮を要する幼児に対する支援のあり方を協議したり、効果的な支援事例を共有したりする等、職員の資質向上を図っています。

【方 針】

- 健康状態や発達の状況、家庭環境等から特に配慮を要するこどもについては、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関等との連携を強化するとともに、職員の資質の向上を図ります。

(3)教育・保育事業相互の連携・保幼小の連携

【事業概要】

- 就学前から学童期までの一貫した支援を目指した取組をしています。

3-1 地域に根ざした教育・保育の展開

【区の現状】

- 認可保育所及び認定こども園がマイ保育園ひろば事業に参画し、在宅子育て世帯を対象に子育て相談や園行事への参加、遊び場の提供等、各地域で子育て支援を実施しています。
- 原則として、0歳から2歳児までを対象とする区内地域型保育施設では、近隣の保育所との間で、日常的保育や代替保育※、卒園児受け入れに係る支援等の連携に取り組んでいます。

※ 職員の病気等により、保育を提供することができない場合に、連携している保育所に一時的に保育を提供してもらうこと。

【方針】

- 教育・保育施設が地域子育て支援の中核的な役割を担うために、必要な支援を行います。
- 地域型保育施設は、卒園後も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。
- 施設種別や公私立の垣根を超えた地域活動を実施し、教育・保育の質の向上や地域活性化を推進します。

3-2 幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続の支援

【区の現状】

- 「江東区連携教育の日」を設定し、区内の保幼小中の教諭等が中学校区ごとに保育参観や授業参観を設定し、円滑な接続を目指した意見交換会を行っています。

【方針】

- こどもの育ちの連続性を確保するため、幼稚園や保育所と小学校間において、個人情報に配慮しながら、こども一人ひとりの発達の過程や健康の状況等の情報共有を図ります。
- 就学前教育と学校教育の円滑な接続のため、同じ地域の幼稚園・保育所、公立小・中学校・義務教育学校の保育士と教諭による協議会の開催や合同研修会の実施等、一層の相互理解と連携強化を図ります。

第6章 計画の推進体制

6-1 計画の推進体制

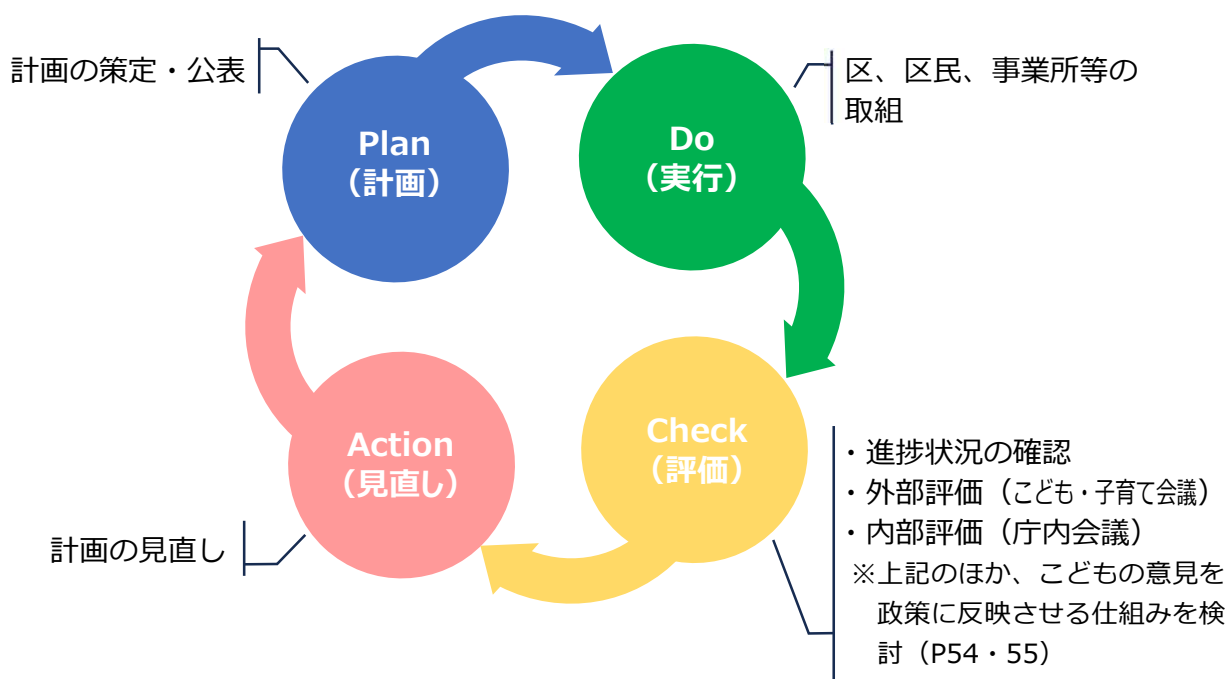
本区に暮らすこども・若者が健やかに育ち、保護者は喜びを感じながら子育てができるまちづくりを実現させるためには、区だけでなく、地域全体での取組が不可欠です。

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに関わる事業者・関係団体をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要であることから、策定した本計画等について、ホームページ等を活用して、広く区民に周知します。さらに、本計画がこども・若者の視点に立った計画として運用していけるよう、適宜こども・若者の意見を聴きながら評価・改善をできる仕組みを検討します。

また、子育て支援に関わる取組は多岐にわたるため、庁内関係課との緊密な連携を図ることはもとより、児童相談所や福祉・教育機関、警察・NPO法人や団体等との連携を図ります。

6-2 進捗管理

各年度の計画に基づく施策・事業の実施状況、教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況や実績等について、PDCAサイクルの視点を持って点検・評価を行います。また、量の見込みで大きな乖離が生じた場合や国の制度動向等により、必要に応じて計画を見直すものとします。



<江東区こども・子育て会議>

「江東区こども・子育て会議」は、子育ての専門家や区民の代表により構成され、本計画の策定・進捗管理にあたり、計画の内容等についての意見を聴取するために設置するものです。

資料編

1 計画の策定経過

■江東区こども・子育て会議における検討経過

回	開催日	主な内容
第1回	令和6年6月3日	● 前年度のこども・子育て支援事業計画の取組結果について報告 ● こどもまんなかワークショップ等の実施結果について報告 ● こども計画 構成案について検討 ● 年間スケジュールについて検討
第2回	令和6年7月8日	(こども計画についての議題なし)
第3回	令和6年8月5日	● こども計画 第1章(概要)～第3章(計画の基本的な方針)について検討
第4回	令和6年9月2日	● こども計画 第1章(概要)～第3章(計画の基本的な方針)について検討(継続) ● こども計画 第4章(施策の展開)について検討
第5回	令和6年10月23日	● こども計画 第1章(概要)～第4章(施策の展開)について検討(継続) ● こども計画 第5章(量の見込みと確保方策)について検討
第6回	令和6年11月8日	● こども計画(素案)について検討 ● パブリックコメントの実施について報告
第7回	令和7年1月31日	● パブリックコメントの実施結果について報告 ● こども計画(案)について検討

■江東区こどもまんなかワークショップ実施経過

回	開催日	開催場所・参加人数
第1回	令和6年5月11日	南砂区民館・27名
第2回	令和6年5月12日	富岡区民館・15名
第3回	令和6年5月25日	総合区民センター・14名
第4回	令和6年5月26日	豊洲文化センター・18名

2 江東区こども・子育て会議委員名簿

	氏 名	所 属 団 体 等	
会長	鈴木 秀洋	学識経験者	日本大学大学院危機管理学研究科教授 日本大学危機管理学部教授
副会長	内藤 知美	//	田園調布学園大学子ども未来学部教授
委員	宮原 満	福祉関係者	江東区公私立保育園園長会会長 (亀戸浅間保育園 園長)
委員	山田 不二子	//	医師 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事長
委員	田村 満子	//	NPO法人こどもの発達療育研究所理事長
委員	秋山 三郎	//	NPO法人東京養育家庭の会川の手支部 ホームスタート こうとう 代表
委員	石村 あさ子	保健関係者	公益社団法人東京都助産師会江東地区分会会長
委員	内野 成浩	教育関係者	江東区私立幼稚園協会会長 (神明幼稚園 園長)
委員	北島 千絵	地域活動関係者	主任児童委員
委員	井元 まどか	公募委員	
委員	三堀 大介	//	

(敬称略)

3 江東区こども・子育て会議設置要綱

平成21年5月20日

21江子児第492号

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号。以下「基本法」という。)第13条第3項並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第31条第2項、第43条第2項及び第61条第7項の規定に基づき、こども施策に係る事務、子ども・子育て支援事業及びこどもの権利に関する施策の推進に関し必要となるべき措置に係る意見の聴取を行うため、江東区こども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項に係る意見の聴取を行う。

- (1) 基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び変更
- (2) 支援法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定
- (3) 支援法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定
- (4) 支援法第61条第7項に規定する子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、こども施策に係る事務、子ども・子育て支援事業及びこどもの権利に関する施策の推進に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する20人以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 子育てに関する地域活動を行っている者又は行っていた者
- (6) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指定する事項を調査及び検討する。

3 専門部会長及び専門部会の部会員は、会長が指名する。

4 専門部会長は、必要に応じて専門部会を招集し、会務を総理する。

5 専門部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に部会員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども未来部こども家庭支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

4 江東区こども・子育て支援推進委員会設置要綱

平成21年5月15日

21江子児第470号

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号。以下「基本法」という。)第10条及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第61条の規定に基づく計画の策定及び推進、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号。以下「貧困対策法」という。)に定める施策並びにこどもの権利に関する施策の推進を図るため、江東区こども・子育て支援推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 貧困対策法第10条から第14条までに規定する施策の推進に関すること。
- (4) こどもの権利に関する施策の推進に関すること。
- (5) 前各号の計画又は施策に係る各部局間の連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、こども未来部を担任する副区長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会から付託された事項について調査及び検討するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、こども政策推進担当課長をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

5 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、会務を総理する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、こども未来部こども家庭支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

政策経営部長、総務部長、地域振興部長、福祉部長、障害福祉部長、生活支援部長、健康部長、こども未来部長、教育委員会事務局次長

別表第2(第5条関係)

企画課長、財政課長、人権推進課長、男女共同参画推進センター所長、青少年課長、福祉課長、障害者施策課長、障害者支援課長、保護第一課長、保護第二課長、生活応援課長、保健予防課長、こども家庭支援課長、養育支援課長、児童相談所開設準備担当課長、保育政策課長、保育支援課長、庶務課長、学務課長、指導室長、教育支援課長、地域教育課長、江東区社会福祉協議会福祉サービス課長

5 江東区こどもの権利に関する条例

こどものみなさん

みなさんは、誰一人代わりのいないかけがえのない存在です。

すべての人は、生まれた時から一人の人間として 幸 せに生きる権利を持っています。みなさんは、命が守られ、安心して育つことができます。まわりの人の愛 情のもとで遊び、休み、学び、自分らしく暮らしていくことができます。

みなさんは、自分の意志で自分に合った選択をすることができます。しかし、成 長の途中であるみなさんは守られる存在でもあり、まわりの人からの助けが必要になる場合があります。そのために 私 たちおとなは、みなさんを守るため、みなさん一人ひとりの声を大切に受け止め、みなさんにとって 最もよいことができるように 考 えていかなければなりません。

みなさんは、人種や性別、障 害や病気のあるなしなどにかかわらず、いかなる差別も受けません。誰もが同じように大切にされます。

みなさんは、様々な活動の場に参加し、自分の意見や思いをあなたらしい方法で表 現 することができます。

もし、みなさんが悩んだり、不安になったり、困ったりすることがあったら、おとなに相談したり、助けてもらうことができます。私 たちおとなは、みなさんの立場に寄り添い、みなさんにとって一番よいことを一緒に 考 えていきます。

江東区には、地域に 温 かい思いやりの 心 が息づいています。私 たちおとなは、地域全体でみなさんを見守り、みなさんを全 力で応援します。

未来を担うみなさんは、たくさんの可能性であふれています。たとえ失敗しても何度でもやり直せます。

江東区は、こどもの権利をみなさんやおとなに理解してもらえるように伝えていきます。そして、みなさん一人ひとりが大切にされ、誰もが自分は生まれてきてよかったと思える社会を目指して、この条 例を 定めます。

もくてき (目的)

第1条 この条 例は、日本国憲法や児童の権利に関する条 約の 考 えをもとに、こどもの権利を大切に 守るための基本となる 考 えを定め、こどもに関係する人たちが何をしなければならないのかを理解し、みんなで江東区(以下「区」といいます。)のこどもの健やかな育ちを支えていくことを目的とします。

ことば い み
(言葉の意味)

だい じょう じょうれい つか ことば い み つぎ
第2条 この条 例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

(1) 「こども」とは、江東区内(以下「区内」といいます。)に住んでいたり、区内で学んでいたり、働 いていたり、活動したりしている人の中で、まだ18歳になっていない人やこれらの人と同じく権利を認めることがふさわしい人のことをいいます。

(2) 「保護者」とは、こどもの親、里親その他こどもの親に代わりそのこどもを育てる人のことをいいます。

(3) 「区民」とは、区内に住んでいたり、区内で学んでいたり、働 いていたり、活動したりしている人や団体のことをいいます。

(4) 「育ち学ぶ施設」とは、区内の保育所、幼稚園、学校や児童福祉施設などの、こどもが育ち、遊び、学び、活動するために利用する施設のことをいいます。

たいせつ かんが かんが
(大切な考え方)

だい じょう う とき けんり も ひとり にんげん せいかつ ばめん
第3条 こどもは、生まれた時から権利を持つ一人の人間として、生活のあらゆる場面において、その権利が大切にされます。

2 こどもは、自分の権利が大切にされることと同じように、自分以外の人の権利も大切にします。

3 おとなは、こどもに対して何かを 行う時には、こどもにとって 最もよいことができるように 考えていきます。

あんしん い けんり
(安心して生きる権利)

だい じょう あんしん い つぎ けんり まも
第4条 こどもは、安心して生きるため、次の権利が守られます。

(1) 命 が守られ、愛され、大切にされること。

(2) 健康が守られ、必要な医療や行 政サービスが受けられること。

(3) 身体的・精神的な暴力や虐待を受けないこと。

(4) 家庭の環 境、国籍、文化の違い、年齢、性別、性のあり方、障 害や病気のあるなしなどにより差別をされないこと。

じぶん そだ けんり
(自分らしく育つ権利)

だい じょう じぶん そだ つぎ けんり まも
第5条 こどもは、自分らしく育つため、次の権利が守られます。

(1) 遊び、休み、学ぶこと、そのために必要な環 境が 整えられること。

(2) 様々な文化や芸 術、スポーツ、自然などに触れて豊かな経験ができること。

(3) 自分の 考 えで仲間を作り、集まること。

(4) 自分の個性や可能性が大切にされること。

まも けんり
(守られる権利)

だい じょう じぶん こころ からだ まも つぎ けんり まも
第6条 こどもは、自分の心や身体を守るため、次の権利が守られます。

すこ そだ がい まも
(1) 健やかな育ちを害するものから守られること。

めいよ まも
(2) プライバシーや名誉が守られること。

ふあん こま とき ひつよう しえん じょげん もと
(3) 不安なことや困ったことがあった時に、おとなに必要な支援や助言を求め、おとなにしっかりと自分の思いを受け止めてもらうこと。

じぶん いけん あき さんか けんり
(自分の意見などを明らかにし、参加する権利)

だい じょう じぶん いけん つた さまざま かつどう さんか つぎ
第7条 こどもは、自分にかかわりのあることについて意見を伝えたり、様々な活動に参加するため、次の権利が守られます。

じぶん いけん ことば た ほうほう じゅう ひょうげん かてい そだ まな しせつ ちいき く
(1) 自分の意見などを言葉その他の方法で自由に表現し、家庭や育ち学ぶ施設、地域のおとな、区などに伝えること。

じぶん いけん かんが じぶん ひつよう じょうほう しゃかい え
(2) 自分の意見などを考えるために自分にとって必要な情報をわかりやすく、おとなや社会から得られること。

いけん いけん おな たいせつ しゃかい う と
(3) こどもの意見などは、おとなの意見と同じように大切にされ、おとなや社会に受け止められること。

じぶん かんが さまざま かつどう さんか
(4) 自分の考えで様々な活動に参加すること。

く せきむ
(区の責務)

だい じょう く ほごしゃ くみん そだ まな しせつ かんけい ひと ちから あ
第8条 区は、こども、保護者、区民、育ち学ぶ施設や関係する人たちと力を合わせてすべてのこどもの権利が守られるための取組を進めます。

く じょうれい かんが かた けんり まも とりくみ すす けいかく
2 区は、この条例の考え方をもとにこどもの権利を守る取組を進めていくための計画をつくりします。

く かんけい さまざま とりくみ おこな とき じょうれい かんが かた すす
3 区は、こどもに関係する様々な取組を行う時には、この条例の考え方をもとに進めます。

く ほごしゃ くみん そだ まな しせつ かんけい けんり かんが かた りかい
4 区は、こどもや保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者などにこどもの権利についての考え方を理解してもらえるように取組を進めます。

く そだ まな しせつ かてい ちいきしゃかい けんり みずか まな じぶん じぶん
5 区は、育ち学ぶ施設や家庭、地域社会などで、こどもがこどもの権利について自ら学び、自分と自分以外の人の権利を大切にしたいことができるようになるための取組を進めます。

ほごしゃ やくわり
(保護者の役割)

だい じょう ほごしゃ もっと いちばん かんが ゆた あいじょう も せつ
第9条 保護者は、こどもにとって最もよいことを一番に考え、豊かな愛情を持ってこどもに接し、こどもの権利が守られるように努めます。

ほごしゃ ひつよう おう く くみん そだ まな しせつ ちから あ すこ そだ
2 保護者は、必要に応じて、区や区民、育ち学ぶ施設などと力を合わせてこどもが健やかに育つように

つと
努めます。

くみん やくわり
(区民の役割)

だい じょう くみん ちいきぜんたい そだ りかい ちから あ けんり まも
第10条 区民は、地域全体で子どもを育てていくことを理解し、力を合わせて子どもの権利が守られる
ように努めます。

くみん すこ そだ かんきょう つと
2 区民は、子どもが健やかに育つことができる環境づくりに努めます。

くみん ちいき みまも く いっしょ あんぜん あんしん す
3 区民は、地域で子どもを見守り、区と一緒に子どもが安全に安心して過ごすことができるまちづくりに
努めます。

そだ まな しせつ かんけいしゃ やくわり
(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

だい じょう そだ まな しせつ かんけいしゃ じぶん かんが あそ まな かつどう
第11条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるようにす
るための支援を行い、子どもの権利が守られるように努めます。

そだ まな しせつ かんけいしゃ そだ まな しせつ すこ そだ たいせつ やくわり も
2 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな育ちのために大切な役割を持っている
ことを理解し、子どもを支援する力を高めるように努めます。

そだ まな しせつ かんけいしゃ ほごしゃ かてい あんしん こそだ しえん おこな
3 育ち学ぶ施設の関係者は、保護者が家庭で安心して子育てができるようにするための支援を行い、
子どもの権利が守られるように努めます。

そだ まな しせつ かんけいしゃ そだ まな しせつ じょうほう ほごしゃ くみん つた たが ちから あ
4 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設の情報について、保護者や区民に伝え、お互いに力を合
わせて育ち学ぶ施設を運営するように努めます。

けんり まも じょうたい かいふく
(子どもの権利が守られていない状態からの回復)

だい じょう く ほごしゃ くみん そだ まな しせつ かんけいしゃ たが ちから あ さべつ ぎゃくたい
第12条 区や保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者は、お互いに力を合わせて子どもに差別や虐待、
いじめその他の権利が守られていない状態があれば、力を合わせて早く権利が守られた状態へ
回復できるようにするための支援に努めます。

く おも う と ふあん なや かいしょう そうだん おう あんしん
2 区は、子どもの思いを受け止め、子どもの不安や悩みを解消できるよう相談に応じ、子どもが安心し
て育つことができる環境づくりに努めます。

いにん
(委任)

だい じょう じょうれい さだ ひつよう くちょう べつ さだ
第13条 この条例に定めるもののほか必要なことは、区長が別に定めます。

ふ そく
附 則

じょうれい れいわ ねん がつついたち しこう
この条例は、令和7年4月1日から施行します。

江東区こども計画（令和 7 年度～令和 11 年度）

令和 7 年 3 月 印刷物登録番号（6）7 2 号

編集発行 江東区こども未来部こども家庭支援課
江東区東陽 4-11-28
電話（3647）9111（代表）